

資料一、二は、まず個人経営の事業所数ということで、卸売と小売業を合わせたもの、これは百四十万、昭和五十七年にあったものが、平成十九年では六十万ぐらいに落ち込んでいる、つまり半分以下、そして個人経営の事業所数、これは小売業だけでいうと百三十万だったものが六十万以下、これも半分以下に落ち込んでしまっているわけでございます。

また、資料二は、ガソリンスタンドと酒のいわゆる販売小売ですね。ガソリンスタンド、昭和五十七年には一万二千弱あったものが平成十六年には五千に落ち込んでいる、これも半分弱、そして酒の小売も九万、五十七年にあったものが、これは平成十九年には三万強ですから三分の一に落ち込んでしまっているわけであります。

資料三は、これはLPガスの販売事業者数でございます。これは若干ちよつと長目にとつてありますが、五十三年には四万だったものが平成十八年には二万ぐらいになってきて、大体半分ぐらいにこれになってしまっているということでございます。

昭和五十年代ぐらいからずっと引き続いているということですから、いろいろな理由があるんだと思うんです。例えば、消費者の変化ですとか社会環境の変化、それから、若者の新しいこういう職業につきたいという思考の変化によって後継ぎがなかなか難しいとか、そんないろいろな理由があると思います。でも、やはり聞こえてくるのは、一部非常に不当な安売りが行われていたりすることによる絶対的な競争条件の違いによる圧迫ではないかということが言われているわけでございます。

私は、盆踊りとか夏祭りとかが大変好きで、地元の人ほとんど全部に顔を出して、実際自分でやらせていただいていますけれども、こういうときに、そういう地域の活動を支えていただいているというのは、やはりこうしなずと地元の地域を支えていただいている個人商店であつたりするわけであります。

私は、埼玉の大宮、与野というところが地元なんですけれども、どんなこうしたところが今なくなつてしまつて、中には、お祭り自体が廃止になつて、子供たちのそうした楽しみが奪われているという地区もあります。つまり、こうした地域社会を支える土台というのが崩れつつあるのも事実だと思ひます。

この点について、先ほど申し上げたとおり、いろいろな社会的な変化はある、これはしょうがないけれども、やはり不当な安売りで自分たちのずつと家業としていた商売が成り立たなくなるのはたまらない、こういう悲鳴のような声が大変聞こえてくるわけでございます。

したがつて、実は、この独禁法の改正、特に不公正な取引方法への課徴金の導入というのは、おとし自民党の中では大変な議論があつて、これは、確かに不公正な取引方法というのは、いわゆるカルテルなどと違つて事前の違法性の認識が非常に低くて、結果論としてアウトになる場合が多いから、こうした不公正な取引方法には慎重であるという意見がずつと公取の方からは出されていたんです。それを、私たちの中の議論では、やはりこうしたところにも課徴金を導入して、そして、不当な安売りによりこうした個人の、地域の皆様の土台が崩れるということを防ごうという熱い思いでここを通して、そして去年、実はこの法改正は提出をされていたわけでありました。

最初の質問は、関係者にとつては悲願でもあつた、そして私たちにとつても非常に熱い思い入れがあつたこの独占禁止法の改正法案が、去年は結局審議が一分もなされず、結果的に廃案になつたんです。これは、一体なぜだつたんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 私どもも、平成十七年の独禁法改正、そのときに附帯決議、附則において宿題をいただいております、それは期限内に果たしたつもりでございます。

昨年の通常国会に独禁法の再改正案を提案させていただいたんですが、これは、率直に申し上げまして、国会の方でその取り扱いをお決めになつ

たわけで、私にとつてはこれでようやく三度目の正直で本日審議入りになつたということでございます。

○牧原委員 ありがとうございます。

これも、やはり私も一国会議員として大変反省もしなきゃいけないと思うんですけれども、去年の国会というのは大変荒れてしまつて、いろいろなところで審議拒否がなされ、そして法案が詰まつているという理由で独禁法が後回しになつていったということもあろうかと思ひます。また、選挙が近くて臨時国会が動かなかつたということもあると思ひます。

私たちは、こうした一つ一つの法案を、私たち自身の論理だけで通さないということがあつてはいけない、そういうふうな……(発言する者あり)

○東委員 御静粛にお願いします。

○牧原委員 次に、一部の不正取引方法に絞つたという理由についてお聞きします。

今申し上げましたように、独禁法というのは、単に自由競争を確保するということのみならず、経済政策的な意味、例えば経済のあり方に影響を与えるわけでありまして、また社会政策的な意味もあります。これは、今申し上げたように、例えば個人商店なり地域社会というのをどういうふうに守つていくかという視点であります。御承知のとおり、日本の独禁法の運用とアメリカやあるいはヨーロッパなどの独禁法の運用は随分違つていて、特に課徴金の賦課なんというところには随分と金額的な差異もあるわけでありまして。

今回、そうしたいろいろな視野に立つて、この不公正な取引方法に対する課徴金の導入というのがなされて、これは非常に重要であると考えますけれども、この不公正な取引方法というのは法の第二条九項に規定されておられ、それを受けて不公正な取引方法と言われて、公取が一般指定によつて十六項目の取引方法を指定しているわけでありまして。

今回の法改正では、この不公正な取引方法の十

六項目のうち、五つだけについて課徴金を賦課するということをしているわけですが、この五つに絞つたという理由についてお聞きしたいと思ひます。

○竹島政府特別補佐人 牧原委員もお触れいただきましたように、従来は、公正取引委員会は、この不公正な取引方法にまで課徴金を導入することについては慎重でなければならぬ、その大きな理由は、正常な取引と違法な取引の線引きが非常に難しい。

特に、不公正な取引方法というのは、カルテルや談合と違ひまして、いわゆる専門用語で当然違法と言つてはいますが、情状酌量する余地なし、カルテル、談合をやれば即違法であるというふうな観念されているものとは違ひまして、公正な競争を阻害するおそれがあるような場合に、それよりもっと深刻なことにならないようにするために予防的に規制をする、そもそもこういう趣旨なものですから、これに金銭的不利益処分たる課徴金をかけていいのか、かける場合には明確な基準がなければ事業者を混乱させる、こういうことから慎重な判断が必要だということを申し上げてまいりました。

先生がお触れになりましたように、欧米ではこういうものについては、課徴金とか制裁金とかはもちろんのこと、そもそも競争当局が介入しないというのが基本的なことでございます。事件としてそもそも取り上げられないというのが現実でございます。そういう意味で、別に欧米がそうだから日本でも同じようにするということではございませんが、事の性格からいって、そういう際どいといひますか微妙な点を持っているということでございます。

ところが、平成十七年の独禁法改正のときに衆参で大いに議論がなされて、牧原委員御指摘のように、最後には附帯決議で、不当廉売、優越的地位の濫用、この二つが特に取り上げられまして、これに課徴金を導入すべきであるという御趣旨が示されました。

その後、私どもは、内閣府の基本問題懇談会という専門家二十名から成る懇談会で御議論いただきまして、一つ、優越的地位については、これは明々白々だろう、課徴金の対象にしている。何となれば、その関係を利用して不当利得を完全に手に入れば、例えば、ただで従業員を働かせるとか、協賛金を黙って持つてこさせるとかいうことで、明らかに具体的に不当利得というものがその事業者の中に入っているということにもなりますし、公正な競争をする上での基盤を毀損するということだから、理屈の上からも、課徴金を導入することはいいだろう。

しかしながら、それ以外の、不当販売でありますとか差別対価とかございますが、これらの不正な取引方法というのは、言ってみると私的独占に至る手前の予防的な措置ということなので、これについてはやはり慎重でなきやいけない。しかしながら、違法性の基準を明確にできるのであれば、それは政策的な判断として課徴金の導入ということもあり得るだろう、こういう整理がなされました。

私どもは、それを受けまして、国会において御要望の強かった不当販売について要件を明確化いたしました。現状の一般指定における不当販売の要件の中で構成要件を明確にするということで、関係方面とも相談しまして明確にしました。それから、差別対価、再販売価格の規制につきまして、これは同じようなたぐいのことだろうということ、この四つについては、構成要件を明確化した上で課徴金の対象にした、そういうことでございます。

基本的に、不正な取引方法全部に課徴金をかけるべきだという考え方には実は立っていない、やるべき政策的必要性とか、それから構成要件の明確化ができるというものにいわば絞って、今回提案させていただいているところでございます。

○牧原委員 今委員長がおっしゃられたとおりで、確かに、この不正な取引方法へは、そもそも課徴金導入反対論というのが非常に強くて、多

分、法理論的に言うとその理由も納得できるものでもありますから、今回絞ってということとは、当座の判断としてはあり得るのかなと思います。

ただ、一点、これは本会議でも質問が出されておりましたけれども、いわゆる景表法の不当表示のところがあります。これは、不正な取引方法では欺瞞的顧客誘引という形で受けているわけでありまして、例えば、私の地元の埼玉では、去年、LPガスという業界において、ある大手の事業者に対して不当表示の注意というのが初めて出されました。

LPガスに限ったことではないんですが、いわゆる大手やあるいは格安業者が、うちが地域で一番安いんだとか、下手すると日本が一番安いんだというビラを大量にまいて、あるいは、値段はもう上げませんよという言い方をして顧客を奪ってしまつて、その後にすっかり自分たちが独占を享受して値段を上げていくというようなやり方というのがあり得るわけでございます。こうした場合には、被害が実際に起つてしまつて、つまり、顧客がとられてしまつたり、あるいはその店がつぶれてしまつたら、これは取り返しがつかないという点では、先ほどの五つの類型と何ら変わらないものだと思います。

この不当表示について今回は見送られたという理由は、先日の本会議では、消費者庁の創設とあわせて、総合的に被害救済とあわせて検討するということお話がありましたけれども、改めて、今後の具体的な検討予定、こうしたことについてお聞きしたいと思ひます。

○堀田政府参考人 お答えいたします。

課徴金制度は、事業者に対して国庫への金銭納付を命じることのみでございます。違反行為を抑止する効果はございますけれども、被害をこうむつた消費者の直接的な救済につながるものではございません。

こうしたことから、今回の消費者庁の設置に際しましては、景品表示法の不当表示に関する課徴金制度の導入は見送りまして、今後、被害者救済

制度を総合的に検討する際にあわせて検討するということにしたいところでございます。

また、消費者庁関連三法案の衆議院におきます審議の結果、被害者救済制度につきましては、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、多数の消費者に被害を生じさせる者の不当な利益を剥奪し、被害者を救済するための制度について検討を加えて、必要な措置を講ずるという旨の規定が附則に盛り込まれたところでございます。

現在、内閣府では、消費者庁の創設に先立ちまして、関連する国内外の諸制度の調査研究に着手しているところでございまして、消費者庁ではこれらを踏まえて検討されるものと考えております。

○牧原委員 この点は、新しい法制度の改正と絡んでしまつたという面もありますが、とにかく、一日一日、こうした被害を受けていて、そして不当表示が原因じゃないかと苦しんでいる方がいらっしゃるわけですから、何となく、私たちの時の流れではなくて、そうした人々の必死さということに合せて急いでいたいただきたいと思ひます。

今回のこの課徴金の導入を含めた一連の規制については、一番のポイントは、私は実効性だと思ひます。つまり、この課徴金導入によつて、今までだめだった、取り締まられなかつたところが本当に取り締まれるようになる、あるいは、抑止効果があつて不正な取引方法がなくなるということ、が一番重要であります。その観点から幾つか、ちよつと技術的な質問をさせていただきます。

まず、新しく導入された五つの類型について、課徴金賦課に至るには、四つは繰り返しのいうものが要件とされていて、そして優越的地位の濫用だけは継続というものが要件になっております。本来、このような不正な取引方法で打撃を受ける、特に中小零細企業の事業者の皆様からすれば、繰り返しが継続を要件としているは間に合わないという声が多いんです。

この要件づけについて、まず、なぜこのような要件がつけられたのか、お伺いしたいと思ひま

す。

○竹島政府特別補佐人 先ほどちよつと申し上げましたように、構成要件なり違法性基準の明確化ということが必要でございまして、そういう観点から、継続してとか繰り返してとかということが条件として加えられているということなんです。が、ただ、牧原委員御存じのとおり、今問題になっている優越的地位の濫用にしても不当販売にしても、既に現行の独禁法で、該当すればこれは違法行為でございまして、したがつて、現実に我々も排除措置命令を出しているわけでございまして、それに至らないものについては、警告なり注意なりを多数やっているわけでございまして、その結果何が起きているかという、大体はやめているわけでございまして、やめているのは正をしていくということでございます。課徴金がなくてもそれなりにはワークしている。しかしながら、御意見の中に、確信的な事業者がいて排除措置命令だけでは不十分だ、課徴金をかけない、こういうことでございまして、そういう判断をさせていただいて、しかしながら、条件はある程度厳しくしたと。

そうでないと、そもそも独禁法が守るべきものはまともな競争、まともな競争競争というものをきちんと促すということが法律のそもそもの目的、その結果として、消費者なり需要家なりがよりよいものをより安く手に入れることができる、こういうことが基本的な使命でございまして、そういうことで、ただただ安いということで即違法とかいような議論になりますと、結局はそういう意味の競争競争を阻害する、結局みんな同じ値段でやつていけばいいんだねと。それで、護送船団じゃございませんが、生産性の低いところに合わせて価格しか提供できないということになつてしまつては、これはまさに元も子もないわけでございます。

そういう意味で、私どもは事業者の健全な創意工夫、それから健全な競争競争を促す、そういう意味で、安いことは悪いことではない、むしろ、

たが、多分今のお話だと、裁量性を入れるということとあわせて多少幅を持たせれば、私は、より

効果があるんじゃないかなと思いますので、その辺もちよつと検討、我々もしていかなきゃいけないですが、お願いをしたいと思います。

ちよつと時間がなくなってきましたので、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」とい

う要件について、これは実は大議論があった要件でございまして、これは入れると。特にこれは差別対価と不当販売に入っているんですけども、実際に他の事業者の事業活動が困難になってし

まったくという客観的狀況が見え始めてから適用できるんだみたいな議論があつて、そうだとすると、あらかじめ、ある一定の人たちは死に体になつても構わないみたいな要件じゃないかという批判が随分あるんです。

ここについては、実際の運用が始まってから、先ほど既に、繰り返し、継続という要件があるわけですから、それに加えて、この「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」、客観的な状況を要件としてしまうと、本当に悲惨な状況になつてからじゃないと課徴金を課せられないということになりますので、ここはちょっと要検討を

それから、最後、では、これをお聞きします。
不当販売においては、総販売原価を著しく下回るかどうかということが基準になっていると私は
思っています。

理解しているんですけれども、この基準の範囲について、これが非常に不明確であるということ、実際の公取の運用において実務的な取り締まりを困難にしているという面があると思います。裁判の判例も割れてしまっているところであります。

この点について、今回の課徴金導入を機にぜひ明確化を図っていただきたいというふうに思いま

すが、この見解についてお聞きします。

○竹島政府特別補佐人 二点御指摘があつたんですが、「他の事業者の事業活動を困難にさせるお

それ」というのは、そういう事態が起きるまでは

手を出さないのかと。そうじゃございません。これは、その蓋然性があれば当然処分をするわけでございます。

なぜこういう、他の事業者の事業活動を困難にするおそれということを書いてあるかと申しますと、不当販売の場合でも、ほかの場合でも同じですが、町のちっちゃいお店屋さんが原価割れ販売をやった、そういったものを独禁法で取り締まるということはいましておりません。それは、要するに、周りに対するインパクトがごく限られている。

そうじゃなくて、不当販売をやっている事業者がそれなりに大きな事業者で、その結果として周辺の商圈に大きな影響が出る、その結果、被害を受ける事業者もいて、まともな競争が期待できない、こういった場合を取り締まりの対象にしているわけでございます。その場合は、おそれについても、現に事態が発生することをまつまでもなく、蓋然性があれば処分をするということでございます。

それから、不当販売の基準が明確ではないという御指摘、これは関係の方々からも時々伺うことがあるんですが、私もそう思っていないんです。

要するに、小売の場合は典型ですが、これは端的に、著しく原価を下回るといのは、仕入れ原価を下回るか、それをある程度の期間をやったかというところでございまして、ただ、仕入れ原価は、名目の仕入れ原価じゃなくて、リベートをもらっているとかいう場合には、リベートを勘案して実質的な仕入れ原価までだったら、これは不当販売だ、こういうことで運用させていただいていまして、その線引きは、私はもう明確になつていくというふうに思っています。

したがって、たくさん言っても注意にしかならないじゃないかというのは、私も信用していたかなきゃしょうがないんですが、それは注意に相当する程度のものであると。私も悪質なものについてはきちっと法的措置を講じてい

るわけでございます。そういうものの数は少ないですけれども、圧倒的に多い注意というものは、まあ私どもの目から見るとその程度が相当なケースである、こういうことでございます。

○牧原委員 ありがとうございます。

今回の法改正、非常に期待が大きいので、公取の人員の見直しということも遠慮なくおっしゃっていただいで、有効に生きるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○東委員長 これにて牧原秀樹君の質疑は終わりました。

次に、平将明君。

○平委員 自由民主党の平将明です。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は独占禁止法改正法案についてということでありまして、その前に、せっかくの機会ですので、ちよつと一つだけ政府にお伺いをしたいことがございまして、そちらを御質問させていただきますかと思うんです。

中小企業金融の公的金融の部分でありますけれども、二〇〇八年の一次補正、二次補正で信用保証協会の保証とセーフティーネット貸し付けの制度ができました。私の選挙区は大田区でありまして、中小企業が大変集積をしている場所でありまして、けれども、二月、三月の事故率、デフォルトを見ると、想定よりもかなり低くおさまっている。この公的金融、中小企業の金融政策がきているというふうに実感をしているところであります。

ただ、自民党の部会等でもいろいろ質問をさせていたいで、ちよつといまに一つ理解ができていないものがありますので教えていただきたいと思ふんですが、緊急保証の二十兆というのは大変金貸し出しがスムーズにしている。片や、セーフティーネット貸し付けといった方がなかなか伸びていないということ、地元や企業の方から聞いても、使にくい、なかなかお金が出ないという話を聞きます。

信用保証協会の方のスキームはというお話をこの間尋ねさせていただきましたけれども、大体事故率が八％で、そのうち二割を回収する。ですから、ざっくり六％ぐらい財政措置をしていけば、デフォルト八％ぐらいまでだったからカバーして、どんどん貸し出しをできるということだと思ふんです。

セーフティーネット貸し付けの方は政府系金融機関が行うと思うんですけれども、どんどん貸せというのはいいんだけれども、では事故が起きたときはどうするのか、その辺はどう手当てをするのか。その辺の仕組みがよくわからないものですから、ちよつとその辺だけ最初に一つ確認をさせていただきます。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の十月より、先生御指摘のセーフティーネット貸し付けを行っております。

日本政策金融公庫におきましてやっておりますが、今般の経済危機対策におきまして、この事業規模をさらに三兆円ふやしまして、総額十二兆円の枠ということにしております。

これに対する政府の支援ということでございまして、今御指摘のありましたとおり、貸し倒れリスクあるいは金利の引き下げに備えまして、政府からの出資金ということで手当てをしてございまして、これは、二十年度の補正予算で約一千億円、今回、二十一年度の補正予算でさらに追加で二千億円ぐらいということで、今調整を財政当局と行っております。

加えまして、実は、このセーフティーネット貸し付けの原資でございますが、これは調達コストが低い財政融資資金ということを活用してございまして。

したがって、単純に市場から調達した場合と、仮定の計算でございますが、これを比較しますと、大体二千億円を超えるコスト削減効果がある。これも一種の政府の支援ということで考え得ると思っております。

先ほど先生御指摘がございました、セーフ

ティーネット貸し付けが余り出ていないのはいかというのがございましたが、先週末までに約一兆七千億円の利用になっておりまして、特に年が明けて、この二月には前年比二・八倍、三月は三・七倍と、大幅な伸びをしております。

引き続き、中小企業の資金繰り支援には万全を期してまいりたいと考えてございます。

○平委員 地元でいろいろ、皆さんもそうだと思うんですけど、説明をしなきゃいけないんですけど、信用保証協会に行つたけれども借りられなかった、どういう仕組みになっているんだという、それは事故率八％以上、もつとそれ以上のリスクがあるところにはやはり貸せないようになっていきますよということを言っているんです。

そのセーフティーネット貸し付け、今、その財政措置と、あと、いわゆる資金調達コストが安いから実質その分面倒を見ていることになっているんだという話だと思いますけれども、保証協会は大体八％ぐらいだ。そうすると、実際、セーフティーネット貸し付けの方はどのぐらいのリスクがとれる、大体、おおむね同じぐらいのリスクのところへ出せるのかということはどうなんですか。

例えば、利息を補給するというのは、貸すか貸さないかのところの基準は一緒だと思ふんですね。それで、貸した後に利息を補給してあげるということでですね。セーフティーネット貸し付けは、今までお金が調達できないところに貸してあげるわけだから、ふだんのところよりもリスクの高いところに貸してあげなければいけない。

今お話を聞くと、大体総額で五千億ぐらい面倒を見てあげると。そうすると、十二兆の枠で、デフォルト、セーフティーネット保証の方は八％ぐらいいまでリスクがとれるとしたら、セーフティーネット貸し付けの方はちよつと少なくて六パーぐらいのリスクはとれるのかと。

その辺はざっくりどうなんでしょうか。わかる範囲で結構です。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

信用保証協会が主に対象としております比較的小さい企業の無担保でございますので、それと同様の計算を仮に、したがいまして、旧国民金融公庫国民事業本部で無担保、無保証人貸し付けで考えますと、これは全くの仮定の計算でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、いわば信用コストを国が面倒を見ているということで、大体、運転資金で約八年間の貸し付けだということと考えますと、やはり九割前後ぐらいの信用リスクを見ているという格好になってございます。

○平委員 ありがとうございます。

事故率八から九を見るところは民間の金融機関ではあり得ない話でありますので、かなりの高いリスクを国がとってやるということだと思えますし、そういう説明を我々もさせていただきますと思います。

これからセーフティーネット貸し付けがどんどんふえていくんだろうと思いますけれども、引き続きよく注意深く見ていきたいと思っております。

それでは、本題の独占禁止法改正法案につきまして質問をさせていただきますと思います。

牧原議員と事前の打ち合わせをしていなかったの、ほとんどダブっておりまして、きょうはせっかく竹島委員長がおいででございますから、私自身も中小企業の経営をしておりますので、中小企業の心の叫びをちょっと聞いていただききたいなというふうに思います。

本当に、我々ビジネスをやっている、中小企業というのはこんなものかなと愕然としましたけれども、私は、大田市場というところで青果の仲卸をしていました。野菜と果物の問屋ですね。それで、五つぐらいの市場にその仲卸があつて、大手の量販店というところは大体お取引をしておりました。たまたま、うちのおやじがそういう会社をやっていたので、やらざるを得ないということとでやっておりましてけれども、幾つかいろいろな事例がありますが、ちよつとそういうのをお話

させていただきますから質問に入りたいと思います。

例えば、具体的な話で恐縮ですが、野菜の相場というのは毎日変わるんですね。しかしながら、特売のチラシというのは、何週間も前に刷って家庭に入れておくんですね。そうすると、よくあるのは、ホウレンソウ九十八円で特売をしますと。しかし、その日の相場は幾らかというと、その日の朝の競りが終わるまでだれもわからないわけです。しかも、野菜の相場というのは非常に大きく変動しますから、大変リスクが大きいんですが、そういったリスクを量販店はとらないんですね。それは、全部仕入れ先になっていく中小企業が負う。それが一つある。

そういった中で、例えば、その日は若干相場が高くて、ホウレンソウが二百円しましたと。二百円しても、これは九十八円の特売だから九十八円で売るわけですね。これは信義として当然ですね。そうすると、そこで問屋と小売店の関係がどうなるのか。

良心的な量販店は、では、これで百円の差額がありますから、問屋さんと我々スーパーで半分ずつ持ちましょうというのが良心的なスーパーです。ちよつとえぐいところになると、九十八円で売んだから、九十八円で二百円のをくれ、よこせというのが、でも、まあ、こういうところが多いんじゃないかと思えます。一番ひどいところはどうかというと、九十八円で売んだから、七十円ぐらいでもらわないとうちの利益が出ないんだから、七十円でよこせという話になるんですね。これはもう日常茶飯事でありまして。

結局、私は思いましたけれども、よく一時、があつと伸びていた量販店がありました。エブリデー・ロープライスというスローガンを掲げていたんだけれども、体質の悪いところは、さっき言ったような、原価を割ってさらに利益を出す要求をする。そうすると、実は、エブリデー・ロープライスの仕組みをつくるということに一生懸命やっているんじゃないかと、ただただ、問屋を

殺して値引きをさせて、エブリデー・ロープライスを維持してただけだ。

そうすると、どういうことが起きているかというと、その量販店がどんどん伸びているときは問屋もつき合ふんですけれども、売り上げが落ちた瞬間、もうだれも相手にしなくなつて凋落をしていく、そういうことがあります。ですから、こういうことを放置しておく、実際にふたをあけてみたらその量販店は何のノウハウもなかったということになるんだと思えます。

あと、私が経験したことは、私の取引先は大量販店ですから、一時期、パ・リーグのプロ野球のチームなんかいっぱい持っているんですね。これがまた強かつたりして優勝とかするとえらい目に遭うということで、優勝セールという名のもとに、何百万の協賛金、大幅な仕入れの値引きというのを要求されるわけです。ですから、私なんかは、パ・リーグの優勝決定戦なんか、負けろ負けろと祈りながら本当に真剣に観戦をしていた覚えがあります。こういうのも日常茶飯事でありまして。

あともう一つ、こういう事例があります。バックマージンという仕組みがあつて、例えば、売上高から何%バックマージンを下さい、そのバックマージンは販売の促進費であつたりセンタフィーであつたりします。しかしながら、これが突然、例えば今三%のバックマージンだったのが、来月から八%にしてくださいというのがあるんですね。

そうすると、我々の業界でいうと、平均的な粗利益率は一〇%ですから、一〇%から八%のバックマージンというのは経済的にあり得ない。そんなことじゃとてもじゃないけれども商売になりませんとやうと、それじゃ売価に乘せていただければ結構ですからという話をスーパー側はするんですが、それが売価に乘ることはないんですね。乗つけて値段を出す、いやいや、こんな値段じゃ買えないよ、では、よそからとるからいいよということ、実際に転嫁ができないわけであり

ます。こういうことは、もう本当に日常茶飯事でありまして。

スーツも全部取引先の関係で買われる、クリスマスケーキも一つあれば足りるのに私は二十個ぐらい買われる、そういうようなのが日常茶飯事あるわけです。基本的には、商売は自立ですすし、契約は自由でなければいけないし、やはりそういう競争はしつかりやらなければいけないと思ひますが、しかしながら、助けてくれとは言わないけれども、せめて公正な商売をさせてほしいというのが本音だと思います。

こういう一つ一つのことを、私も実際に中小企業の社長をやっているときは、公取に駆け込もうとまでは思わなかつたんです。やはり公取というのは、普通の人から見るとごくハードルが高いし、国会議員の知り合いもいませんでしたので、ほとんど泣き寝入りをするか、どこかで見切りをつけて、ただただやめていくというのが実態だと思います。

こういうことを放置していると、先ほども言いましたけれども、流通業自体が値引きを簡単にさせられる、だめなら次の業者に乗りかえるということをしつくりとした結果、恒常的に安く売る仕組みというものが実はできていなくなつたということも起きますし、例えば今商店街の活性化という話がありますけれども、商店街の八百屋さんがどんなに頑張つたつて、先ほど言つた、二百円のホウレンソウを、こちらの流通が九十八円で特売するからといって七十円で買つたら、この八百屋さんとスーパーはどう考えてもフェアな競争はできないわけでありまして。そこにも本質的な問題があると思ひます。

もう一つは、消費者の立場に立つと、こういう事例がありました。毎年、何日の日は何とかの日と大手流通店がやっていますね。そういうときには非常に強烈なチラシを入れます。そうすると、先ほども言つたように、野菜の相場は非常に波打ちますから、品薄になると価格がばんとあふえます。しかしながら

そうすると、どういふことが起きるかという
と、大田市場の中のホウレンソウが、ある量販店
の何とかの市とか何とかの日で全部なくなるか
ら、残ったホウレンソウで競売しますから、みん
な高いものを買わされる。そうすると、その業者
の優越的地位を濫用して、そのスーパーは何にも
腹が痛まないんだけど、実はその周辺、大田
市場なんかは関東全域ですから、その他大勢のと
ころは、そのせいで高いものを買わされる羽目に
なるといふことだと思ひます。

そういう中で、課徴金を新たに優越的地位の濫用などに入れるということは、私はやはり必要なことだろうというふうに思いますが、そんな中で、先ほども牧原議員からも質問がありましたけれども、では、この課徴金の率で本当にいいのかどうか。もともとある現行法の課徴金の比率と、改正法で新たに入った課徴金には差があるわけですから、その差の理由、また算定についてお

○竹島政府特別補佐人 優越的地位の濫用については一%になっていますが、先ほど私、牧原委員のときに、一千億円の場合には百億円と間違つて言つたようで、失礼しました、十億円でございます。

ただ、やはり相手との取引額ということで、これは大規模小売業者の場合は大勢の納入業者がいるわけでございまして、優越的地位の相手方というのが大勢いて、その取引額がまずベースになりますので、一％といっても本当にノミナルな数字ではないわけでございます。

○平委員 先ほど、新たな課徴金の対象となる行為を拡大した、諸外国ではこういう行為がなかなか課徴金はかけていないんだというお話がありましたけれども、私、今の議論を聞いてちよつと思ひ出したんですが、EUのどこかの国だと思ひましたけれども、原価を割って納入をするといったことに対して何か制限があるような法律があったように思ひます。それを調べて、また委員長と議論させていただきたいと思ひます。

大事なものは、やはり公正な商売をしなきゃいけないんだ。公正な商売をしないと、一時的によくてもいずれ衰退をしていくんだ。私も仲卸の社長を十年やっていましたけれども、私が社長になつてすぐのときはすごい勢いだったのが、みんなだめになりましたね。悪くなったのは、みんな体質が悪いところがだめになったということですから、これは強烈なインセンティブというか動機を与えるためには、もうちよつと課徴金を強くする必要がありますだろうというふうに思っております。これはとりあえずということでしょうから、さらに議論させていただきたいと思います。

では 来月からバックマージンを五%上げるといって、そんなのめないよと思っても、売り上げの三割ぐらいあるとやはりのまざるを得ないです。ね、従業員もいますし経費も賄わなきゃいけないということ。そういうときに、例えば中小企業が申告をした。これはかなりの覚悟を強いられまして、よっぽど腹に据えかねて、これはもうやめる覚悟でやるわけです。それで、清水の舞台から飛びおりるつもりで公取に行った。そうしたら、公取の方も、これはおかしな話だということとで排除命令を出してくれた。

では、今まで損した分を何とかしてくれという話になると思いますが、そうすると、もうこれは公取の範囲ではないですね。公取の範囲ではないので民事で勝手にやってください、そのかわり、排除命令が出ているから、それは証拠としてやって有利ですよ。

ですから、これは公取のテリトリーの外だとい
うならまさにそのとおりだけれども、本当にさつ
き言った公正なビジネスの環境をつくろうとする
とこれだけじゃ足りないということになりますの
で、これは公取の方に聞いてもしようがないの
で、我々議員の方で問題提起としてさせていた
だきたいと思います。

七

合をやっていました、これは悪いことだからといって、だれかが最初にこんなことをしてしましたと言つと、その人の罪を免除しよう、もしくは軽くしましようという仕組みだと思ひますが、もう一歩進んで、とにかく時代に合わないんだけれども実際にまだやっている業界というのは、水面下でいっぱいあると思ひますね。

水面下でいっぱいあつて、要は、一緒にやつてきた仲間、悪いことをやっているといへども仲間です、その人たちを出し抜いて、自分だけが先に行くことを得をする。これは悪だから、別に内部告発することは決して非難されることではないし、逆に褒められることだと思ひますけれども、日本人のメンタリティーからいくと若干違和感もあるんだと思ひます。

そういったところで、談合グループ自体が話し合ひをして、みんなで改心をして、もうこういうことはやめようといふんで申し入れをしたといふときは、何か救われるような方策といふものはないのでしょうか。みんなで心を入れかえたといふときはどうしたらいいの。

○竹島政府特別補佐人 それは、長いことやつていたらもう救ひようがないんですが、違反行為開始から二年以内で、かつ公取が立ち入りをする場合には、その一カ月前までに違法行為をやめていれば、本来の課徴金の二割引きにしますという、早く足を洗いなさいといふものは十七年の改正で入れているわけです。

ただ、先生の最初の、リーニエンシー、課徴金減免制度を談合仲間みんなで話し合つて申請しよう、これはとんでもない話でございまして、それは、本来違反行為者に課徴金をかけなきゃならぬ、例外的に、事前に単独で、いろいろな不都合もあるかもしれないのを自分のリスクをとつて、それでやはりこれは正しくないと思つて出てきた人を優遇しようといふこととございまして、やるべきもやめるときも談合だといふのは、これは本来かけるべきものをかけないといふことで、何のためにそもそもこの課徴金制度があるのかという

ことになりますので、その考え方はとれない。ただ、今回、一部共同申請を認めていますのは、親子、要するにグループ会社の場合は、グループ会社が二人いて両方カルテルに入っているというケースも現にあるわけとございまして。そういう場合は、こちらに入ってくる情報も同じような情報しか入つてこない。プラスアルファの付加価値のある情報は入つてまいりません。

それから、そういうグループ会社が先に来ちゃつて、今、先着三名様のところにもう二人来ちゃつた、それに一番、二番をつけた、あと一つしか残つていませんといふことになりまして、これはやはりちよつと本来の課徴金減免制度の趣旨も十分生かされないなど。

この点は、欧米は、その場合は共同申請、グループ会社内の共同申請は認めていますので、国際的なカルテルなんかの場合はそこがなくて、日本へ行つたら親しかだめだとかといふことになると思いますので、そこは認めておりますが、そうじゃない赤の他人の企業同士で談合と一緒にやめました、カルテルをやめましたから、ついでには課徴金をただにしてくださいといふわけにはいかない、こういうこととございまして。

○平委員 よくわかりました。

先ほどもある申し上げましたけれども、経済をよくするためにはやはり公正な取引をしつかりやらなきゃいけない。それと、そういう公正な取引を定着させるためには、やはり強い動機づけが必要なんだろうと思ひます。それが今回の法改正だと思ひます。課徴金の比率などはまだちよつと私は異論がありますけれども、ぜひ進めていかなければいけないと思ひます。

最近何か、何でも規制強化という空気があつて、何となく社会主義みたいな空気があつて、やはりこれはある程度バランスは当然とつていかなければいけないですけれども、また、中小企業も何でも助けられたいといふことではないし、何でも助けてくれるといふことではなくて、公正な取引、どう考えてもおかしらうといふところは

ちゃんと是正をする、身近にそういう仕組みがあるといふことが大事だと思ひます。

政治の世界も、閣僚になると、最近は身体検査というのがあつて、それでアウトだとアウトなんだですね。そうすると、やはり日ごろからちゃんとしてなきゃいかぬといふことで体質が変わつていくんでしようけれども、まあ全然違う話ですが、済みません。

そういうことで、ぜひ、これからのいろいろ、特に中小企業の議論については、公取、独占禁止法の運用強化が、やはり中小企業にとつて大変重要な法律でありますので、引き続き議論をさせていただきたいと思ひます。

終わります。ありがとうございます。

○東委員長 これにて平将明君の質疑は終わりました。

次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。

私は、まず、独禁法の法改正の質問に当たります前に、日立アプライアンス株式会社に対します排除命令が二十日の日に下されました。冷蔵庫のリサイクル材の使用を過大に表示していたということで、景品表示法違反と聞いております。まず、その経緯と概要につきまして伺ひたいします。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

日立アプライアンス株式会社が、電気冷蔵庫を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに際しまして、当該商品のカタログ、ウェブサイトに等におきまして、当該商品に使用した断熱材の原材料に廃棄された電気冷蔵庫の棚等からリサイクルした樹脂を使用し、また当該樹脂を使用することにより、断熱材の製造工程において二酸化炭素の排出量を約四八％削減しているかのように示す表示をしております。

しかしながら、実際には、断熱材の原材料にリサイクルした樹脂はほとんど使用されておらず、また断熱材の製造工程における二酸化炭素の排出

量の削減率は約四八％を大きく下回るものであります。

このため、公正取引委員会は、平成二十一年四月二十日、かかる行為が景品表示法第四条に違反する不当表示として、排除命令を行ったところとございまして。

以上でございます。

○高木(美)委員 この排除命令ですが、この間の販売台数は、マスコミ報道では十五万台とか十六万台とか言われておりますし、その間、多くのカタログが配布されたり、またポスター、そしてまた新聞広告等の掲載も、このマイナス四八％といふことで行われたと聞いております。

こういう販売台数等をどのように掌握していらつしやるのか、また、こういうカタログ、ポスターの回収とか、そういうところまで関与していらつしやるのかどうか、お伺ひいたします。

○中島政府参考人 お答えいたします。

販売台数につきましては、本件表示の対象となる電気冷蔵庫は全部で九つの型があります。平成二十年九月以降順次発売されて、本年三月末まで、全型を合わせまして約十五万台が販売されていると聞いております。

本件の公正取引委員会の排除命令におきましては、一般消費者の誤認の排除の措置及びこのような不当表示の再発防止策の実施並びに今後このような不当表示を行わないことを命じておりますが、一般消費者の誤認排除の措置につきましては、通常、関係人による新聞公示の方法により行われております。現在、この新聞公示等の方法につきましては、日立アプライアンスにおいて検討が進められているところでございます。

なお、違反と認定された表示が行われているカタログ、ポスターにつきましては、日立アプライアンスにおいて現在回収をしているものと承知しております。

○高木(美)委員 この内容なんです、日立アプライアンス株式会社は、内部の意思疎通が欠けていたとかいろいろな理由をおっしゃっているよう

ですが、いずれにしても、CO₂削減に貢献していこう、協力しようという消費者を欺いたことになるという事実は重く受けとめていただかなければいけないと思っております。

そこで、公取にお伺いしたいのは、排除命令は当然、調査、確認作業をきちんと経て出される結論であるとして承知しておりますけれども、これは春の買い控え時期も大きく越えました。それが十五万台という数になって、しかも量販店に行きますと、明らかに省エネ大賞という金色の大きな看板とか、今お買い得なのは、一位、二位、三位、これですとかというような、大体、誘導するような表示が目につきます。

恐らく、消費者の方はそういうものを一つ参考にしてながら求められるという事実もあるかと思うのですが、私は、むしろそういう場合に、排除命令までいかなくても、まず迅速に注意をする、もしくは警告を与える、そしてその上で排除命令等を確定するというような、こういうスピード感のある対応というの、新たな手法といたしまして必要ではないかと思っております。

特に、これから、省エネ家電志向を高めていきたいときでもありますし、環境配慮の商品につきましても一層よく注視していただきたいという思いがございます。見解をお伺いいたします。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

景品表示法の規定に違反する不当表示に対しましては、今、先生御承知のとおり、消費者被害を最小限にとどめるために迅速に是正の指導等を講じていく必要があるというのは、私どもも承知しております。しかしながら、他方で、一般消費者への影響が大きいと判断される事案につきましては、排除命令によります厳正な法的措置も必要であると考えているところでございます。

本件におきましては、調査の過程で、当方から日立アプライアンスに対しまして不当な表示であるとの指摘をしたところ、日立アプライアンスはウェブサイトの表示を既に改めております。また、一般論で恐縮でございますけれども、他の不

当表示事案におきましては、調査の過程で、当方からの不当表示の指摘を受けまして、自主的に商品の回収あるいは返金を行った事業者もあるところでございます。

公正取引委員会としては、今後とも、個別事案ごとにどのような対応をとるかにつきまして、適切に判断を行ってまいりたいと思っております。

また、商品の省エネ性能の程度、あるいは環境に対する配慮がなされた商品か否かは、現在の状況におきまして、一般消費者の商品選択の重要な要素の一つであると認識しておりますので、公正取引委員会としましては、省エネ、エコに係る不当表示に対しましては、消費者の信頼を裏切るものとして、今後とも厳正に対処してまいりたいと考えております。

○高木(美)委員 それでは、注意、警告等を行わずとも、むしろ調査に入った段階で事業者の大半はそれに対して対応している、このように理解してよろしいのでしょうか。うなずいていただいておりますので、そのように受けとめさせていただきます。

そこで、もう一つ、きょうは谷合政務官にもお越しいただきましたのでお願いなんです、環境立国というこの切り札が、不況を乗り切っていく我が国の、特に経済を成長させていく大事なポイントであるわけです。そういう意味では、このようなエコとは言いがたい製品とか、そしてまた、エコといつて御自分たちの表示をされていますけれども、果たしてそれが本当に適正なのかどうか。こうした評価制度をぜひとも、環境省、経産省そして総務省はエコポイントの導入等もいろいろ検討されているとも伺っておりますが、公取もぜひ力を合わせていただければと思います。

このことは、主張をさせていただき、終わらせていただきたいと思います。ぜひ御検討をお願いいたします。

そこで、本日、谷合政務官にお越しいただきましたのは、今、エコポイントの導入、そしてまた

手法につきまして多くの問い合わせをいただいております。きのう、おとといあたりから一気に、さまざま、五月十五日からという報道がなされ、当然これは、四月十日、経済危機対策が発表された後に買い控えという行動が一斉に始まったということに対して、まだ補正予算案も成立していない段階ではございますが、異例の対応としていただくための承認をしております。

このエコポイントの導入時期、そしてまた手法につきまして、その具体のポイントを谷合政務官にお伺いいたします。

○谷合大臣政務官 今委員の御指摘のとおり、このエコポイント制度につきましては、温暖化対策、また経済活性化を図っていく、そして地デジテレビの普及ということを目的にした取り組みであります。一部に見られる家電の買い控えによる実体経済への影響というものを最小限にするために、可能な限り早期の実施が重要と考えております。

このために、補正予算の国会成立を条件に、五月十五日以降に購入された製品を対象にできるよう準備することとしたところであります。

五月十五日以降に、統一省エネラベル四つ星以上のエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビを購入された方には、補正予算の成立後、エコポイントを付与することとします。その際には、保証書、領収書、そしてリサイクルを伴う場合にはリサイクル券が必要となります。したがって、消費者の皆様におかれましては、これらを確実に受領、保管していただきたいと考えております。また、販売店の皆様にもこれに御協力いただきたいと思います。

付与するエコポイントでありますけれども、エアコン、冷蔵庫は価格の五％分程度、地デジ対応テレビは価格の一〇％分程度、さらに、対象家電商品の購入に合わせ、同種の古い家電をリサイクルした場合は、リサイクル料金相当分程度のエコポイントを付与することを予定しております。

も、現在、幅広い商品、サービスと交換することができるよう検討中でございます。

○高木(美)委員 きのう我が党内でも議論が出ておりましたが、やはりこうした内容につきまして、政府広報を使うなり新聞広告、またテレビCM等々を含めまして、周知徹底を早くお願いしたいと思っております。

このエコポイントを使う期間も限られていると思います。一応私は一年と承知しておりますけれども、その点、それによろしいのでしょうか。

○谷合大臣政務官 これは補正予算でありますので、基本的に一年、来年の三月三十一日ということとあります。想定しておりますのは、当然それ以上の買い控えの台数を予定しております、二年分ぐらいいに相当する期間を考えているということではありますが、しかしながら、これは補正予算でありますので、一年間の予算であります。引き続き来年度以降も続けるように検討しているというところでございます。

○高木(美)委員 それでは、期限もあることですので、まずは一年というところで、皆様ぜひとも周知徹底をお願いしたいと思っております。

こういうことは、大変細かい話なんです、国民の皆様にしてみますと、いい政策であっても、自分は知らなかった、こうなりますと、せっかく買ったつたら町の電気屋さんで予約して五月十五日以降にしたのにと、こういうことが逆に政策に対する批判につながっていくということも間々、私どもも多く経験をしているところでございますので、ぜひとも、この周知徹底につきまして、総力を挙げてお願いしたいと思っております。

もう一つお願いなんです、このグリーン家電を、経産省は、また三省共管ですが、約三千万台ぐらい普及したい、こういう希望をお持ちとも伺いました。そうしますと、CO₂削減効果が、今はまだ本当にあらあらずで、一応十年間で数千万トンとかという話なんですけれども、できるだけこの試算をきちんとお出しただきまして、京都議定書目標の中の〇・何％になるかわかりません

が、具体的にそういう話までできますように準備をしていただければありがたいと思います。環境からもう一つ、日本の経済の活性化という、経産省、また谷合政務官、ぜひともリーダーシップを発揮して頑張っていただきますようお願いを申し上げます。

これで経産省の質問は終わりますので、政務官、どうぞ御退席くださって結構でございます。ありがとうございます。

それでは、独禁法の改正につきまして質問をさせていただきます。といひましても、一番伺いたいポイントのところは、お二人の議員の方から既に終わっております。私は付随しての話になるかと思ひます。

いずれにしても、この独禁法は、公明党もこの改正につきましては、独禁法調査検討委員会を立ち上げまして検討を行ってまいりました。経済の憲法とも言われ、企業間の競争を促し、また市場の活性化を図り、健全な発展を図るということが目的と承知しております。今回の改正は、ちょうどこうした折柄、中小企業の経営環境の改善そしてまた消費者保護に資する、このことが大きく見ていかなければならないポイントであると私は思っております。その観点から質問をさせていただきます。

ただいまも既に質問にございましたが、竹島委員長に再度、課徴金の対象範囲を大幅に拡大した理由と目指す効果につきまして、竹島委員長の御決意、思いも含めまして、お伺いをさせていただきます。

○竹島政府特別補佐人 課徴金制度は昭和五十二年に導入されたわけですが、それはやはり端的に、建設談合とか価格カルテルとかいうものが、その前にあったオイルショックで非常に物価が上がった、そこに価格カルテルがあるのではないかと、というような議論を背景に、そういうものに限って課徴金を入れましょうということでスタートしてきたわけですが、今や、世界を見渡して、やはりどの国も競争法違反行為に対しては金銭的

不利益処分というものを課しているということでございます。

やはり大きく残っております分野が排除型私的独占という、固有名詞を挙げて恐縮ですが、例えばマイクロソフトとかインテルとか、日本の場合も、市場支配的な地位にある事業者、NTT東西というようなところがそういうことになるわけですが、こういうところが、市場支配的地位なり自分の地位をより強固にする、またはライバルなりが伸びてきそうだったら、さらには新規参入がありそうだったら、それをボイコットする、排除するといったためにいろいろな手段を講ずる。例えば、リベートを出すとか、自分のお客さんには値引きをするとか、または拘束条件で、自分のライバルとは取引するなとかいう条件でなければ自分のは納めないよというようにすることがありまして、こういったものを排除型私的独占と我々言っておりますが、これについては今、課徴金の対象じゃないわけです。

しかしながら、大企業が絡むがゆえに、やはりそうじゃない場合に比べてはるかに国民生活なり経済に対する影響が大きいわけございまして、ヨーロッパにおいても、市場支配的地位の濫用として、こういった大企業の単独行動については大きな制裁金が課されているわけです。やはり日本においても、同じような問題意識で、今回、排除型私的独占にまず課徴金を導入しますというのが一点。

それからもう一点は、先ほど来ございます不当廉売とか優越的地位の濫用という、中小事業者が被害者になる不公正な取引方法について、ただやめなさいだけでは効果がないではないか、課徴金をかけなさい、そういう御意思が前回の法律改正のときに附帯決議で書かれているわけございまして、その宿題に対する答えをお出しした。

不当廉売だけじゃなくて、差別対価であるとか再販価格の維持とか取引拒絶とか、要するに価格に影響するようなものはそれと同じようなものとして扱うべきだという整理をいたしまして、要

件も明確化した上、課徴金の対象にする。

それから、優越的地位の濫用はそもそも、日本でも非常にこの問題があらこちで発生して残念なのでございますが、先ほどの平委員のお話の中にも具体的な話がございました。私どもも、そういうケースのときに泣き寝入りをしていないでいいただきたい、我々は匿名でちゃんとやりますから。だから、何か取引先に漏れるのではないかとか親にそのまま筒抜けになるのではないかとかというようなことを心配されずに、ぜひ公取に情報をもたらしていただきたい。そういったものについては、買いたたきに該当する場合もありますし、優越的地位の濫用ということできちつと対応する場合も多々あると思ひますので、そういうものに、より抑止力が強まるように課徴金を新たに導入するというところでございます。

もう少し加えますと、カルテルや談合の場合に、いわば幹事社という、幹事をやって主導的役割を負う、そういう者がいるがゆえに長続きしているということもあつたり、その者がいわば差配をしているということございまして、こういった事業者については、通常の課徴金の五割増しにするということのようなことで抑止力を強めたいということとでございます。

○高木(美)委員 今、委員長から、匿名でも通報を受け付けるといふお話もございました。

私は、少し質問の趣旨が変わるのですが、一番最後の、いわゆる申告のあり方を検討してほしいという質問のところを今申し上げさせていただきます。この質問ですが、今お話があつた優越的地位の濫用ですね。そうとはわかつていても、競争が激しくて、やはり横の連携をとりながら、同じような事業者間で、ではそこでガイドラインがつくれるか。とてもつくれる状況にない業種もあります。かといつて、公取の方に自分が申告をしたということがもし匿名であってもわかれば、自分が抱えている従業員は、何百人も一斉に路頭に迷ってしまう。

先ほど平委員からも、まさに通報するときは我

が身がどうなつてもいいときだ、そういう話がありました。私でもそういう事例に遭遇をいたしました。

その方は、匿名で二回、メールで公取に送っております。ただ、それを具体事例として調査するに当たっては、当然のことながら、いつ、どのような案件で、どういう処遇を受けたのかとか、そういう事例をきちんと説明しなければいけないと思ひますが、そこは、やはり事業者というのはいろいろ考えていることもありまして、こういう調査の仕方ですらえれば大丈夫だといふ、そこまで書いて送つたようでございます。しかしながら、やはりそれに対する動きはなかつた。

結局、その会社は、畳みまして、大きな会社に合併といいますか、ほとんど身売りのような形で廃業となりました。しかし、その事業者たちの奮闘によりまして、従業員の雇用も守られ、会社名はなくなつたけれども、また自分たちの処遇は、恐らくこれから冷遇されるかもしれないけれども、この時世で守れたということが、自分たちにとつてはもういい、そういうふうに通じ、そしてまた、これからいいチャンスが来たら再起したいと思つている、こういう話を先日聞いたばかりでございます。

今回、改正の中に、職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引き上げ、これを十万円から百万円以下に上げられたというふうにありますけれども、みんなやはり不安があるわけです。匿名であつても、言つたら自分の業種が恐らく察せられる場合もきつとあるだろう、しかも親会社の方が察してしまう場合もあるだろうと、いろいろなことを考えながらやつているわけです。

この罰則も引き上げになつたということは、私は、これはそういう事例があつたからそうなののか、それとも、通報すれば、個人名を明かせば、むしろそこですべてに知れ渡ってしまう、そういう風説は全くだと委員長にお伺いしたいと思ひ

ます。

○竹島政府特別補佐人 守秘義務違反の罰則の件でございますが、具体的な事例があったわけじゃなくて、これは、国家公務員法の守秘義務の罰則が上がつたものですから、それよりもいけば厳しく公取の職員についてはやっていますので、その平仄をとるというか、バランスを取り戻すために上げているわけでございます。

○高木(美)委員 それでは、先ほど委員長からお話がありましたとおり、匿名でそのように申告をしたとしても、しっかりと受けとめ、そしてまたしかるべき調査等を行ってくださる、このように確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 そのとおりでございます。

それから、高木委員もおっしゃいましたが、公取に言っているのも後の祭りだ、もとに戻らないという御批判もいただきましたが、そういう場合がないとは言えませんが、私どもが大規模小売業者の納入業者いじめ対策を厳しくやっているがゆえに、それは後の祭りじゃなくて、おかげさまでよくまりましたという話もよく聞いていますし、ほかの大規模小売業者がそれを見ていて、やはりやめようということもありますので、決して後の祭りじゃございません。

かつ、匿名性はちゃんと保持して、親なり関係者なりに不都合な情報が漏れないように我々はやっていますので、そこは、匿名でもいいんですから、匿名でいわれると言われると、ちょっとそれ以上は困るんですが、ぜひ利用していただきたいと思っています。

○高木(美)委員 大変心強い委員長の御決意を伺いました。ぜひとも、そのような委員長のお取り組み、そしてまた公取の皆さんのお取り組みを私もしっかりと話をさせていただきたい、広めてみたいと思っています。

そこで、最後に、審判制度ですが、今年度は見直しということで、平成二十年度中という昨年の改正案が、二十一年度中というふうに今回変わつ

て提出をされているわけです。

私は、これは各党、そしてまたそれぞれの団体、またそれぞれの恐らく個人によりまして、議員のお一人お一人におきまして、さまざま御意見が異なるところかと思っております。よく言われることは、公取が審判を行う現行制度には、検事と裁判官を兼ねている、公平性、中立性の面から問題点があるのではないかと、こういう御指摘があります。企業が直接裁判所に訴えられる仕組みにすべきだ、こういう御意見があることも承知しております。

ただ、個人の懸念といたしまして、そうしたときに、果たして、専門性のある事案、ただいま竹島委員長からいろいろお話を伺っているだけでも、やはり今までの本当に長い歴史、また事案の積み上げ、恐らくそれがあらわれるのだと思います。そういう事案すべてが訴訟になじむのか。

恐らく、その判断を下すに当たっては、現下の経済情勢、それから企業の最新の手法、そしてまた国際的な企業がどのような手法を持っているというような国際的な見識があつてこそできることではないかと思っております。これをばつと移したときに、少し期間を置く、猶予期間を設けるにいたしまして、裁判所にそれだけのスキルがあるのかどうかといえ、疑問があると言わざるを得ないというのが私の率直な実感でございます。

現在も、審決に不服があれば高裁に訴えることができる、このようにされているのではないかとおもいます。公取はこのことに対してどのような案をお持ちなのか、そのお考えを伺わせていただきたいと思ひます。

○竹島政府特別補佐人 審判制度の見直しは、まさにこの数年、大変重い課題としてございまして、かつて公正取引委員会は、審判制度は、三者構成で、裁判に準じた極めて手厚い不服審査の手続である、そこにおいて十分に議論を尽くして、その上で不服があれば、お話しのように、さらに東京高裁、最後は高裁に行けるわけだから、特別、適正手続上問題だとかいうこともないではな

いか、むしろ、専門性なり弾力性なりということ、審判制度によって確保できるんだから、それは有用な手続であつて、独立行政委員会たる公正取引委員会が持つべき機能である、こういうことを、六十年に及ぶ歴史の中でずっと申し上げてきたわけでございます。

ところが、時代は変わり、十七年改正のときに、顕著な議論として、今御指摘の、検事役と判事役を一人で二役やるのはおかしいとかいうような御議論が出てまいりまして、審判制度を廃止すべきであるという御意見の方々もおられますし、いや、逆に、審判制度で特に問題はない、あるとすれば、事後審判、不服型の審判制度になったのを、もとに戻して事前審判にして、適正手続をより遵守するべきであるという御議論もありますし、それから、より実務的に、事柄によって振り分けをしてはどうか。カルテル、談合というのは、その違反事実があつたかどうかで勝負が決まるんだから、これは、裁判所にいきなり直接行つても十分に裁けるのではないかと。

しかしながら、企業結合とか私的独占とかいうことになる、どういう取引分野で物事を考えるべきか。端的に言う、日本国内で考えていいのか、東アジア、さらには世界のマーケットで考えるべきものなのかどうか、それから、競争を制限したということなのか、本当にどういう面で制限したことになるのかとか、いろいろな議論がございまして、特に最近、事柄が複雑になったり国際化しているために、一つの流れとして、経済学的な素養を持つて判断する、ただ機械的に条文を当てはめるということじゃなくて、実態的に、本当に経済の競争に悪影響を与えたのかどうかというようなことまでよく議論しなきゃならぬというところになってきているわけです。

そうしますと、やはりそういった事項については公正取引委員会の審判に残しておいた方が弾力的、かつ、いろいろ条件的に協議をするのがしやすいだらう。裁判所に行った場合は、あくまでも公正取引委員会が出した行政処分に対して取り消

しをしてくれという、イエスカノーカの判断を裁判所にお願するということでございますので、第三の道ということは考えられないわけ、それよりも、こうすればいいですよ、問題点はここにあるから、これをええやめてくれればいいですよといううなことは、裁判所に行った場合はそういうことがなかなかしにくいということで、振り分け方式がいいんじゃないかといううな考え方、いろいろございします。

ございしますが、今現在、これはまさに私どもの立場は白紙でございます、これから、この附則に書いてありますとおり、いろいろな御意見、それから裁判所との関係、実務が本当に回ることといううなことも含めて総合的に検討して、恐れ入りますが、来年また御検討をいただきたいと考えております。

○高木(美)委員 最後に、不服審査型審判方式、今の方式によつて、その成果と検証が公平に公正に行われなければいけないのではないかと思っております。公取がやつていらつしやる今の審判制度でどういう不都合が今まで現実にあつたのかどうなのか、このところが公正に、きちんとオープンにされなければ正しい判断というのはできないのではないかな、私はこのように思っております。

公取の持つていらつしやる高いスキルをぜひとも、今、企業がそれぞれ伸びるために、また中小企業と弱者を守りながら適正な競争ができますように、しっかりと使つていただきたいということ、最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○東委員長 次に、後藤齋君。

○後藤(齋)委員 民主党の後藤齋でございます。きょうは、直接の担当ではありませんが、二階大臣にお越しをいただいています。お忙しい中、ありがとうございます。

冒頭、二点、法案に直接関係しない部分かもしれませんが、ちょっとお聞きをしたいと思ひま

す。
一点目は、今回の独占禁止法の改正の部分も含め、改めて全体像を見せていただいたんですが、やはり公正公平な取引の促進ということで、当然今回の改正はある意味では是とするんですが、非常になかなかわかりにくい点があるというのを、冒頭、まず私の思いを披瀝させていただきたいと思います。

そんな中で、私は、今、経済危機が叫ばれて、そして新規事業をする方たちもつとそれぞれ分野に参入しやすい形をどうとるべきかということと、この委員会でも過去何度となく、廃業率よりも開業率、開業する新規事業の方々が開業しやすい、起業しやすい仕組みを、金融や情報や、またやる気の部分も含めて、経産省全体でもサポートすべきだというお話をしてきました。

改めて、このところの将来の社会保障の不安という問題や、なかなか金融でも、数年前よりも、信用保証枠の拡大も含めて、個人や新しい方々が借りやすい仕組みになってきたものの、まだまだそれは十分ではないということと、あわせて、若い方々が将来に対して、本当に自分が会社を起こして、社長になってもっともうけてみよう、社会に貢献しようというふうな意欲が、やはりメインの部分でも非常に弱くなっているというのが非常に気がかりであります。

ぜひ、そんな部分で、経済再生にはやはり新しい企業を起こす人たちがこれからもっとふえる施策をまず展開していくべきだというふうに考えていますが、経産省はどのようにお取り組みになるのか、冒頭、お尋ねをしたいと思います。

○森川政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、新しい事業に挑戦する人、若い人を含めまして、こういった方を増加させるということは、我が国経済の活性化にとって極めて重要でございます。

これも御指摘のとおり、八〇年代以降、開業率が廃業率を下回るといふ現象が残念ながら続いております。こうした中で、政府といたしまして

は、創業を志す方を対象とした研修事業といたしまして、全国の商工会、商工会議所によります創業塾を実施しております。これは、延べ七万七千人が受講しております。それから、創業二年以内の方に對して、無担保、無保証人で融資できる、日本政策金融公庫によります新創業融資制度を実施しております。また、個人投資家からの資金調達を円滑にするためのエンジェル税制を創設、また拡充してまいっております。こういったことで、各種の開業促進策を講じております。

また、今年度からは、大学、大学院における起業家教育を量的にも質的にも向上させるために、大学・大学院起業家教育推進ネットワークというものを設立いたしました。教授法の向上、起業家による実践的な講義の拡大などに取り組むことといたしております。

経済産業省といたしましては、今後とも、さらなる起業の促進のために努力してまいりたいというふうに考えております。

○後藤(斎)委員 今お答えをいただいたように、いろいろな施策をやっているのは十分承知しておりますが、やはり今一番大切なことは、個人はこれから雇用不安や所得が伸びない、ボーナスも減っていくという中で、将来の売り上げが本当にそれぞれの業の中でプラスとなっていくかどうかということとは、むしろ非常に抑制的になっているという状況であることは当然なことなんです。やはり、そうではない、新しい産業、特にせんだつての知財の部分でも若干お話をさせていただいたように、いろいろな特許はあるものの、それを新しく業を起こす方や中小企業の方々が使っていく、使いやすくなるという施策も重要だと思うので、特に、お金がなければできないという状況はある意味では当たり前のかもしれないんですが、それを克服する努力をこれからもお一層省内でも御検討なさって、情報発信をしていただきたいというふうに思います。

大臣にきょうおいでいただいたのは、特許分野、先週、特許庁も、太陽電池の特許は世界でも

有数で、ヨーロッパやアメリカやアジアでも積極的に特許出願しているというものが出たものの、一方で、今までドイツの企業に次いで太陽電池の売り上げがあった日本のシャープも、二位から四位に順位が落ちてしまつて、むしろ今は技術開発よりも量産だということで、今、補助金も含めて、特に平成二十一年度からは、国内で太陽光発電、太陽電池の普及が大きく伸びることになっていきます。

そんな中で、日本の会社の国際競争力が低いまま太陽電池、太陽光発電の内需拡大の部分が進んでいけば、大臣が繰り返しこの委員会でもお話をされているように、国内の企業の生産した太陽パネルを使うのではなくて、円高や国際競争力が強まったドイツや中国の会社からむしろ輸入をして使っていくという個人や企業というものが当然出てくると思うんですね。それでは、これからの経済成長の大きな核となるといふうに大臣も繰り返し発言されておられるこの太陽光の量産という商業化の部分が、本末転倒とは言いませんけれども、むしろ予想外の展開になってしまつたということとを想定しながら対応しなければいけない。

特に、私の地元で、NEDOさんが出資をして、稚内と、太陽光の実証発電の実験を今やっております。これももう第二フェーズにはなっておりますけれども、来年度、ですから二十二年度中にシステムを構築して、それを評価してということと、最終的な方針や手引書の作成というのはもっておくれることになっていきます。

そこも前倒しをして、やはりスピード感を持つてやっていかないと、五年後に見てみたら、海外の太陽光パネルが日本じゅうの屋根に張りつけられていたということではやはりだめなんです、大臣、海外の企業も日本市場に照準を合わせて、虎視眈眈というよりも積極的にセルスの展開をしているということでもありますので、ぜひスピード感を持って、いろいろな実験、研究もやっていただく。そしてその実用化を、できるだけ国内のメーカーが日本の需要を賄っていけるよう

な、やはりそういうふうなもの、これから、輸出が主体というよりも、輸入をどう防ぎとめてまた輸出に転じていくかという、二つの命題を解決していかなきゃいけないと思いますが、大臣、ぜひ強い決意のほどをお伺いしたいというふうに思います。

○二階国務大臣 議員のお地元でも、北杜市でございますが、太陽光発電について大変御熱心に御協力をいただいていることにまず感謝を申し上げます。

御案内のように、太陽光発電は、宇宙用として最初は開発されたものでありますが、オイルショックを契機にしまして、我が国が民生用として利用すべく研究開発プロジェクトを立ち上げて以来、約三十年にわたって日本が磨き上げてきた世界に誇るべき技術であります。

それが今、議員から御指摘のように、おくれをとってしまったはいけません、こういうことであります。我々は常に、世界でトップクラスだということを誇るの簡単であります、その誇つておる間に他の国々が虎視眈眈とこの日本の地位を脅かす、そういう状況に相なつておるわけでありますから、相当の緊張感を持つてこれからこの世界のトップレベルを維持していかなければならない。いわんや、今議員が御指摘になりましたとおり、これらのことに關して、だんだんと定着するようになってきたときにはみんな海外からの輸入品であつたというふうな、そんな笑い話にもならないようなことになってはいけません、重々心して対応したいと思っております。

今、私どもの産業戦略におきましては、短期的には太陽光発電システム価格を半額程度の水準にする、中長期的には、世界シェアについては二〇二〇年には三分の一超まで引き上げる、このことを目標としておるわけでありますが、今御指摘のように、他の国々におきまして、このことに大変熱心に取り組んでおられます。

我々は、そういう国々の開発状況等も十分念頭に入れて、今後、国内、海外双方での展開を通じ

て、太陽光発電の国際競争力において人後に落ちない、この強化に向けて官民を挙げて積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ応援をお願いしたいと思います。

○後藤(斎)委員 大臣がお答えいただいたように、大きな目標を設けて対応していただくのは当然なんです、為替が例えば円高ユーロ安みたいな形で振れると、その努力というのが一瞬にして、変な話、二割、三割は当たり前みたいな、後でちよつと触れますが、そういうことになつてしまふ。

それ以上に研究開発に予算を投入する、それを前倒して実証して実用化していくという繰り返しの作業でない限り、当然、メード・イン・ジャパンだけを抱え込むというわけにはいきませんから、そういう中での、あらゆる予算、また人的、そして官民挙げての取り組みをぜひこれからもお願いしたいというふうに思います。

それでは、本論の方に入りたいと思います。私は、この独禁法の問題、冒頭もちよつと触れさせていただいたように、はつきり言つて、私の能力がないのかどうかわかりませんが、非常にわかりにくいというのがまず私の思いであります。

そんな中で、公取も、独禁法の運営とか摘発をやつておるだけではなくて、例えば、ちょうど二年前になりますが、農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針というのを作成して、公表されております。これをしてから警告件数が減つたというお話を、きのうのレクのときにもお聞きしています。

これを読むと、ある意味では非常にわかりやすいですね。それぞれの物や産業別にこういうガイドラインを今までもつくられているようでありますが、その方針というものをつくつていただいた方が、委員長、わかりやすくしないと、後で最後に触れますけれども、運用をすべて公取の審査部の方でやっているというのは余り好ましくないのかなというふうに思っています。

ただ、私が思っているのは、この農業協同組合の独禁法上の指針というのを、かなり問題意識も含めて書いてあるんですが、実際、本当に現場で営業している農協の方、組合員の方も含めて、知つてこれをやっているのかどうかというの若干気になるんです。やはり周知もしながら今までの研修会等やっているようなんですが、この問題意識を継続的に現場の例えば営業の方、そして組合員の方もわかりやすいように、なお一層この指針というものも対応を考えていただきたいと思ひます。

この二点について、まず冒頭、どのように今後活用していくのか、ちよつとお伺いをしたいと思ひます。

○竹島政府特別補佐人 確かに独禁法はわかりにくいというふうに言われておりまして、これはそうですねですが、ただ、それを厳正に執行していかなきゃならぬという立場にあるわけでございまして。したがつて、違反事実に接した場合には厳正にやつておりますが、もう一方で、予防的というか、厳正に執行する以上は、事業者に対して、どういうことをすれば独禁法違反になるのかというのをわかつてもらわなきゃ困るわけで、要するに透明性ということが大事だと思ひます。

そういう意味で、我々は、何も捕まえるだけが仕事だと思つていませんで、独禁法をいかに実際の取引において生かしていただけるかということが最終の目標でございまして、問題のありそうなことについては、この農協ガイドラインに限らず、いろいろなガイドラインをつくつていまして、こういった具体的なケースに触れながら、こういうケースはやはり違反のおそれがありますよというところで、なるべくわかりやすいものを示してございまして。

不当販売もそうでございまして、大規模小売業者の納入業者いじめというものもそうでございまして。いろいろございまして、これからも、つくつた以上は関係方面によく周知をする、農協の場合も十の都市で説明会をやっておりますが、その

みならず、農水省とも協力をして、その系統におけるコンプライアンスの研修の中の一部にしていだくというようなことも含めて、これから、せつかつくつたガイドラインが普及するように、引き続き努力してまいりたいと思ひます。

○後藤(斎)委員 委員長、非常に基本的なことで恐縮なんです、今回新たに課徴金の対象になる排除型私的独占というのは、私、これは幾ら読んでもなかなかわかりにくいんですが、例えばどのようなケースを想定して、なぜこの課徴金の対象に入れなければならないのかということも含めて、簡潔で結構ですから、ちよつと教えてくださいます。

○竹島政府特別補佐人 端的に申しますと、例えばマイクロソフトのOSというのは極めて市場支配的地位が高いわけですね。八割以上、九割ぐらゐのものが、パソコンをつくるメーカーはそれを買わなければいけない。そうすると、その強い商品をてこに、もう一つ、メディアプレーヤーというふうでもないものを自分が開発しました、これを一緒に買わせる、抱き合わせ的なことを、そうでなければOSそのものも売らぬぞ、こういうことが現に起きたわけでございまして。

それから、インテルなんかの場合は、ライバルがいるわけですが、日本におけるライバルのシェアが上がつてくると、これは困つたということ、自分の九〇％ぐらいの高いシェアを維持するために、自分から一〇％買うなり九〇％買った場合にはリベートをやる、そのかわり、そうじゃない場合はやらぬ。こうなりますと、買うパソコンメーカーは従わざるを得ない。こういう行爲が排除型私的独占。その手段は、略奪的に価格を下げる場合もある、極めて恣意的に、リベートを戦略的に渡すというふうなものもある、それから拘束条件をつけるといふこともある、いろいろ手段がございまして、そういうことなんです。

そういうことは、グローバル化とともにいろいろな業界が寡占化しているわけでございまして、大きいことが即悪いとは思つていませんが、

大きいのがゆえに悪いことをしがちでございまして、そこをチェックするのが排除型私的独占。わざわざ排除型と申していますのは、一方で支配型というのがある、自分の子会社じゃないんだけれども、垂直的に支配しちゃう、それで自分の思つた値段で売らせるとか、思つたところで売つて、ここには売るとか、そういうことで、完全に自分の手足のようにコントロールする私的独占もございまして。これは既に課徴金の対象になつております。

○後藤(斎)委員 委員長、わかりました。大体、おおよそ、おほらげながらに理解できました。あとは、先ほども議論がありました不当販売の話なんです、今よく言われているのは、量販店で、これは公開の情報になつてから構わないと思うんですが、例えばヤマダ電機さんなんか、○五年の市場占有率というのは量販店売り上げの大体一八・五％ぐらい、現在、昨年なんかは二八％ぐらい、一〇％ふやした。これはいろいろ統合したりということもありますが、家電量販店の上位五社くらいで占める割合というのがかなり急速に上がつています。

コジマさんもヤマダさんもそうですけれども、ほかが一円でも安かつたらそこまで下げますよというのを非常にメインのキーワードにしながら売つていきますけれども、それは消費者から見れば非常にいいんですが、それが不当かどうかというのは、後でちよつとどういう定義かお聞きをします。

例えば、一週間くらい前も、牛どののすき家さんがまた五十円引きをしますと。それはオーストラリア牛を使っているから、ほかの例えば吉野家さんよりも安くできるんだと。これも、サラリーマン、今は女性の方も牛どんを食べられますけれども、二百円前半で食べられれば消費者にとつてみたら非常にハッピーだということ、それを否定するものではありません。

不当かどうかというのは、やはりそれぞれの業態によつて、消費者から見れば安い方がいいし、

企業間の競争から見れば、こいつ、市場から撤退するまでやつつけやうぞということでは不当かどうかという判断をするんでしょう。これも、やはりもう少しわかりやすいガイドラインとか基準というもので、例えばヤマダ電機さんの例ですか、すき家さんもそうですが、いや、普通の商行為なんですよ。定食屋をやっている地元の方から見れば、いや、あんな安いのは到底対抗できないよ、通常の電気屋さんをやっている個人商店から見れば、いや、あんなのができちゃったから大変だよというふうに、その業の中にいけば、あれは不当だと普通思うはずなんですよ。

この後、PBの問題について次に触れますけれども、委員長、どこでガイドラインを、不当かどうかというのを引くのか。あるのであれば、やはりその線というガイドラインはもつとわかりやすくしていかなきゃいけないと思うんですけれども、その点について、牛どんと家電量販店の例を踏まえながら、ちよつと教えてください。

○竹島政府特別補佐人 不当販売についてのガイドライン、昭和五十九年にもお示しして、その中で書いてあることでございますけれども、まず一つは、供給に要する費用を著しく下回る対価で売っているかどうかということ、それから継続してやっているかどうか、それから他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかというものが書いてあるわけです。

ですから、端的に申しますと、それなりの事業規模がある、売り上げがそれなりの規模があるのが、全くコスト割れ、要するに、端的話、小売業の場合は仕入れ原価割れ。

ある期間というのは、具体的に一週間なのか一カ月なのか、それは個々具体的、かつ、毎日じゃなくて毎週末必ずやるといようなものが継続して該当し得るわけですが、それがやはり相当程度、一回ぐらいたつたらこれは大した悪影響はないはずなので、相当程度やる。それはそれぞれの業界において、やはり異常かどうかと

いう判断を実はこちらの行政サイドでせざるを得ませんが、いずれにしても、単発じゃだめだ、継続性が要する。

それから、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれというのは、一回それで打ちのめしておいて、後で上げるぞというのをたまに、多分まれですけども、公言してやる人もいますので、まさにこういったケースは悪質だということなんです。

したがって、それ以外の事業者がやめてしまつてから上げられたのでは、これは本当に消費者の利益もかなえられませんか、そういう不当販売はきちんと取り締まるし、今度の場合は課徴金の対象にしましょう、こういうことでございます。

ですから、基本的に、安いものは即アウトという考え方はとっておりません。安いものは、むしろ一般的にはそれは消費者に歓迎されることなので、余計な行政介入はしないというのが基本的な立場でございます。

○後藤(斎)委員 委員長、もつと言えば、よく小売酒販と量販酒販のケースもあります。私の友人も地元で何軒か小売酒販をやっている方がいるんですけども、セールのときだったら、量販酒販から買った方が卸から買うよりもやはり安い。結構公取も、酒販の部分ではそういう話で警告をしたりということは事例としてありますが、酒販ができて、だから、原価の部分も当然いろいろな内部情報をとりながら、原価割れしていないかみている、今、委員長がお答えいただいたのを調査していると思うんですけども、それもやはり五十九年の不当販売に関する考え方がベースになって、それぞれの年次で改定はしているようであります。

私もこれを読ませていただきましたけれども、大体わかるんですよ。ただ、どういうケースが、今言つたような象徴的なケースというのがあるわけじゃないですか、それぞれの業界の中で、業界の中にいけば、やはりおかしいよというのはあると思うんですよ。定食屋さんから見れば、これだ

け安い、二百円台の飯が食べられるなんてことはやはり五十九年当時なかったはずなんです。ですから、お酒とか家電もそうですけれども、安い方がいいという消費者の部分の利益を守つていただくのは当然なんですけれども、そうじゃなくて、やはりわかりやすい運用を、委員長、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それに関連をするんですが、PBブランドというのが今あるじゃないですか。大きなスーパーさんが直接メーカーさんと契約をして、卸コストを削減して安くしている。

これも、私もよくコンビニでカップラーメンを買うときには、ナショナルブランドのメーカーよりも三十円くらい安いので、どうしてもそっちの方を買つてしまふ非常に貧乏臭い性癖があるんですけども、やはりそれも、普通のナショナルブランドしか売れないようなところから見れば、何か違うのかなというふうに思つて、これは企業努力の部分も当然あるので、多分、公取は直接どうこうじゃないんです。

何が言いたいかといえば、やはりこれからの事業者の方、これは大企業、東証に上場しているような企業では独禁法の専門家というのをかなり、七割くらいが配置をして、企業自体も、独禁法の運用とかその改正について、非常にウオッチをしながら、関心を持つていこうという統計も見せていただきました。

でも、中小の場合は、例えば地元のスーパーさんであるとか、地元で何か食品をつくつていてところは、そんなのは別に余り関係なくて、さつきもお話があつたように、でもそれを言つたら、何か公取つて怖いよな、何か言つて逆に事情聴取に来られたらおれたち困っちゃうなと多分思っているはずなんです、うそじゃなくて。私もそういうのを聞いたことがあります。

やはりそういう中で、私は、先ほども高木さんがお話をした日立の冷蔵庫というのは、変な話、省エネ大賞をとつていて、十五万台、三百億くらいの売り上げがあつたというふうなことであります。

すけれども、これもある意味では警告、排除勧告だけをしたというので、ペナルティーも罰金も罰則もない。多分、省エネ大賞の受賞を返したということだけでは、確かに今の景表法の中には罰則規定はないんですけれども、新聞に出ただけで社会的制裁を受けたということはあるにしても、やはり関連法の部分でのレベルが、ある意味では悪いことをして、省エネだ、有機素材を使つていたみたいな形で、それをPRしながら売つていたというのは、何もその罰金も罰則もないというのはどう見てもやはり片手落ちだと思うんです。

これはぜひ、これから消費者庁に行くのかどうかは別としても、やはり公取の中でも引き続き、課徴金の対象に入れるかどうかも含めて、きちつとした対応をしていただきたいと思うんですけれども、その点について、委員長、いかがですか。

○竹島政府特別補佐人 不当表示についても課徴金の対象にすべしというのは前回の改正法のとときに御議論がございまして、私どもは、それはそうだなということで、実は、去年お出しをした独禁法並びに景表法の改正法案の中には、不当表示も課徴金の対象にするということで進めさせていただきました。

したがって、公取の立場はそれでよしということでございますが、今、消費者庁設置法を国会で御審議中だと思えますけれども、そちらに移管されることになりましたので、したがって、ペナルティーをどうするか、それから被害者救済をどうするかも含めて、消費者庁の方でもう少し横断的に、総合的に見直しをされる、そういう方針でいらつしやるというふうに聞いておりますので、そちらで議論が続くことを期待しております。

○後藤(斎)委員 今までの経緯というものもありますので、委員長、先ほどの農協の活動の指針もそうなんです、やはり各省に対して、いろいろ指針をつくつて、勧告とか、こういうふうにしてほしいよねというのはいくらも言えるわけですから、私、ぜひそれはやつていただきたい。あわせて、最後になりますけれども、不当販売

の規定も含めて、運用基準、その判断基準というのをやはり明確にすべきだと思ふんです。それがない限りは、常に公取が、本当は委員長のように、職員の方も非常にそれぞれの業をサポートする。何も別に、捕まえて、何か悪いことをしたならげんこつくれるのがお仕事じゃないはずなんです。ですから、運用判断基準というものを明確に、わかりやすく、事前に方針をガイドラインで示しておくということがやはり必要だと思ふので、それについて、ぜひこれからも積極的にやっていただけるようにお願いをしたいんですが、簡潔で結構ですから、最後に御答弁をお願いします。

○竹島政府特別補佐人 御指摘も踏まえて、これからも引き続き努力してまいりたいと思ふます。

○後藤(斎)委員 時間が来ましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○東委員長 次に、北神圭朗君。

○北神委員 民主党の北神圭朗でございます。

きょうは、独禁法の改正について質問したいと思ふますが、この独禁法というのは、私も個人的にそうですが、民主党も、特に中小企業の立場からいえば、もちろん、余り規制を過度に強化する必要はないと思ふますが、やはり事前の規制と事後の規制というものを峻別して、事前の規制を緩和するのであれば、事後の規制をある程度強化しないといけない。そうしなければ、健全な競争というよりは、基本的には強い者勝ちの、非常に乱れた市場になってしまう。この数年の中小企業、特に下請業者というのはそういう目に遭ってきたというふうに通じております。

ですから、そういう意味では、今回、課徴金を引き上げる、対象を広げる、その点については、我々も方向性としては賛成であります。この問題は、やはり運用の方にあるというふうに通じております。

特に下請の場合は、場合によっては、公正取引委員会に情報を漏らすとか告げ口をしたら後で仕返しをされるということで萎縮してしまう。実

際、私も、地元の中小企業の社長さんとか話をすると、とても公正取引委員会に真実を語ることができない、余りにも後の仕打ちが怖い、そういう声がよく聞こえてきます。

そういう中で、やはり公正取引委員会の役割の一つとして、私の資料の中の、資料三番がございまして、優越的地位濫用の特別法として下請代金支払遅延等防止法という下請に関する法律がございまして、その中の第九條に、公正取引委員会に対して、その取引の実態を報告させるということが出来る、そして、その報告に基づいていろいろ対応をしていくということがありますが、やはりこれが大事だと思ふんです。

受け身で、向こうからいろいろな情報が上がるのを待つんじゃないで、公正取引委員会が積極的に情報をとりに行く、その方が、特に下請業者にとっては、ある意味では、ある程度、情報を公正取引委員会に出すことをやむを得ない状況に追い込むというのには変ですけれども、そういう状況に置いた方が、より情報はとりやすいというふうに通じております。

そういう中で、下請あるいは親事業者に対して報告をさせるというのは、これは資料の一にございまして、基本的には書面調査というものをやっておられるというふうに通じています。

この書面調査、まず親事業者に対する書面調査の方ですが、ここに、一番上の方ですが、資料は平成十六年度から平成二十年度まで数字を掲げております。実際に親事業者に書面調査を発送した、そしてその回収率、実際回答を得た率が、平成十六年度が七六・六％、十七年度が七六・五、十八年度が八一・五、十九年度が八五・九、二十年度が八九・一と、少しずつ上がっているんですが、もう一回資料の三に戻りますと、法律上は、第十一條に、この報告を含めて報告をしない場合、あるいは虚偽の報告をした場合は五十万円以下の罰金に処すると。つまり、罰則がついているんです。こういうことを考えると、やはり基本

的に一〇〇％回答を得ないといけないと私は思っておるんです。

これは中小企業庁も、実は、この第九條の二項に中小企業庁長官も同じ権限を持っているんですが、中小企業庁に至つたら、これは資料の二の一番上の方を見ると、親事業者向けは、平成十七年度六五・六％、年を追っていくに従つて、六七・一、七〇・五、これは数字を後で聞いたんですが、平成二十年度は七〇・五％ということで、中小企業庁になるとさらに成績が悪い。

これはやはり一〇〇％を目指すというのか、特に公正取引委員会はある程度怖い役所じゃないといかないというふうに通じていますので、それは、ちゃんと情報を得るために一〇〇％回収すべきだと思ふますが、まず、なぜこういうことになっているのか、お聞きしたいと思ふます。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○中島政府参考人 答えします。

親事業者向けの書面調査は、委員御案内のとおり、業種、資本金の規模等を勘案しつつ、年度ごと、下請取引を行っている想定される調査対象事業者を私どもの方で抽出いたしまして、調査書を送付しているところでございます。

ただし、これらの事業者の中には、下請法の適用対象となる下請取引を実際には行っていない、つまり、下請法上の親事業者に該当しないという正当な理由があることなどによりまして回答しない事業者もおることから、回答率が一〇〇％となっていないものと理解しております。

○北神委員 済みません、もう一度、それは正当な理由で回答しないということですね。ちよつとも一回、その正当な理由というのはどういう理由かというのを教えていただけますか。

○中島政府参考人 先ほど先生が引用されました九條、罰則の十一條の規定は、親事業者に対して我々が報告をお願いしているわけでございます。したがって、親事業者でなければ答える義務はないということになります。

他方で、我々の方から送るときには、こういう

業種によって親事業者、下請取引をしているかどうかということで、あるいは昨年まではしていたというところで送つておることとございましてけれども、経済情勢の変動あるいは企業取引の変動で下請取引をもちや行わないようになった企業等の変動もございまして、そういう意味では、もはや親事業者でなくなつた、下請取引をしていない事業者につきましては、親事業者でないわけですから、第九條の報告の義務がからない。そういう意味で、正当な理由により回答しなかつたと申し上げたこととでございます。

○北神委員 今の話でいけば、親事業者に対する書面調査をしていて、発送する、その中で、親事業者だと思つていて、あるいは従来そうであつた、それが、事情の変更とかあるいは勘違いで親事業者じゃなかつたからその回収を得ていない、そういう理屈でいいんですか。

今一番近い、直近の数字でいけば、平成二十年度は八九・一％、つまり、一〇・九％は親事業者じゃないから回答していないという理解でいいんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 そういうものもあるでしょうし、サボっているところもあるでしょうし、無視しているところもあり得るわけでございます。私どもは、親事業者に発出して、来ない場合には、やはり督促をするとかいうこともやっているわけです。

罰則は最後の手段だと思つていますので考えていませんけれども、そういう形で、なるべく八九が一〇〇になるように努力をしているわけとございまして、そんなに低い回答率でもない、九割いってれば立派なものだと思ひます。

○北神委員 真実の声を聞かせていただきまして。私も、恐らくそうだとおもうに思つておつたんですね。だから、やはりそれははっきり言つていただかなければならない。

私は、別にそれを責めるつもりはなくて、前回も委員長という議論したときに、やはり人員が非常に少ない中で一生懸命やっていると認

識です。そういうことで、サボっているところでは私も言いませんが、やはりなかなか対応し切れていないというのが真実のところだというふうに思っております。

あと、罰則についても触れられました。しかし、サボっている部分はどうかわかりませんが、ちゃんと発送して無視をされた。最後の手段とおっしゃいますが、そこはやはり厳しくやらないと、むしろ、無視する中には、やましいからあえて回答しないところもある。回答しなかったら何にも公取が言っていない。そうしたら、毎回そういうふうに対応していただかないか。これはやはり許すべきじゃないというふうには私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 まさに正論だと思います。ただ、現実問題は、我々は、督促するなり、そういうところには出かけていって調査するなりということをやっているわけでございます。それでも言うことを聞かないというのは、まず日本には少ないだろうと思うんですが、そういう努力をした上で、と申しますのは、五十万円の罰金をかけてくれとって告発しましても、これは現実問題、なかなか世の中は動かないと思いますので、それよりも、実際協力をさせるとい努力の方が現実的かなと思っております。

○北神委員 その辺は硬軟織りまぜて対応していただければと思いますが、やはりちゃんと回収できるように努力をしてもらいたいというふうに思っております。

あと、先ほど申し上げたように、これは公正取引委員会だけでなく中小企業庁の方も書面調査というのをやっている、回答率はさらに低くなっている。

そして、これは資料の三の第二項に行けば、確かに、公正取引委員会の第一項の部分は、最初に書いてありますように、「公正取引委員会は、『取引を公正ならしめるため必要があると認めるときは、』こういう報告を求めることができる」とありますが、中小企業庁の方は、「下請事業者の利益を

保護するため特に必要があると認めるとき」と、そういう意味では少し役割が少ないような書き方になっておるんです。

私が申し上げたいのは、公正取引委員会が非常に少ない人員でやっている中、これはまさに中小企業、特に下請の中小企業にとっては生きるか死ぬかの問題でもありますので、やはり中小企業庁におかれても、それ相應の責任感と使命感を持って対応していただきたい。しかし、そういう中で、回収率が非常におほかたというふうに思います。

これについて、どういう理由でこの回収率がこんなに低いのか、教えていただきたいと思っております。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

私も、公正取引委員会と同様に書面調査を親事業者に対して行っております。この未報告の事業者の中には、先ほど御答弁ございましたとおり、現に下請取引を行っていないケース、あるいは合併、倒産等でも事業者が消滅しているというケースもあるかと思っております。

加えまして、委員長からございましたとおり、いわば未提出、サボっているという事業者もございまして。ここに対しては、公正取引委員会同様、書面による督促状を送りまして、さらに、それでもだめな場合には、一定の資金を有する親事業者に対しては電話による督促ということで、回収率上昇に努力をしております。

私ども、平成十七年度以降、先生も御紹介になりましたが、回収率が順次上がってきておりますが、二十年度につきましては、親事業者への調査数を大幅に拡充いたしまして、五割増しぐらいにふやした関係で、十九年度と同じような回収率になっております。引き続き、回答率を上げるべく頑張っていきたいと思っております。

○北神委員 公正取引委員会の場合は人員の問題があるというふうに思っています。以前はその人員体制についても議論しましたので、きょうは詳しくはしませんが、中小企業庁は取引課というところ

ろがやっておられると思いますが、やはり督促とか電話までしないといけない、そういうのになかなか手が回らないとか、そういった状況はあるんじゃないでしょうか。これは通告はないんですけれども、申しわけないですが。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

私も本庁には取引課という課がございまして、各経済産業局におきまして、各ブロックごとにこの下請代金法を担当する課はございます。したがって、電話等の催促は各ブロックの中小企業課等の担当課でやっておりますので、本庁及びブロックで対応しているということでございます。

○北神委員 では、人員は別に問題ない、基本的にそういう認識でいいんですか。

○横尾政府参考人 下請代金の検査官につきましては、過去五年間で、全体で定員四十五から今十六までふやしてございますが、引き続き、人員体制の拡充は頑張っていきたいと思っております。

○北神委員 今、親事業者の話をさせてもらいましたが、次に、下請事業者についても同じように書面調査を行っている。

これは、資料の一に行きますと、公正取引委員会の方ですが、さらに回収率が低くなっている。平成十六年は三三・八、それで、年を追うごとに、三一・八、三八・一、三九と頑張っているように見えたんですが、二十年度になると急に八・二%に、これは異常に下がってしまう。

中小企業庁の方を見ると、これは資料の二ですけれども、十七年度が三四・四、二七・四、三二・一、一番最新の数字が、ここに書いてありますが、二八・一ということでございます。

二十年度、これはちょっと異常値というのか、どうしたのかな、何か特別の理由があるのか、それを聞きたいというふうに思いますが、それと同時に、この回収率の低下についての認識を伺いたいと思っております。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。下請事業者向けの書面調査は、親事業者から提

出されました下請事業者名簿から発送先の下請事業者を抽出して、送付させていただいているところでございます。

また、下請事業者向けの書面調査は回答を義務づけているものではありませんので、親事業者向けの書面調査よりも回答率が低くなっておりますが、これは、下請事業者に任意の協力を求めるという調査の趣旨から見て、やむを得ないものではないかと考えております。

今先生お話がありました、二十年度の数値が異常に低いのではないかとということでございます。これは私どもも正確な分析というものはまだしておりませんけれども、一つ考えられますのは、もちろん、現下の経済情勢ということがあるかと思

います。また、他方、若干技術的な理由なんですけれども、十九年度までは、下請事業者向けの調査書面におきましては何も書いていなかったんですが、ことしから、違反行為がない場合には返答していただかなくて結構ですという注をつけさせていただきました。

それは、十九年度までの下請調査票を回収させていただきまして、違反行為なしというのものが少なからずあったものですから、そういうことで、今回、二十年度におきましては、違反行為の認められない下請事業者につきましては、書面を送付しなくてもいいということ注をつけたことはございます。

ただ、これが三九%から八%への減少にどれだけ寄与しているかというのは、また今後少し分析してみないとわからないところでございます。

○北神委員 これは、ここでもっと提案というのか、私もそんな物すごく考えたわけじゃないんですけど、まず、下請事業者に対する調査、これは皆さんが、下請いじめとか不正な取引を行っていることを調査する上で、例えば親事業者と下請事業者と、何らかの違いはあるんじゃないか。どっちも大事、あるいは、やはり親事業者

したがしまして、親事業者の方には第九条で義務として報告をしていたで、下請事業者の方にも、もちろん、先生が冒頭おっしゃいましたように、義務として報告を徴するという政策的なやり方もあるかと思いますが、やはりこれも、下請事業者の方からすると、親の悪いことを公取に報告する、それだけでもちゅうちょされるのに、この報告が強制される、義務づけられるといえますと、本当に下請事業者の真実の結果、声が私どもに伝えられるか、返ってくるかという懸念もございます。したがしまして、下請事業者につきましては、九条による回答の義務づけをしておりません。

意思に任せると、別に隠すことができた、回答しなくてもよかったのに、あえて違反行為というものを指摘した、これはけしからぬという話になって仕返しされたり、そういう話になる。しかし、これが法律上、公正取引委員会が、これは義務だ、絶対しないと罰金もつける、そういう話になると、下請事業者にとってある意味では口実を、真実を語る大義名分を与えるというか、そういう発想もあるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。これは委員長、どうですか。

○竹島政府特別補佐人　そういう考え方もあると思いますが、現実には、下請事業者に対してそういう

次の質問に移りますが、今、書面調査の回収をされた、その中で、実際に疑わしい案件と疑わしくない案件と大別できると思いますが、その疑わしい案件については、皆さんしっかりと調査を進めているのかどうか、それをお聞きしたいというふうに思います。

まず、親事業者向けの書面調査で得られた情報の中で、明らかに下請法に違反する疑いがあると

実際、資料の「からい」えば、一番下の表がありますね、「下請法違反被疑事件の処理状況」、書面調査、左二つ目の箱のところに新規着手件数、これは要は、書面調査を返してもらって、ちよつと疑わしい、そして実際に調査に着手する件数ですが、それをずつと見ていくと、大体二千件後半、

三千件ぐらいで推移をしているというふうに思います。

これはなかなか計算の仕方が難しいと思うんですが、親事業者、下請事業者のうち、より数の多い親事業者の書面調査の件数からいえば、割合からいえば、勝手に計算をしたんですが、大体一〇%台、一〇%とか一二%とか、多いときは一七%ぐらいまでいっている。一割ぐらいだ。要するに、回答を得た数の中で、そのぐらいは、一割ぐらいは着手をしているという計算であります。

これが高いか低いかわからないのは、これは私も正直わかりませんが、ぜひ中小企業庁と一緒に連携をして、疑わしい話があったらちゃんと厳格に対応していただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

こういう細かい質問をしていますが、これは決して何か批判をするとかそういうことじゃなくて、公正取引委員会の状況が非常に苦しい状況だということをみんな認識しているというふうに私は思いますので、そういうことを我々も議員として認識をして、今行革で人員削減をしている中で、やはり皆さんの置かれている特殊な状況というものを認識しないといけない、そういう趣旨で質問させていただいているということでございます。

だから、公正取引委員会は人員をどんどんふやしているということですが、中小企業庁というのも当然、特に下請関係ではしっかりと連携をして、中小企業を守るために頑張っていただかなければならないというふうに思っております。

ただ、中小企業庁だけではなくて、役所の中でのいろいろな業法を所管している役所がある。そういう役所との連携というものはどうなっているのか。

例えば通信とか運輸とか、それぞれ違う役所で業法を持っている。やはりそういうところは、なかなか公正取引委員会とか中小企業庁が得られない情報というものは本当は持っているはずだというふうに思っておりますし、建設業とか製造業な

んかは下請関係が複雑で重層的でなかなか把握しにくい部分もありますけれども、こういったところは当然それぞれの業法を所管する役所の協力というものがやはり非常に大事だというふうに思っておりますが、この点について連携はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

公正取引委員会は、中小企業庁のほか、下請法上、親事業者または下請事業者の営む事業を所管し、これらの事業者に対する調査権限を有する各都道府県、並びに、建設業法上、当委員会に措置請求する権限を有する国土交通省とは定期的に連絡会議を開催しております。下請取引の適正化に向けて意見交換を行ってきているところでございます。

これに加えて、昨年八月に策定されました安心実現のための緊急総合対策に基づきまして、新たに下請保護情報ネットワークを創設いたしました。労働基準監督署等が下請違反の疑いのある情報に接した場合には、厚生労働省を通じて、公正取引委員会、中企庁に通報いただくとの運用を昨年十二月に開始したところでございます。

また、御指摘の中企庁の措置請求の実績につきましては、下請法第六条に基づく中小企業庁長官からの措置請求が平成二十年度に四件ございました。公正取引委員会は、これを受けまして、この四件いずれにつきましても、親事業者に対し勧告をしたところでございます。

公正取引委員会といたしましては、今後とも、これら関係省庁との連絡会議の開催、それから今申し上げました下請保護情報ネットワークの一層の充実を通じて、各省との連携を密にしていきたいというふうに考えております。

○北神委員 私の資料の四にもありますが、下請取引の公正化に関する関係省庁連絡会議、こういうことをやって密に連絡をされている、そういう話でございました。

特に、私が思うのは、国土交通省との連携が本

当は大事だ。というのは、下請はやはり建設業というのが非常に多いというふうに思うんですよ。実際そういう現場を歩いていると、そういう下請にある程度、いじめるつもりはないのかもしれないけれども、非常に厳しく価格を値下げしたり、そういうことをしている事例が多い。しかしながら、私が聞いた感じでは、建設業法に基づく、要するに、国土交通省がそういう実態を公正取引委員会あるいは中小企業庁に訴えることは今まで全くなかった、ゼロだ。

これは果たして本当にまじめに連携をしているのかどうか。その点についてどのような認識か、お聞きしたいと思います。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

今先生が申されましたように、国土交通省からの措置請求の案件は今のところございません。ただ、先ほど申し上げました関係省庁等連絡会議に加えて、建設業法関係につきましては、別途、毎年国土交通省と公取とパイで連絡会議を行って、情報はいただいております。ただ、措置請求に関する限りは今までございません。

○北神委員 国土交通省の立場からいえば、彼らは彼らで建設業界の非常に厳しい状況というものをわかっておりますから、なかなか公正な取引という立場に立つて行動を起こしにくい部分もあるというふうに思いますが、そこはやはり連携をできるだけ強くして、建設業なんかは特にこの下請関係はいろいろ問題があると思いますので、ひとつ力を入れていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

あともう一つ、金融庁が抜けているんですね。金融というものは、三井住友銀行でしたっけ、公正取引委員会が一回取り上げたというふうに思いますが、金融関係も実は、下請ではないかもしれないけれども、要するに、優越的地位の濫用ですが、これはなかなか、立場としては最も強い立場にある。当然、融資、お金を貸しているわけですからね。そういうところで、ここにメスを入れるということは非常に大事だというふうに思っております。

りますが、残念ながら、この関係省庁連絡会議を見ると金融庁が入っていないので、この点どうなのか、連携をどう考えているのか、お聞きしたいと思っております。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘の三井住友銀行に関する件でございますけれども、公正取引委員会は、平成十七年の十二月に、三井住友銀行が取引上の地位が同行に対して劣っている融資先事業者に対しまして金利スワップの購入を余儀なくさせているという行為について、独占禁止法が禁止いたします優越的地位の濫用に当たるということで排除勧告を行いました。また、同行が勧告を応諾しましたことから、勧告審決を行ったところでございます。

今先生の、金融庁との連携ということに関してでございますけれども、この事件は、公正取引委員会が独占禁止法違反事件ということで調査を進めたものでございますけれども、公正取引委員会が法的措置をとりましたことを踏まえて、金融庁におきましては、同じく、同年十二月に、三井住友銀行に対して銀行法に基づく報告を求め、翌年の十八年四月には、同法に基づいて同行に対して業務停止命令を含む行政処分が行われたものと承知しております。

○北神委員 済みません、ちょっと大臣とおじぎをしている間に一番大事なところを聞けなかったかもしれないんですが、金融庁と連携が大事だということ、三井住友の案件はよくわかりました。

ただ、その三井住友銀行の話も、金利スワップの商品を、融資をしている相手先にその優越的地位を濫用して買わせたという話だということなんです。こういう案件について、当然、金融庁としてもこれは厳しく取り締まらなければならないというふうに思います。

今度は金融庁にぜひお聞きしたいと思えますが、やはり積極的に公正取引委員会にそういう情報をどんどん上げるべきだというふうに思います。いかがでしょうか。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、私どもでできることとしまして、監督上の監督指針というものがございますけれども、この中に、公正取引委員会が出されました調査報告書やガイドラインの内容を引用した上で、これを遵守する体制ができていくかということを監督上の留意点として挙げまして、常日ごろからフォローしております。

また、個別事案につきましては、もちろん必要に応じて情報交換等はさせていただく用意はございますけれども、当然、法令の解釈の判断に当たっては公正取引委員会がお決めることになることと考えております。

○北神委員　ぜひ情報をどんどん出すべきだと思いますし、今おっしゃったように、未然防止策ももちろん大事ですが、これもやはり流れとしては、そういう事前の規制というよりは事後の規制ということで今ずっと政治は来ているというふうに思いますので、そこはむしろ公正取引委員会に、事後的にどうやってこれを取り締まるのか、そのときの情報というものがやはり大事だ、そういう認識をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

もう一回公正取引委員会に移りますと、金融庁と連携をしているというふうにおっしゃっていたと思うんですが、私の資料の四ページの連絡会議に入れたらどうですか。

これは下請だからか。わかりました。
優越的地位の濫用については、こういう関係連絡会議みたいなものはやっているのでしょうか。
○中島政府参考人 お答え申し上げます。

いろいろお知り合いが多いというふうに思います。金融庁だけでなく各省庁の連携、こういう連絡会議とかいろいろやっているけれども、私が想像するに、本当に機能するのはなかなか難しいというふうに思っております。

というのは、各役所は、はっきり言えば、こんな知ったことじゃない、公取の話でつき合わされて面倒くさいな、こういう姿勢がやはりどうしても役所の中で出てくる。そういう中で事務方も大変な苦勞をされていると思います。

こういう点について、委員長の見解をちよつと伺いたいと思います。

○**竹島政府特別補佐人** 具体的な事件処理に当たりましたは、中小企業庁との連携はちよつと特別な関係ですが、一般的には公正取引委員会自身が

努力する。やはりつかさはつかさで仕事をしないといけないんだろう。政策的なマターであれば調整とか協議とかというのはあるにしても、事件物はやはり一〇〇％近く公正取引委員会が自分で発掘し、自分で処理するということであるべきだろうと思っております。

○北神委員　そのとおりだと思いますね。ただ、要は、人員体制をこれからつくっていく中で、過渡的な対応として連携をせざるを得ない、そういう状況だと思えますので、そこはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

ともう一つ、金融庁の關係で、銀行が優越的地位の濫用をしやすい立場にあるということ、さつき三井住友銀行の件で、いわゆるお金を貸している相手企業に自分たちの商品売りつける、こういう場合の優越的地位の濫用もありますが、私が最近思うのは、この前、保険の商品で窓販という規制緩和が行われました。つまり、今まで基本的に、生命保険なんかは生保レディーみたいな

この中で、当然、融資先の方に保険商品を売るというような優越的地位の濫用の事例もあると思いますが、一方で、保険会社との関係で、銀行がたくさんの保険商品を扱う非常に巨大な販売先になるわけですね。そういう中で、これも一つ、銀行が保険会社に対して優越的地位の濫用を行使する場合が出てきやすいというふうに思っております。

こは恐らく金融庁も保険会社の方から相当いろいろな話も聞いているというふうに思いますが、ずっと注視をしている、モニタリングをされているというふうに伺っております。

すが、今どんな状況か、教えていただければと思います。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

まさに今委員から御指摘いただきましたような懸念がございますので、私どもとしまして、日々

この状況をフォローしておるわけでございます。
委員御案内のとおり、平成十九年十二月のいわゆる銀行等の保険商品の窓販につきましての全面解禁に当たりましては、その時点において、それ以前に手当てをいたしました、いろいろな圧力を

用いた募集などの弊害を防止するための措置の有効性につきまして検証を行いまして、問題がないということで全面解禁が認められたということでございます。

その後の状況につきましては、私ども、モニタ

リングを行っておりますけれども、現時点において、状況が変化しただという認識は持っておりません。これはまだ必ずしも比較可能なデータがすべてあるわけではございませんが、行政処分の事例なども全面解禁後ございませんので、状況に変化はないという認識でございます。

いただきたいと思いますけれども、今先生御指摘のような分野におきまして具体的な問題があるような事実に接した場合には、適切な対処法をとってまいりたいと思っております。

○北神委員 特にこの窓販というのは、こういう事例が生じやすい話だというふうに思っています。ですから、公正取引委員会は金融のそういう話は余り情報が入っていないかもしれませんが、やはりここはひとつ注目していただいて、保険商品を窓販でやる場合、保険会社と銀行の関係、そして銀行と貸出先の企業との関係で余り不公正な取引が行われていないかどうか、そこをしっかりと見ていただきたいというふうに思っております。

あともう一つ、次の質問に移りますと、法案の中で、これも皆さんがおっしゃっているように、課徴金の算定率の問題がございます。これは、十七年の独禁法改正のときに、私的独占なんかについては不当利得の水準が一六・五％

に上ると公表しております。

今回、課徴金の算定率を見ると、私の考えでいけば、例えば私的独占によつて一六・五%も不当に利得を得るのであれば、少なくともその一六・五%の分は摘発したときには返してもらふという

のが課徴金の最低限の発想だというふうに思うんですが、一六・五％じゃなくて一〇％とより低い水準にとどめている理由は何なのか、教えていた
だきたいと思います。

これは全体として、アメリカやヨーロッパの中

でも課徴金の算定率というのが低いという話があります。より具体的な厳密な議論でいえばやはり不当利得の率というのが根拠だと思っていますので、その点、委員長のお考えを聞きたいと思っています。

○竹島政府特別補佐人 先ほども御答弁申し上げ

ましたが、これは何も不当利得に基づいて計算しなきやならぬというものじゃないわけで、要するに、独禁法違反事件が起こらないような、そういう気持ちにさせないためにはどのぐらいの算定率であるべきか、そういう設問なんですね。したがって、低ければ上げる、それで、ある水準で違反が減れば抑止力はある、こういうことになるかと思っております。

アメリカ、ヨーロッパと比べて確かに低い、低いんですが、その絶対水準の差だけではなくて、実際に抑止力、要するに違反状態がどうなっているかということで、その国における競争法の定着というものは見るべきだというふうに、抽象的ですが、思っております。

そういう前置きを申し上げた上で、どうして一〇%かというのは、これは本当は、正直私はもつと上げたかったわけなんです、これは法律事項でございまして、従来六%だったものでございまして。私どもは倍以上にしたいだきたいということとを考えたわけですが、その根拠として、実際に我々が扱った事件から不当利得というものを、数十のケースがございましてからそれで計算したら、確かに平均値は一六・五%というものが出たわけです。同時に、八%以上でやると九割方は全部カバーされる。いわば正規分布みたいになりますから、非常に不当利得の大きいものもあれば全然小さいものがある、分布しているわけです、まあきれいな正規分布じゃございせんけれども。それで、九割以上は八%は不当利得がある。

それを下回ったのでは、これは義務的な課徴金でございまして必ずかけるわけでございまして。だから、それを上回るということで一〇%という説明をさせていただいていきますけれども、本来、そういったものに縛られるべきものではないと私は思っています、日本にふさわしい、あるべき課徴金の算定率というものがあつてしかるべきだ、それは、法律の執行状況とか世の中の考え方とか、そういったことを踏まえて見直されていくべきものだろうというふうに思っております。

○北神委員 抑止力があればいいというお考えだと思います。私なんかはどうしても、やはり得た利益をそのまま没収されちゃう、もつと言えればそれ以上の、アメリカなんかは、たしか不当利得の二倍以下の罰金額というような、そういう設定をしていると思いますが、要は、やはり制裁的な色彩もある程度ないといけないな。つまり、違反が発覚しても、もうけたお金は少しでも残るということだったら余り抑止力はないという意味では、やはりこの不当利得というのは少なくとも一つの目安ではあるというふうに思います。

いずれにせよ、これからこの法律を改正して、実際にどこまで抑止力があるのかどうか、それを見きわめていかないといけないというふうに思います。

次の質問ですが、人員体制の問題に戻りますが、公正取引委員会の中で、これは特許庁というのもよくこういう手法でやっておりますが、期限つき任用による専門人材の登用をされている。期限つきで一時的に採用する。これは、例えばエコノミストとか弁護士とか公認会計士とか、そういった方々を入れている。この現状についてお聞きしたいというふうに思います。

○竹島政府特別補佐人 公取におきまして、定員の増加が大変厳しい中で例外的に純増官庁なんです、審査部門を中心に、過去五年間で百五十二名の増加となっております、平成二十年度末において七百九十五人ということになっております。それから、二十一年度予算で三十九名の増員が認められているということでございます。

他方、やはり専門職ということで、御指摘のありましたようなエコノミストとか弁護士とか、こういった人材も必要でございまして、これらは任期つき職員として採用しているんですけれども、現在、弁護士が十五名、エコノミストが五名おります。これは待遇、処遇面でなかなか難しいところがあるんですけれども、できるだけふやしていきたいというふうに思っております。

○北神委員 これは当然、人員の純増官庁という

話もあつて、ある意味では特別扱いをしている部分もあるというふうに思いますが、一方で、こういう、一種、中途採用的な方法で人員を拡充することもやらないといけない。特に、公正取引委員会、これからさらに強力に機能するのであれば、やはりそういう弁護士とか公認会計士とか、そういった専門家が求められる。そういう意味では、おっしゃる通りに、これはふやさないといけないというふうに思います。

その中で、この任期つきというのは、要は、五年ぐらいしたらやめてまたもとの職に戻るとか、そういうことになると思うんですが、これは、五年間やつて、公正取引委員会としてもこの人材はなかなかいいな、その本人も公正取引委員会に残って仕事をしたいな、そういう両方の合意があれば正規の職員にする、そういう道はあるんじゃないでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 それはございます。現にそういう方がいらつしやいます。

○北神委員 そういうことだったら、ぜひこの任期つきの部分をどんどん採用して、人員を拡充していけばいいというふうに思っております。

また、多分処遇の面で、弁護士とかだったら、給料が安い、仕事は魅力があつても生活水準が下がってしまう、そういう面があると思いますが、この点は、現段階で何かそういう配慮はされているんですか。

○竹島政府特別補佐人 一般公務員よりは有利に扱われるように任期つきは職員の給与の格付がなされています。

ただ、法律事務所で働いているときと比べると下がる。それにしても、私ども、これはアメリカのまねをするわけじゃありませんが、やはり独禁法も、これを扱う弁護士がふえるということは大変いいこととございます。そのためには、公正取引委員会というところへ来て二年でも三年でもやってみるというのは大変貴重な経験で、そういう形で、いい意味の緊張感が法曹界との間で出て

くる、連携が出てくる、そういう意味で私は歓迎をしております、そのぐらいの投資をしても公正取引委員会に二、三年来ませんかということを申し上げているわけでありまして。

○北神委員 まさに審判制度の問題も、一種、公取の中で審判制度でやるべきか、あるいは普通の裁判所でやるべきかという話の中で、筋論からいって裁判所の方がいいという議論もあるけれども、実態として、そういう経済取引に詳しい弁護士が少なくて裁判官が少ないとか、そういう人材不足の問題もありますので、ぜひそういう観点からも、そういう人材を育てて、公取委を強化するのみならず、今後そういう体制にも持っていくような準備をされたら非常にいいと私も思います。

もう時間もそろそろ来ましたので、もう一つだけ質問をしたいというふうに思います。

きょうは基本的に中小企業の問題で下請関係の議論をしてきましたが、ここについては、私は、やはり不公正な取引というものがかなり横行している、制度設計の考え方からいってもそこはきちとやっていないかならないというふうに思っております。

ただ、一方で、大企業、特に国際社会を相手にしている、世界の中で勝負をしなければいけない大企業、こういった企業について独禁法というものを余りにも厳格に適用すると、場合によっては、国の産業力、競争力というものが低下するおそれがあるというふうに思っております。

これは非常に難しい議論であるかもしれないんですが、特に、私の資料の一番最後のページだと思いますが、資料の六ページですか、ここに、製鉄業界ですね、鉄鋼メーカーの数字があつて、これはちよつと年を入れるのを忘れたんですが、左の箱が一九九五年のときの世界の主要鉄鋼メーカーの生産量の割合が書いてあります。右の方が二〇〇八年ですね。

一九九五年、十数年前までは新日本製鉄が世界でも一位だった。ところが、十年たつと、今度は

アルセロール・ミタル、これは要するに企業合併、それも世界的な企業合併で、粗鋼生産量がもう断トツに高いような水準になっている。新日本製鉄の下に中国の鉄鋼メーカーが四社も入っている。

こういう中で、要するに、世界的にはこういう、今はちよつと円高になっていますからそういうおそれはないかもしれませんが、申し上げたいのは、これらの外国の企業は、国内で割と独禁法を緩やかに適用する、中国なんかは独禁法という概念が余りないのかもしれないが、そういった中で、どんどんどんどん巨大な鉄鋼メーカーをつくってきている。それが席巻をして、場合によっては日本の鉄鋼メーカーも買収をされる、そういった危機があつた時代もついでの間までであつたというふうに思っております。

ですから、質問としては、独禁法上、国内の企業同士はなかなか、こういう規模であれば合併はできないかもしれないけれども、一方で、海外の企業から買収されてしまう、合併されてしまう。

こういうことは、法律上、矛盾とまでは言いませんが、これは経済産業大臣の話にも及ぶと思いますが、産業戦略としてはまずいんじゃないかなというふうに思いますが、この点について、まず委員長の見解を伺いたいと思います。

○竹島政府特別補佐人 企業結合審査、要するに合併の審査について、何か物差しを二つ持っているのかというふうにも聞こえる今お話だったんですが、そういうことはございません。

要するに、具体的には、商品は違いますが、一般的には、日本の市場に影響のあるような企業結合であれば、当然、まず公正取引委員会の視野に入る。いわば結婚に例えますと、その結婚が国際結婚であるのか国内の法人同士なのか、これも全く、それによって何か扱いが違うわけでは全くございません。

ただ、外国に買われるような場合には、外国が日本に初めてそれで出てくるというふうな場合は、言ってみると、国内の競争者があえるという

面があるわけで、一方、日本にいる者同士が一緒になるというものは、日本のマーケットに対するインパクトが違うわけですから、そういう意味で、答えが違ってくることはあり得ます。しかし、扱いが、一方は甘く、一方は厳しいということは一切ありません。

私自身も、確かにそのアルセロール・ミタルという、こういうでかいものがよくヨーロッパなりアメリカの独禁当局を通つたときなどは思いました。でも、調べてみたら、シェアはそんなに高くないですね。かつ、ヨーロッパにおいてもアメリカにおいても、これをパスする時には、いわゆる問題解消措置というもので、しかるべきものは処分する、売る、手放すという条件をつけられてパスしている。ですから、向こうが、これは向こう側の肩を持つわけじゃありませんが、アルセロール・ミタルに対しては特別甘い審査をして通したということでは決していないというふうに思っています。

日本も全く同じでございまして、決して、そこでもって何か差をつけるとか、あることに對してフェーバーを与えようとか、そういう考え方はとっておりません。

○北神委員 公正取引委員会としては、多分そういうお立場だと思えます。

私は、アルセロール・ミタルの話は今初めて伺いましたが、つまり、やはり外国はその辺、戦略的にやっているんじゃないかなというふうに思っていました。要は、アルセロール・ミタルの場合は世界的な合併ですが、例えばアメリカの中で、強い日本の新日本製鉄に対抗できるような鉄鋼メーカーをつくらないといけない。そこはもうある程度、国内の合併についてもちよつと柔軟に対応しようじゃないか、そういう発想があるんじゃないかなというふうな思っておつたんですが、その点、そういうことを調査して、外国がどうしているのか、これは産業戦略の問題だと思えます。

最後に大臣に、この点についてどういうお考え

を持つていいのか、お聞きしたいと思えます。

○二階国務大臣 基本的には竹島委員長から御答弁のあつたとおりであります。今議員御指摘のようなことについて、経済産業省としては、十分ウイングを広げて、配慮をしまいたくはな

らない課題だと思っております。

したがしまして、国際的な整合性の観点から、アメリカ、EUと同様の基準へと我々は見直しを図つてきたところでありますが、今後、海外の企業合併等について、幅広く情報を収集すると同時に、調査分析等を行つてまいりまして、国内のそうした企業の皆さんの、不安感を持つて経営に携わつておるといふふうなことに對しては、我々は情報を共有して対応していきたいと思つております。

○北神委員 もう時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○東委員 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩



午後一時開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。田村謙治君。

○田村(謙)委員 民主党の田村謙治でございます。

午前中に引き続き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

まず、そもそも、昨年も提出をされて審議未了、廃案になつたわけでありまして、その法案と今回審議をしております法案について比較をしてみました際に、若干の差異があるわけでありまして、その違いにつきまして、五取上げに質問をさせていただきます。

一点目は、私の本会議の代表質問でも質問させていただきましたが、先ほど後藤委員からも質問ありましたが、不当品類及び不当表示防止法が

まさに今回の改正案から外れている、課徴金制度の導入が不当表示に関しては見送られているということでもあります。先ほど御答弁ありましたし、本会議におきまして、まさに消費者庁の設置がある、それに伴つて消費者庁に移管をした後、「被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて違反行為の抑止力強化策を検討することが適当であると考えた」といふふうに答弁をいただいておりますけれども、今後の具体的なスケジュール、検討するというのは、その言葉だけですといつても先延ばしになるような気がするんですけれども、具体的なスケジュールというふうなイメージはおありでいらつしやいますでしょうか。

○堀田政府参考人 お答えいたします。

消費者庁関連法案の衆議院におけます審議の結果、被害者救済制度については、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を剥奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする、そういった旨の規定が附則に盛り込まれたところでございます。

現在、内閣府では、消費者庁の設置に先立ちまして、関連する国内外の諸制度の調査研究に着手しているところでございます。消費者庁ができましたら、これらの研究結果を踏まえながら検討されるものと考えております。

○田村(謙)委員 消費者庁が設置をされて、他の分野とともに総合的な検討を三年間で加えるということは、もちろんさまざまな整合性というのはいわかりますけれども、せっかく、昨年の時点におきましては、この不当表示に關しても課徴金制度を導入するというを一たんお決めたわけなんです。

ですので、角度を変えまして、今回、不当表示に關して課徴金制度を導入して、その後、確かに消費者庁ができまして、監督官庁はかわるんではいふけれども、ただ、その制度は導入をして、その後総合的な見直しに三年間もかかるわけでは

から、結局、三年間の中で実際それをどうしていかうかというのとはまた別途考えるということにした方が、まさに消費者に対して、さまざまな抑制効果などを考えますと、よりいいのではないかとはいえ考えもあると思うんです。

要は、不当表示に関して課徴金制度を、昨年の法律と同様に今回導入した場合に、どのような支障が生じるということなんでしょうか。

○堀田政府参考人 課徴金制度自体は、事業者に対して国庫への金銭納付を命じるのみでございまして、違反行為を抑止する効果はございませうけれども、被害をこうむった、直接的な救済手段というものではございません。

こういうことから、今回の消費者庁設置に際しては、同法の課徴金の導入を見送って、被害者救済制度を総合的に検討する際にあわせて検討するということになっております。

○田村(謙)委員 結局、いろいろ並べて、ごまかす答弁になっていると思うんですね。

あえて今のお答えを、言葉じりをとらえますと、この課徴金制度の抑止効果というのは大したものではないと。私は、被害者の救済というのは、そういう意味では私の質問の言葉遣いがちょっと悪かったのかもしれないけれども、要するに被害者を生まない、そういう抑止効果は大なり小なりあるわけですね。その抑止効果だけで、それは大したことないから、結局三年間見送ってもいいんだというように聞こえますけれども、そういうことなんでしょうか。

○堀田政府参考人 昨年度検討されました消費者行政推進基本計画等においても、消費者の救済というものの、あるいは収益の剝奪を図るといった視点が極めて重要であるという御意見がさまざまに出されたと聞いております。

○田村(謙)委員 多分平行線になると思いますが、もうこれについては質問はいたしません。繰り返すにようになりますけれども、当然さまざまな、消費者庁というものができて、ほかの分野との整合性というのはいちばん大事だとは思いますが、

が、そもそも、昨年は導入するというものを一たん撤回しなければいけないほどの支障があるのかなというの、私は疑問に思っているところであります。

さて、昨年の法律と今回の法案の違いの二点目でありませうけれども、不当な取引制限等の罪に対する懲役刑を、三年以下にしていたものを五年以下に、三年から五年に引き上げているわけでありませうけれども、その理由を教えてください。

○竹島政府特別補佐人 昨年の法律改正には盛り込むことができませんでした、かねてから公正取引委員会としましては、この刑事罰について引き上げたいと思っております。

幸いといえますが、結果として、昨年、審議未了、廃案になったわけでございませうが、その後、引き続き法務省等と御相談をさせていただきまして、一つは、外国において、アメリカも、最近ですが、十年に引き上げられている、イギリスも五年である。日本の場合も、もう既に現行の上限三年という懲役刑が出されているというようなことにもございまして、それならばよからうということになりましたので、五年への引き上げということになりましたので、今回の改正案に盛り込ませていただきました。

○田村(謙)委員 今、委員長の方から、かねて引き上げたいというふうにお考えになっていらつしたと。そうしますと、昨年は引き上げようと思いつたが、結局法案には盛り込めなかったと。具体的な理由というのは何だったんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 これは、罰則についての一つの体系といえますが、ピラミッドというかシステムがありまして、経済犯について、私は率直に、日本の経済犯についてのペナルティーは軽過ぎると思っております。現実にはそうなるわけではございませうけれども、そういう場合、横並びで見た場合にどうだ、こういう議論というのが絶えずあるわけではございませう。

そういうこともございまして、昨年お出しした改正法案には盛り込むことができませんでした。

れども、その後の協議で、よからうということになったわけではございませう。

○田村(謙)委員 ありがとうございます。

私も委員長と同じように、まさに日本の制裁の度合いというのは軽過ぎるというふうには思っているわけでありませうけれども、今回、そういう環境が整つてどうか、反対が少なくなつて、五年に引き上げることができたということでありました。その五年というのは、軽くはない、十分だといふふうにお考えでいらつしやいますか。

○竹島政府特別補佐人 これは、犯則調査をやりまして、悪質、重大だということで刑事告発をするわけで、それを受けた検察官がどう判断して起訴し、それで裁判官がどう判断するかにすべてかかっています。私は、徐々にではありますが、司法当局の経済犯罪に対するペナルティー、少なくとも独禁法違反事件に対するペナルティーについては厳しくなつてきたという感じを持っておりますので、上限が五年に引き上げられましたら、それなりの懲役刑が出てくるだろうと期待しております。

それというのは、大変大きい。今までは、残念ながら一度も実刑が下されていないわけではございませう。すべて執行猶予つきなものですから、私はそれはいかげなものと個人的に思っております。五年に引き上げられれば重要な意味が出てくるのではないかとこのように思っております。

○田村(謙)委員 そうしますと、今のお答えというのは、そもそも、司法当局が出す判決の制裁というの、やはり欧米諸国の比較だけではないでしようけれども、軽かった、それが徐々に重くなつてきた、五年に引き上げると重くなつてきて、そうすると、いずれはさらに引き上げる必要性も出てくるかもしれないというニュアンスも入つていらつしやるんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 それはそうしよつちゅう変えるものではないと思いますが、私は、これで相当の効果が上がるだろうというふうには思っております。

○田村(謙)委員 わかりました。委員長長の期待どおりに、司法当局がさらに法律に合わせた判断を下すようになるように、私も期待をしたいと思っております。

さて、昨年の法案と今回の法案の違いの三点目でありませうけれども、企業結合規制につきまして、昨年の改正案では、届け出の基準を、被買収会社が会社及び子会社の国内売上高の合計額二十億円の超の場合としておりましたのを、今回の改正案では、二十億円超ではなくて五十億円超に変更していらつしやいますけれども、その二十億円から五十億円に基準を引き上げた理由を教えてください。

○竹島政府特別補佐人 今回の改正で届け出基準をかなり大幅に見直しております。従来は総資産なんかも見ておつたんですが、今回は国内売上高に一本化しました。それで、買収方は国内売上高二百億円超ということにしました。買われる方が、今御指摘の二十億円超で御提案申し上げましたが、その後、いろいろと調べてみますと、外国と比べて二十億円超ではちょっと小さ過ぎる、結局は、それだけのものを届け出させたつて、全部オーケーになつてしまつただけじゃないか、そういう余計なものまで届け出させる必要はないではないか。その考え方は我々もともと持っております。で、どの辺だったかという無駄な届け出をなくすることができるといふことを考えて二十億円というものにしたのでございませうが、その後の精査で、外国は平均すると日本円にして五十億円超というところがあるんだということがわかりました。

一方、ICNという国際組織があるのでございませうが、そこでも企業結合についての届け出基準については議論しておりますが、なるべく簡素化する、簡明にするというように言われておりました。そういう状況にかんがみまして、改めて考えて五十億円ということにさせていただきました。

○田村(謙)委員 今、外国の相場が日本円だと大

体五十億円程度とおっしゃっておられましたけれども、外国といってもいろいろな国があるわけがあります、主要国について、もし大体の金額が、今お手元に持っていられしやいましたら、もともと明確には通告はしていませんので、手元がないということでしたらあきらめますけれども、もしあったら教えていただけませんか。

○竹島政府特別補佐人 ばらつきはございますけれども、これは為替レートはございますが、フランスは、五千万ユーロでございますので、七十億円強ということになると思います。イタリアは六十九億円、四千五百万ユーロでございます。それから、カナダが、七千万カナダ・ドルですから、七十億円ぐらいでございます。それから、中国が最近それを設定いたしましたので、六十億円というふうなことでございます。六十億円とかそういう数字よりは区切りのいい数字がいいだろうと思ひまして、五十億円にさせていただきます。

○田村謙委員 今、確かに為替レートによって変わってくるわけでありまけれども、フランスやイタリアが大体五千万ユーロ、レートによって変わるわけですが、今のレートですと七十億円ぐらいというふうな、カナダも大体それぐらいだということをお話を伺いました。

先ほど委員長が触れていらつしやいました国際競争ネットワーク、ICNの年次総会報告におきましても、届け出基準に関する報告書というものを提出してありまして、その文書にも、問題のない企業結合に関する届け出件数を減少させる、そういうことによって競争上の問題を引き起こす企業結合の届け出が全体に占める割合をふやすこと、そしてまた企業に不必要な負担をさせないというようなことが当然書いてあって、それに従つたという事です。二十から五十に上げるというのは、企業に不必要な負担をさせないという意味でいいことだと思ふんです。それはまさにそういう観点から、あるいは、どの程度の事務量がわかりませんけれども、委員の方の事務量を減らすという観点でも、もつと上げられるなら上げて

よかつたんじゃないかという観点からお伺いします。

今、どの程度の思いでおつしやつたのかわかりませんが、例えば七十でも八十でも区切りはいいと思います。まさに二十から五十に上げたわけでありまして、五十の次は百じゃないと区切りが悪いということではまさかおつしやるわけじゃないと思ふんです。そういう意味では、まさに不必要な負担をさせないという観点からすると、もうちょっと上げてよかつたんじゃないかなと考えるんですが、いかがでしょう。

○竹島政府特別補佐人 その辺は、ある程度余裕を見ろというの、これはかつかつどころか取りこぼしがあつたのではまずいので、若干のり代はつけさせていただきます。

それから、實際上できるかどうかかわかりませんが、これは法律で、五十億円超で政令で定めるところになつておりますので、もし世の中が物価水準なんか大幅に変わった場合には、政令で、五十億円ではなくて、もっと大きな額であるということとは法律上はできるということになつております。

○田村謙委員 ぜひそこは、企業に不必要な負担をさせない、あるいは余計な届け出書をふやさないという観点からも、今委員長がおつしやつたような方向で考えていただきたいので、もしわかつたらなんでもすけれども、今私が引用させていただきました国際競争ネットワーク、まさに届け出の中で、競争上の問題を引き起こす企業結合の届け出が全体に占める割合をふやすことと書いてあるわけ。諸外国においてその割合というのがどの程度かというの、これは比較をなさつたことはあるかないか、教えてください。

○竹島政府特別補佐人 これはございません。

○田村謙委員 ぜひそこは、諸外国がどうなつてゐるか御確認をいただいて、日本が例えば五十だった場合はどうなのかとか、どの程度シミュレーションできるのかわかりませんが、

ういったところもさらに精査をしていただいた上で、政省令においてはより金額を上げるとか、区切りのいい七十、八十とか、そういったことも今後御検討いただきたいということをお願い申し上げます。

さて、昨年の法律案との違いの四項目でありますけれども、損害賠償請求訴訟におきまして、公正取引委員会に対して意見を求める意見制度というんですか、それを、公正取引委員会に対して「意見を求めなければならぬ」というふうな義務づけていたものを、「意見を求めることができる」というふうに変えていらつしやいますけれども、その変更の理由を教えてください。

○竹島政府特別補佐人 現行では、独禁法二十五条に基づく損害賠償請求が起された場合には、裁判所は遅滞なく公正取引委員会に意見を求めなければならぬというふうな規定されている。ところが、現実はどうなつてゐるか申しますと、全部が全部とは申しませんが、和解が行われたり取り下げが行われたり、それから裁判所が独自に判断されて、損害額は幾らだということを決めたりということが行われているわけで、遅滞なく意見を求めなければならぬという制度、これはちよつと余計な規制ではないのかということでございます。必要があると思へば、また思つたときに、遅滞なくじゃなくて、思つたときに、必要に応じて裁判所が公取に意見を求めることができるで十分ではないか、要らぬ求めをしなくても済む、こういうことでございますので、そういう趣旨でございます。

○田村謙委員 趣旨は十分に理解できますし、それでいいと思ふんですけれども、要は、昨年はそのようにしなかつたのは何でなんでしょうか。○舟橋政府参考人 昨年三月十一日に提出させていただいたわけでございますけれども、その後、一年ほどございまして、いろいろ細かいところについても精査をいたしたということ、この八十四条については、先ほど委員長から申し上げましたように、義務的から任意的なものにするのが適

当ではないか、そういうふうな結論を得た、そういう次第でございます。

○田村謙委員 裏返して、今おつしやつたことは、結局、昨年の法案を出した時点では精査してないことがまだあつた、精査漏れだつたという、委員長はうなずいていらつしやいますので、それを責めてもしようがないわけでありまして、もうすべて十分に精査をしているということなんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 できるだけのことはしてゐるつもりでございますが、もつとやらせていただきたいこともあるんですが、できないというものも含めて、引き続き努力をしていきたいと思ひます。

○田村謙委員 済みません。具体的にこれが精査してないというふうな、細かい点について私を知つてゐるわけではありませぬので、念押しで質問させていただきます。もちろん、委員長の日ごろの御努力というのは、私も、財務省、大蔵省の偉い人の後輩としても日ごろから大変尊敬を申し上げておりますので、ちよつと聞いてみただけでございます。

さて、最後に、昨年の法案との違い、恐らくこれはほかの委員も後で、近藤委員初め質問すると思ひますけれども、審判手続について、私も本会議場でお伺いをいたしました、若干はやはり触れさせていたいただきたいと思ひます。

本会議場の代表質問でも申し上げたように、昨年の法案では「平成二十年度中に」検討するといふふうにあつたわけでありまして、確かにその法案は廃案になつたわけでありまけれども、本法案では「平成二十一年度中に」と、単に二十を二十一に書きかえただけで終わつてゐるということでありま。その理由については、御答弁は、「政府といたしましては、審判制度の見直しを含む改正法案を提出すべく検討してまいりましたが、公正取引委員会の専門性をどのように発揮させるかなど、なお多くの論点があり、さらに検討を深め

る必要があると判断したものであります。」というお答えになつてゐるわけです。

これは、審判制度に限らず、あらゆる分野のあらゆる政策について、単語を幾つか入れかえると、要は、先送りをする理由そのままですね。何も、論点がたくさんあるというのは、別に、いろいろな政策、よくあることでありまして当たり前のことですけれども、あるものについてどうするかというの、平行線になつた場合には結局、えいやと決めるという話であつて、決して、一つの論点について必ず一つの結論に収れんをするというわけではないわけでありまして。

さらに検討を深めるというのは、結局何も検討していないのじゃないかなというふうに思わざるを得ないんですけれども、その点についてはいかがでいらつしやいますでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 審判制度についてはもうこの三年ぐらい前から実は大々議論をしていますが、残念ながら、現状維持といひますか、事前審判へ戻すべきであるという意見、それから全く逆で、廃止すべきである、直接裁判所に行けるようにすべきであるというふうな、それから中間的に、事柄によって分けるのが実務的にも意味があるんじゃないか、こういうことで意見が並立してゐるわけでございます。

ある意味では論点が出てゐるといへば出てゐると私は思いますが、残念ながら、この政府案をまとめる段階において、各政党、民主党は廃止というふうにお考えだということはもちろん存じ上げていますが、自民党、公明党さん、その他の党においてもそれぞれ御意見がございまして、これだ、こうというふうには実は絞り切れなかつたという現状でございます。

いずれかのタイミングでこれは決断しなきゃいけないというふうに思つておりますが、残念ながら、今回はそれが間に合はなかつたということでございます。

○田村(謙)委員 与党の中で意見が対立して、意見がいろいろあるというお答え、その現状は私も

十分に存じ上げておりますけれども、まさに担当省庁、この場合は公正取引委員会がこういう方向でいこうというふうにもし委員会の中で内々にお決めになつたとしたならば、それはほかの省庁でも、まさに根回しで省庁の中で内々に方針を決めて、与党の自民党、公明党さんの幹部を説得、さまざまな根回しをして、それによって方向性を決めていくということは、まさにその手腕が霞が関で最も高いと言われていらつしやいます竹島委員長の場合には、昔からずつとやつていらつしやることだと思ふんですけれども、結局、それは委員会の中で決まつていらつしやらないということなのか。ですから、人によつては、結局組織防衛なんじゃないかと。また裂き状態というか、与党が決まらないのをいいことに、現状維持を続けていく。

我々民主党が政権をとつた場合には、まさに審判制度を廃止するわけで、その組織というのはその分だけなくなる、なくなるというのか、相当縮小することになると思ひますけれども、そういうことを避けるためにもやはり組織防衛をしてゐるんじゃないかというふうな見方、私が思つてゐるというより、うがつた見方はあります。その点については、委員長、いかがでいらつしやいますか。

○竹島政府特別補佐人 うがつどころか、正々堂々と、独立行政委員会たる公正取引委員会は審判手続を持つべきである、これは大事な機能であるというの、独禁法学者の中にも行政法学者の中にも連綿とこの数十年いらつしやつて、現に、今も有志の経済法学者から、審判制度はちゃんと維持すべきであるという意見書というんでしょ、か、そういうのが取りまといめられてゐる、そういうことでございまして、審判制度は公取が維持すべきであるというのが伝統的な考え方でございます。

さはさりながら、現実これだけ御議論をいただいていまして、経済界それから政府部内の意見も一致してゐるわけじゃございません。各党の御

意見もそういうことで一致してゐないということでございますので、もう少しお時間をいただかないといけない。

ただ、いずれ決断はしなきゃいけない。そのときに、メリット、デメリットをよく考えた上で、現実にはワークするようなシステムにしなければ、ただ理念で物事を考えていても世の中そのとおりにならない。そういう人材がいるのか、そういう手続があるのか、関連する法制はそれと極めて整合的なのかというふうなことも考えた上で、外国がないから日本もない、そういうこととか、本来一人二役はおかしいというだけで考えていいのか。もちろん、適正手続ということ、企業側の利益をきちつと保護するということは大事でございますが、それは審判を廃止しなければできないのか、そういうことも含めて、やはりぎりぎりの議論をもう一回しないといけないのか。

何となく、今までは、それぞれの言つたことにならばこたつて、自分の意見はこうですよということ、なかなかいざ決ましようという雰囲気になつてゐないというのが現状だと思つております。

○田村(謙)委員 恐らくこれについてはさらに近藤委員も議論するだろうと思ひますので、私はこれでやめますけれども、まさに本年度中ということとであります。解散・総選挙で我々民主党が政権をとつた際には、もう方向は決まつておりますので、まさに今年度中にその方針を打ち出すということとあります。もちろん、民主党が政権をとつた場合に来年度からすぐ廃止をするということはないわけでありまして、それに向かつて進めていくということは既に我々は宣言をしておりますので、ぜひとも、委員長は内々にそういうことも検討を進めておいていただきたいというのは、内々にお願ひをさせていただきます。

さて、別のことをお伺ひさせていただきます。課徴金の範囲でありますけれども、課徴金の適用範囲に、私的独占のうちこれまで課徴金が適用されてゐなかつた排除型私的独占、そして不正

な取引方法のうち価格に影響する不当販売、差別対価、共同取引拒絶、再販売価格や優越的地位の濫用が追加されたということは、競争環境の確保やエンフォースメントの強化として評価できるといふふうに私も思つております。

これまでの公正取引委員会の法的措置の状況を見ました際に、入札談合ですとか価格カルテルに対する排除措置に比べて、例えば私的独占については、過去五年間を見まして、平成十六年度に二件、その後は、四年飛んで平成二十年度に二件と非常に少なかつたわけでありまして、今回その分野に課徴金を適用することによりまして、それはすなわち監視、摘発を強化するということなんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 排除型私的独占に対する監視強化は、もう既に厳しくやつてきてゐるつもりです。ただ、それは排除措置命令で終わる。件数は、確かに最近はそのうち減つてゐるけれども、少しさかのぼるともつとやつてゐるわけございまして、カルテル、談合よりは数が少ないというのは事件の性格上当然だと思ひますが、既にこれはやつてきたわけです。

やつてきてゐて、排除措置命令だけでは、やはりカルテル、談合と比べてバランスが悪い、どうしてこれについては課徴金がかからないんだと。EUの場合には、市場支配的地位の濫用というのについては制裁金がかかる、アメリカのシャーマン法二条も罰金がかかるということになつてゐるにもかかわらず、どうして日本の場合はかからないんだ、その一点を見てもおかしいということがわかるわけで、したがつて、課徴金の対象にする、こういうことでございまして。

○田村(謙)委員 ありがたうございました。今までも十分に監視をしていらつしやるということとありますけれども、ただ、今回の法改正によつて抑止力を強化するということも当然大事なわけでありまして。実際に法執行を厳正にやつていくということも大変重要なわけでありまして、現在の公正取引委員会の体制の約八百人というのは

必ずしも十分ではないのではないかなというふう
に思うんですけども、現状についてはどのよう
に評価し、あるいは体制強化について長官はど
うにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○河村国務大臣 御指摘のように、今般の改正法
案で、排除型私的独占とか不当廉売、優越的地位
の濫用といった違反行為についても新たに課徴金
の対象とされる、こういうことも踏まえていかな
きゃなりません。

政府としても、この独占禁止法違反行為に対
してより一層厳正な対応が要するというところで、引
き続いてその強化に努めてまいりたい、このよう
に考えております。

○田村(謙)委員 年々増員を少しずつしてい
らっしゃるといのは私も承知をしておりますけれ
ども、今までの増員というのは、昨年、一昨年と委
員会の方から要求をなさって、そもそも、それは
十分であったとお考えですか、まだまだ全然足り
ないというふうにお考えでいらっしゃるか、もし
お考えがあったらお願いします。

〔委員長退席、やまざわ委員長代理着席〕

○竹島政府特別補佐人 正直なところまだ足りな
いと思っておりますので、毎年増員をお願いして、
毎年査定を受けて、しかし純増で認められている
ということでございます。

○田村(謙)委員 今まさに公務員全体の定数とい
うのを非常に抑制している、そういう中で増員
が大変だというのは、もちろん一般論としてはよ
くわかる話であります。

長官はそういう意味では要求側でいらっしゃる
わけですが、最終的にこの人員にというのは、
は、ふだんかわかることはないでしょうけれど
も、最終的には首相でいらっしゃるわけでありま
して、まさにその一番身近にいらっしゃる長官と

いうのは、単純に要求側で、なかなか認められな
いんだと言うだけでは済まないお立場なんじゃな
いかなというふうに思うんですね。

そこは公正取引委員会に限りませんけれども、
まさに事後的な規制というのか、さまざまな市場監
視を強めていくというのは、金融の方もそうです
し、独禁法についてもそうなのであります。その
ういった分野について、やはり人員というのをよ
り一層手厚くしていく。それは公務員全体でい
うと、かなりめり張りをさらにつけていくのは大変
重要な課題だというふうに思うわけでありまし
て、単に要求側ではなくて、まさに首相の女房役
である官房長官として、その点の御決意を一言だ
けお願いできればと思いますが、いかがでしょ
う。

○河村国務大臣 田村議員も、今の公務員のあり
方等いろいろおわかりのとおりであります。こ
の部門はやはり強化すべき部門だと思います。ま
た、司法の方からいろいろな要請も来ておりま
す。

私も、この問題については一応要求側には
立つのであります。全体の調整役でございます
から、公正取引委員会の強化ということについて
は、やはりめり張りをつける、しっかりと力を入
れる部門だということはこれからは強調してまい
りたい、このように考えております。

○田村(謙)委員 ぜひ人員について、我々民主党
が政権をとれば相当ドラスチックに変えなきゃい
けないなと思っておりますけれども、現政権下にお
きまして、全体的に霞が関においては人が足り
ないというのはそうだろうと思えます。部署に
よって忙しさというのは全然違うわけでありまし
て、精査した場合には、余剰人員ではありません
けれども、相当余裕を持って仕事をしている人と
いうのは各省庁にいろいろありますので、ぜひそ
こは、厳しくめり張りをつけていただきたいとい
うことをお願い申し上げます。ですので、この公
正取引委員会については、一人でも多くなるよう
にぜひ頑張っていたきたいなというふうにお願

いを申し上げます。

さて、近年、企業のコンプライアンス意識の高
まりもあって、独占禁止法遵守ということが重要
視されているという中にありまして、入札談合や
価格カルテルにつきましては独禁法違反だとい
うことは十分認識されているんだろう、そしてま
た、多くの事件が処理をされてきましたので、具
体的にどのような行為が違反なのかというのはか
なり浸透してきているんじゃないかなというふう
に思っております。

一方で、私的独占については、これまで独占禁
止法の違反というふうになった事例が比較的少な
い、そしてまた不当廉売等につきましては、違法
となる行為の線引きが必ずしも明確でないとい
うこともありまして、予見可能性という観点から
は、企業活動がまさに萎縮をしようという危
険性もあるのではないかなというふうに思うので
す。もちろん課徴金、そういう措置を強化するの
も大事なのですが、その一方で、まさに企業活動
が萎縮しないように事業者に向けたガイドライン
の整備といったものも必要なんではないかと思
いますけれども、いかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 御指摘のとおりでござ
いまして、排除型私的独占については新たなガイ
ドラインをつくりたいと思っております。これはほ
かのガイドラインの場合と同じでございますが、私
どもが原案をつくりまして、パブリックコメント
にかけて御意見をいただいて、最終的なものにま
とめていく。改正法を認めていただければ、それ
の執行に十分間に合うように前広に新しいガイ
ドラインをお示ししていきたいと思えます。

それから、不公正な取引方法につきましても、
今回、一部のものが、不当廉売、優越的地位の濫
用等は課徴金の対象になりました。したがって、
現行の一般指定というものはそれを踏まえて改正
をしなければなりませんので、それに伴う関係の
ガイドラインも見直していきたいと思っております。

○田村(謙)委員 ぜひ、事業者に対して親切的な質

の高いガイドラインをつくっていただきますよう
にお願いいたします。

さて、課徴金の算定におきまして、主導的事業
者への五割増し制度、課徴金減免制度の拡充と
いった法的措置の機動性の確保ですとか、事業者
の態様に応じたきめ細かい課徴金の運用を可能と
するということは評価できると思えます。

しかしながら、前回の独禁法改正によって課徴
金制度を拡充した際に、従来の課徴金の趣旨であ
りました不当利得の剝奪に加えて、行政上の
制裁という位置づけも付与されているわけであり
まして、今回、さらに課徴金の算定率の上昇及び
対象範囲の拡充を図ることとありますと、
ますます行政制裁という意味合いを増していくこ
とになるというふうに考えます。

そうなりますと、課徴金と罰金の併科の調整規
定はあるわけですが、国際カルテル事案への
対処などを念頭に置いて、課徴金と罰金のより
明確な関係整理をするといったような、今後、国
際的な制度との調和ということも検討すべきなん
じゃないかという意見もありますけれども、その
点についてはいかがでいらっしゃいますでしょうか。

〔やまざわ委員長代理退席、委員長着席〕

○竹島政府特別補佐人 金銭的不利益処分にあ
つて、刑事罰でいくべきか行政制裁金でいくべ
きかという議論がよくあって、日本は両方ある
じゃないか、二重処罰の議論はどうなっているん
だ、こういう御議論があったわけですが、私は、
この数年の議論を経て、憲法が禁止している二重
処罰ということには、行政制裁と刑事制裁が二つ
あってもこれは矛盾しない、二重処罰には当たら
ない、こういう見解が多数意見だというふう
に思っています。それは、例えば内閣府の基本問題
懇談会を、平成十七年度法律改正の後、附則に
基づいてつくらせていただきましたが、そこでも
そういう議論として整理されております。

したがって、前回はたまたま、罰金の半分を課
徴金と調整するというところ、政策的判断として調

だと思えますけれども、そういうことになっていくわけございまして、両々相まって、きちっと親事業者のコンプライアンスを求めていきたいと

思っております。

○田村(謙)委員 ありがとうございます。

時間が終わりましたので、質問を終わります。

○東委員長 これにて田村謙治君の質疑は終了いたしました。

次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

本日、独占禁止法の改正案について質疑の機会をいただきまして、委員長初め理事の皆様にご感謝を申し上げます。

私、初当選以来、経済産業委員会に所属をさせていただいておるわけですが、こととして議席を預かって六年目となるんですが、前回の独占禁止法改正の議論、二〇〇四年、平成十六年の国会、そして十七年の国会で独占禁止法の改正を議論いたしました。

当時は、十六時間二十分の質疑時間、こういうことでありましたが、当時の与党の筆頭理事が河村官房長官であられました。きょうは、官房長官にお忙しい中御出席をいただいておりますけれども、当時与党の理事として議論を一緒にさせていただきました。また、さまざまな御指導もいただいた河村当時筆頭理事を前に、こうして再び独占禁止法の質疑ができるということは感慨深いものがあります。

早速質問に入りたいと思うわけですが、論点についてはさまざまな論点があるので、多少趣を変えて最初のお話を伺いたいと思っております。

今回の改正では、我々民主党が前回の法改正の折、かねてから主張してまいりました不正な取引について、課徴金の対象にすべきだということを我々民主党も強く主張してきたわけでありまして、この中身が今改正案に入っているということに非常に評価したい、こう思うわけでありまして、その不正な取引の中に、再販売価格の拘束、これも課徴金の対象になった、こういうことでありまして、この再販制度についてまず最初にお伺いしたいと思います。

今回は、再販売価格の拘束が課徴金の対象になったということでありまして、独占禁止法上は、この再販の例外、適用除外になっているものがいくつかございます。すなわち、新聞、書籍、レコード、CDであります。

この再販売価格の適用除外については、過去において公正取引委員会は何度か見直しの検討を行っております。その都度果敢に挑戦してはなかなか実現できなかったという歴史があるわけでありまして、まず第一に、竹島委員長に基本的な認識をお伺いしたいんですが、この再販売価格の指定を禁止している独占禁止法の適用除外について、本来は公正な取引環境をつくるという独占禁止法、経済憲法の視点にかんがみれば、廃止すべきだという基本的な認識に、現在委員長、変化はございませんか。

○竹島政府特別補佐人 おっしゃるとおりでございます。私のみならず、私の先輩の委員長時代も含めて、公正取引委員会はこの再販売についての適用除外規定は好ましくない、こういうものはないのが本来の姿であるというのが歴代の公取の考え方でございます。

○近藤(洋)委員 そういう歴代の考え方は現在も変わらないという中において、今回法改正には盛り込まなかったわけですが、今後の独占禁止法改正について問題意識を持っているとすれば、大きな課題であるという認識については、委員長、変化はありませんか。

○竹島政府特別補佐人 御指摘のとおり、大きな問題であると思っておりますが、現実問題として、この廃止が、どう申し上げましょうか、具体的に新聞社、出版社等々の関係業界の方々、それから政治的にもそれが現実性があるのかということについては、私は率直にそういうふうには今なっていないんじゃないのかと。

外国において、こういうことは、新聞について認められているところは、少なくとも先進国においては、ドイツが最近どうなっているのかちょっとあれですが、昔に戻ったかもしれませんが、そ

のほかの国は、新聞についての再販というものは認められていないわけでありまして、そういう意味からいっても極めて特異な存在であります。これはもう日本国内における議論が廃止すべきだということになるかならないか。前回、平成十三年のときは、基本的にはおかしいけれども、国民の同意が得られないという理由でその議論を打ち切っている、そういう事情があるわけでございます。

○近藤(洋)委員 私は、書籍については、一定の文化を守る等々の理由というのはあるかなという認識に立つ者であります。

しかし一方で、もはや音楽レコード、CDというのは、現実の流通のことにかんがみても果たしてどうなのか、実態的な取引にかんがみても大いに疑問のあるところでもありましようし、そして、恐らく委員長おっしゃいました、政治的にも国民的にもその議論がまだ煮詰まっていないうるか理解が広がっていないところにおいては、新聞の話なのかと思いますが、私は、きょう、ちょっとこれからその新聞についてお伺いしたい、こう思うわけでありまして。

私は、個人的な話で恐縮ですが、新聞界出身、界出身というところと語弊がありますが、ただか十一年でありましたけれども、新聞社にお世話になった人間であります。

日本国にジャーナリズムというのは非常に大事だ、健全なジャーナリストが育たなければいけないという思いは人一倍強く持つ者であります。そういう基本的な認識に立つ上でも、しかし、他方でこの再販制度の適用除外というのが、果たして健全な新聞というか社会の公器としての新聞というものに必ずしも直結しないのではないのか、特に最近の状況において、必ずしも再販があるから新聞が守られるというのが素直に国民の皆様を理解を得られるかどうか、ここは落ちついて考えるべきではないかと思う一人であります。

その上で、ちょっとお伺いしたいんですが、法務省、日刊新聞法という法律がございます。委員

長のお許しを得て資料を配付させていただいておりますが、この一ページ目の下段のところでありまして、日刊新聞法という法律です。わずか四条のつつましやかな法律であります。これは、要は第一条の規定がすべてでありまして、日刊新聞について、株式会社形態をとる新聞社について、株式を第三者に譲渡することを制限する法律であります。基本的には、禁止をし、かつ事業に関係のある者に限定するという法律であります。

この法律によって、現在株主制限している新聞社というのは何社あるのか、少なくとも大手新聞ではどのような状況になっているのか、所管官庁が法務省ということですので、法務省、お答えいただけますか。

○團藤政府参考人 お答え申し上げます。全国にございます新聞社のうち、一体何社がこの日刊新聞法の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律に基づきます株式の譲渡制限をしているかということにつきましては、私どもも詳細を把握しておりませんため、お答えすることは困難でございます。

また、委員から大手新聞社というお話がございまして、何をもって大手新聞社というのかというの非常に線引きが難しいところでございますが、私どもにとりまして身近なところで、法務省の記者クラブに記者を常駐させております全国紙五紙を含みます六紙でございます。これらにつきまして調べてみましたところ、このうち四紙の新聞社が委員御指摘の日刊新聞法に基づきます株式の譲渡制限をしているものと承知してございます。(近藤(洋)委員「どこどこどこですか」と呼ぶ)

具体的には、読売新聞、朝日新聞、日本経済新聞、それと、東京新聞を発行しております中日新聞社でございます。

○近藤(洋)委員 ありがとうございます。この日刊新聞法は商法の特例なんですね。商法の特例で極めて珍しい法律なんです。特に珍しいのは、事業にかかわりのある者のみに認める、こういうことなんです。

調べてみましたら、この規制ができたそもそものは戦前の話でありました。法律ができたのは昭和二十六年と伺っております。

戦前に、当時、これはまさに戦時下、当局による集中規制といましようか、報道規制を当局がかけた、そういう状況の中で、全国あまたある新聞をある程度集中的に管理したい、そういう軍部を中心とする当時の政府の思いがあった。また、新聞社も、小さな会社が多かったですから、外部に資本が流出することを恐れたという、両者の思いが相まって、いわゆる戦前の規制の中でこの特別な株主譲渡規制というのができ上がった、こういうふうに分けられております。

そして、戦後は軍部のそういう思いは消えましたが、第三者に株が流れることを恐れた新聞社側は、資本自由化という当時の流れがあったにもかかわらず、この法案を、物の本によると、さまざまな論文等によると、議員立法を大手新聞社が働きかけてつくった、こういうことであります。昭和二十六年の話であります。

さて、お伺いしたいんですが、当時の理由は私もそれなりに理解できる。まさに社会の公器としての報道の自由を守ることから、報道機関としての新聞社に株主の制限をかけた、第三者に流出することを防いだというわけですが、現在、報道機関はあまたあるわけであり、放送局、さらにはインターネット、雑誌社と、それぞれの報道機関がある中で、新聞の経営だけが、株主だけが制限される、すなわち、外部からのチェックを受けないというその合理的な法律の理由について、法務省、お答えください。

○園藤政府参考人 お答え申し上げます。

この日刊新聞法でございますが、先ほど議員からも御紹介ございましたように、法律第二百二十二号として昭和二十六年に制定されたものでございます。

その経緯は、御紹介にございましたように、議員立法によってされたものでございます。私どもの方で把握しております限りにおきま

ては、ちょうどこの昭和二十六年の七月一日に施行されます改正商法におきまして、それまで一般の株式会社認められておりました定款による株式譲渡制限、これが認められないということに改正されるということに伴いまして議員立法が行われたというふうに私どもは承知しているところでございます。

当時の国会におきます提案者の御答弁を拝見いたしますと、提案理由につきましては、日刊新聞の高度の公共性にかんがみ、報道の性格と各新聞紙の特質を確保するためであるとされておると承知しております。

このような趣旨からいたしますと、私どもが何ゆえ所管しているかと申しますと、専ら商法、会社法の特則を定めている特例を定めているということで私どもも法務省の所管となっております。理由からいたしますれば、少なくとも日刊新聞を発行する株式会社につきまして、定款をもって株式の譲り受け人を事業に係る者に限ること等を許容するというには一定の合理性があるのではないかと考えておる次第でございます。

○近藤(洋)委員 では、その一定の合理性の自身を教えてください。新聞社だけが保護される一定の合理性の一定の自身、放送局や出版社やさまざまなメディアがある中で、新聞だけの株が制限される、その一定の自身を教えてください。

○園藤政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、私ども、メディア関係全般を所掌しているわけではございませんので、なかなかそこところは難しいでございますが、先ほど御答弁申し上げました提案者の提案理由、これが日刊新聞の高度の公共性にかんがみ報道の性格と各新聞紙の特質を確保しようというものであるというふうに理解してございます。

それは、少なくとも新聞に関する限りにおきましては、現在におきましても一定の合理性があるのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○近藤(洋)委員 私も新聞の社会的な公共性は全く否定しません、全くそれは否定しないわけであります。

ただ、伺いたいのは、それぞれ皆社会的な公共性を持っているわけであって、放送局もしかりであります。新聞だけが、その一定の度合いが、私ははてさて何なのだろうか。議員立法された提案者は恐らくも御存命でないでしょうから、いらつしやるかもしれませんが、当局に聞いているわけでありませう。

ちよつとここで角度を変えて、日本のメディア産業というのは、これは新聞も含めて大変大きな広い産業なわけですが、大体どれぐらいで、新聞はそのうちどれぐらいなのか。事実関係だけお答えいただけますでしょうか。

○近藤政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のコンテンツ産業でございますけれども、今新聞につきましては約二・三兆円、二兆三千億円でございます。テレビが三兆八千億円などございまして、コンテンツ産業全体で申し上げますと、市場規模は約十四兆円、こういうことでございます。

○近藤(洋)委員 大変大きな産業なんですね。

そこでお伺いしたいんですが、この十四兆円のうち、放送関連産業では約三・八兆円あるわけですね。大手新聞社がこの放送局のうちいわずゆるキー局の大株主であり、実質的には人事権も含めて新聞社が支配をしていると言つてもいい。地方に戻りますと、地方新聞社がその地方のテレビ局を実質的に、大株主であり、支配しているところが多い。

このように、新聞と放送局、そして放送局はまたさまざまなコンテンツ産業というかメディア産業を率いているわけでありませうけれども、その大もとの新聞社がさてこういう株主制限をかけられている。

このことは、新聞というかメディア産業の自由な競争であるとか、さらには健全な発展、外部資本を受け入れて健全に発展する、そういう観点か

らも、私は一つの大きな阻害要因になっているのではないかと懸念を持つておりますが、これは担当の総務省にお伺いします。いかがでしょうか。

○久保田政府参考人 お答え申し上げます。

委員から御指摘の、新聞社がテレビ局の株主となつて例が多々存在しているということにつきましては、我が国の放送局の草創期におきまして、最初に免許されましたのは昭和二十六年でございましたけれども、報道に知見を有する主体として、新聞社が大きな役割を当時果たしてきたという歴史的な経緯があるものと認識をしております。

他方、委員から御指摘のとおり、テレビなどの放送分野におきましては、コンテンツ産業の中核をなす事業分野としまして、今後とも発展が期待されるところでございます。

放送事業者の中には、みずからの経営判断によつて上場を果たしまして、株式市場という厳しい外部チェックのもとで経営に努めている事業者も出ておられるところでございます。テレビを放送しております民間放送事業者は全国で百二十七社ございますが、そのうちの八社が既に上場しております。

また、総務省といたしまして、昨年の放送法改正におきまして認定放送持株会社制度を導入するなど、放送事業者にとつての経営の選択肢の拡大を図つておられるところでございます。

各放送事業者が適切な経営を行いまして、コンテンツ産業の中核として発展していくことを期待しているものでございます。

○近藤(洋)委員 総務省としてはそういう御答弁になるんでしょう。

私はここで、公正取引委員会竹島委員長にお伺いしたいんですが、こうした経営の面からもある意味で保護をされて、販売の面からも法的に保護をされて、果たしてこれで、この十四兆円という大きなコンテンツ産業の、実質的には大きな中核になつておられる新聞業というのが、こういう形で過剰に保護をされて、これはやはり、公

正な市場取引という観点から見ても、ちよつと過剰な保護になり過ぎているのではないかと。

私は、もう二度と戻るのには不可能だと思えますけれども、もう一度生まれ変わったなら新聞記者になりたいと思うくらいジャーナリズムが好きで人間であります。健全なジャーナリズムになってもらいたいという人間であります。だからこそ、あえて聞いているわけでありませう。

そういう過剰な状況の中で、その意味では、本当に健全な産業ができるかどうか、こう懸念するわけですが、公正な市場取引という観点から、今の日刊新聞法の保護も含めて、過剰な保護規制になってはいないかというこの点について、公取委員長の見解はいかがでしょう。

○竹島政府特別補佐人 個人としてならともかく、公正取引委員会の委員長として日刊新聞法についての評価をするというのは、これはちよつとしにくいわけでございます。日刊新聞法については、今御説明があったようなことでございます。これは、競争法よりも、むしろ新聞を含めたメディアの事業基盤、事業環境をどうするかというまさに政治の問題であるはずでございます。私からはそこはコメントしにくいわけですが、一つ、余りうれしくない記憶としては、数年前に、再販制度どころか、日刊新聞法どころか、公正取引委員会のいわば規則にすぎない新聞の特殊指定というものを廃止しようとしたしましたけれども、そのときは国会においても、各党の皆さんは、今のままでよろしいんだということでございます。まして、廃止はまかりならぬと。公正取引委員会の権限だけで話ではあるんですけども、そういう議論がありまして、矛をおさめているというわけでございます。ましてや、それよりももっと基盤をなす日刊新聞法とかいうことになりまして、これはまさに政治家の先生方が御議論をされるべきテーマだと思います。

○近藤(洋)委員 ただ一方で、委員長、これだけ大きなメディア産業という、世界に目を転ずれば、これは大変なメディアの再編が行われて、そ

して、資本力の競争が行われているわけですよ。そういう状況の中で、日本だけがこれが置いてきぼりになっている、こういう側面もあるわけですし、そして、麻生内閣はコンテンツが好きだとおっしゃっているわけ、それを発信しよう、こういうことも内閣の柱に掲げているわけだから、産業政策上もどうか、こういうことでも聞いているわけでありませう。

あわせて、では官房長官、そこでお伺いしたいわけですが、文部科学大臣もお務めになられた大臣でありますから、このいわゆる日刊新聞法も含めた、そして、独禁法の再販の問題も含めた新聞のあり方について、やはりこれは、大公取委員長をしてもなかなか、それは政治の話で難しゅうございませうと言わしめている話でありますから、これは官房長官がどういふふうにお答えになるのか。内閣を代表して、この問題について、問題意識を持つていられるのかどうかだけでもお答えいただけますでしょうか。

○河村国務大臣 前回の改正のときも、私もこの委員会近藤先生に大変お世話になって、論陣を張つていたわけで、また、改正に大変御努力をいただいたこと、感謝しております。くしくも、こういうことで今度は答弁側に立つておりますが、今御指摘のこの点については、あの当時、私も、再販制度に対する超党派の議連あるいは与党の議連、いろいろな角度でいろいろな議論をしたことを覚えております。

竹島委員長からも答弁がありましたけれども、この適用除外といいますが、新聞を含む著作物の再販制度、私は、あのときは、文部大臣経験者として文化の面から、今この時期であろうかという議論をしたのでありますが、今なお国民的な合意ができていないことなのかどうかということや、やはり一つ大きな課題だといふふうに思っております。

先ほど来答弁の中にもありましたが、新聞の持つ高度な公共性、これは近藤先生もお認めになっておられるわけでありませう。今度、産業政策としてい

かがなもので、こういう視点もなければならぬ、こういうことでございませうが、当時の要請、そのときの歴史的な経緯、これを今踏まえながら、これからどういふふうな形で社会的な認識が醸成されるか。政府としては、それをある程度見ながら、その醸成ができた時点であれば適切に対応しなきやならぬ、このようには考えておりますが、今もつてそのことが醸成されているかどうか。これは、議員立法で当時、特に日刊新聞法ができたことでありますから、もし改正ということになれば、議員立法でこれをおやりになることにもなるだろう。

そういうことも踏まえて、これはやはり竹島委員長も今答弁されておりましたが、極めて立法府の中でもいろいろな議論のあるところだ。ある意味では、立法府の中での議論を踏まえて、そうした世論が醸成できれば、委員長としては前向きに取り組みたいという意向のようでございますが、まずは、いわゆる立法府、我々政治家の方の世論の醸成が必要ではないかと。私も、内閣の一員としてはそのように、また担当大臣としてもそのように考えておるわけでありませう。

○近藤(洋)委員 あえてこの問題を大事な独禁法の改正の議論のときに出したのは、このメディアに対する問題というのは、外部でどういふ発言をしても一切取り上げられないわけですね。それはそうです、新聞メディアに都合の悪いことは報じないということですから、世の中で抹殺されるわけですね。しかし、議会で発言をすれば議事録に残るわけですから。

そして、もつと言うと、やはり私は、くだいようですけれども、健全なジャーナリズムは残つてほしい、そのためには健全な経営にならなければいけない。残念ながら今、新聞界は、この未曾有の不景気の中で大変な状況になっているわけですね。これは景気が悪いということもあるんですが、新聞経営という点でも、もうそろそろ壁におち当たっているんだ、こういうことだと思つて

ですから、この規制に守られ、また日刊新聞法という、あえて言います、外部からのチェックがきかないということは、ある意味緩い経営をされているという批判もあるわけでありまして、そういう部分について、やはり新聞社の経営自体も、内部の方々が危機感を持っていらつしやるわけであつて、体質というものを本当に見直す時期なんじゃないか。こういう問題意識だけは、ぜひ政府におかれましても持つていただきたいものだ、議員立法だからと逃げるのではなくて、やはり健全なメディアをつくるということは非常に大事なことで、このようにも思うんです。

それはある意味で、ちよつと口幅つたい言い方ですけれども、国家として立派なメディアを持つということとは、何も国家の言うままにつくメディアじゃないんですよ。情報発信ができる強い報道機関を持つということは、これはこれでやはり国にとつて重要なことで、このようにも思うわけでありませうから、あえて申し上げているわけでありませう。

では、本題といひますか、法案の中身に戻つてまいりますが、先ほど来、午前中からも議論がありました。この不正な取引について課徴金が課されたわけでありませう。排除型私的独占は当該売上高の六％、優越的地位の濫用を除く不正な取引については三％、優越的地位の濫用は一％と最も課徴金の水準が低いわけですが、なぜここが一番低いのか、改めてお答えいただけますでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 これは我々が立件した事例で、協賛金であるとか不当な値引き等によつて、どのぐらい大規模小売業者が納入業者との取引においていかに不当な利益を得たかというふうなものを調べてみたところ、当該取引額、大手小売業者の売上高じゃなくて、納入業者との取引額の合計を分母にしますと、一％ぐらいだという推計がありました。

一％はちよつと、いかにも小さいなという感じはいたしましたけれども、よくよく考えてみれば、これは大変なメディアの再編が行われて、そ

は、その取引額が一十億の場合は十億円にもなるわけでございます。決して抑止力、金銭的不利益処分として、そう小さいと言えるものでもないという判断をいたしまして、一％にさせていただきます。

これからは、これはやってみなきゃわかりませんけれども、これではだめじゃないか、不十分ではないかということに仮に将来なれば、またそれは、ほかのものもそうでございますけれども、見直しをさせていただくことだと思えます。

○近藤(洋)委員 先ほども委員長お答えになったように、別にこれ、正しい算定式があるわけではない。サンプル数をやられていると。ある程度の、サンプルについても限界があるんだということはお認めになられているわけですね。最初だから少し保守的に入れます、こういうことなんでしょうかというわけがあります。

ただ、公取の事務方に事前に伺いましたら、例えば優越的地位の濫用で、近年では最も悪質な例だったなと私が思うのは、三井住友銀行による抱き合わせ融資というんでしょうか、これは公正取引委員会が摘発をされた事案であります。大変幅広く、中小企業に対して金融先物商品を購入させていた、中小企業が本当に貸しはがして、借りたという中で、当該銀行が押しつけ販売をしたという事例がありました。

これは、私は、被害に遭った方々も何件か聞きましたけれども、大変多くの事業者が被害に遭ったということにもなっておりますし、この例などは、実はそのサンプルの中に入っていないわけですね。ですから、私は、一％という合理的な理由は結論的ではないと思うんです。本当の合理的な理由というのはないんだらうと。一定の指標みたいなものはあるにしろ、算式はないと思う。

そこで、官房長官にもあえてお伺いしたいんですが、この新たに入れられた不公正な取引に対する課徴金水準ですが、余りこころ課徴金の水準を変えろということはいいいことだとは思いません。こころ変えることがいいことだとは思いません。

せんが、しかし、柔軟に、運用結果を見て見直すという考え方で、官房長官も同じ認識だということとよろしいんでしょうか。お答えください。

○河村国務大臣 課徴金算定率の推移は、昭和五十二年に導入されて以来、平成三年、十七年と引き上げがされておるところでございます。

今御指摘のような、違反行為の効果的な抑止のために見直しが必要だ、こうなれば、これは柔軟に対応していく。したがって、所要の見直しの検討というのは当然行われるべきだ、私も考え方は同じでございます。

○近藤(洋)委員 ぜひそういう姿勢で見ていただきたいと思うわけがあります。

また、この排除型私的独占、これは、排除型私的独占といっても、なかなかイメージがわかないというところで、先ほど来御答弁がありましたけれども、やはり事業者の方々から見ると、どういうケースが何に相当するんだ、どこまでやったらば独禁法違反になるんだ、こういうガイドライン、現在はないわけがあります。

私は、これは前広に、先ほども委員長、制定してという御答弁でしたが、やはり具体的に、いつ示されるのか。もう既に委員長、去年、この改正案は出しているわけですよ。ですから、本当はこの委員会審議でガイドラインを添付されたついでに、いらないんです、一年間やっているわけですから。本来、この委員会審議で、こういうのがガイドラインですよというのを我々に示した上で、審議に臨んでもいいぐらいだと思わなければならない。つ示されるんですか、お答えください。

○竹島政府特別補佐人 もう既に事務当局においてはガイドラインの原案作成に取りかかっておりまして、年内にはお示しを、これは法律を通していただいて、実はいつ施行するか、来年の一月なのか四月なのか、まだ決めておりませんけれども、十分前広にということ、年内には原案をお示ししてということにしなければいけないと思っております。

○近藤(洋)委員 ちよつと委員長、仕事の早い竹

島委員長の割には遅いんじゃないか、こう思うんですよ。去年にはもう、これはやると決めているわけですから、だから、今取りかかっていますというのはややおかしい話で、事務的にはもうでき上がっているわけですよ。

ですから、本来なら原案が衆議院に示されてもいいぐらいであるし、ガイドラインというものをこの審議に示されてもいいし、百歩譲って、参議院が通った瞬間に出されて、パブコメを受けて、そして事業者の方と幾つかキャッチボールをしてつくるというのが、これが丁寧なやり方じゃないか。罰則が科されるわけですから、ある程度こういうものなんだということがやはり知られないといけないんじゃないかと思うんです。

ぜひ、事業者の意見を反映という観点からも、年内というのはちよつと遅いという気がするもので、重ねて御答弁をいただかせようか。

○竹島政府特別補佐人 事務方の作業はそれなりに進んでおりますので、できるだけ早く、事業者の御意見が十分に反映されるような物理的時間をとって、パブリックコメントに付します。そういうことで、皆さん方に事前にわかつていただいた上で、法律を施行したいと思っております。

具体的に何月と、今ちよつと相談するといまもありませんのでお答えしにくいんですが、いずれにしてもできるだけ早くやらせていただきたい。年内といたつて、年内ぎりぎりにお示しするんではないという意味で、努力させていただきます。

○近藤(洋)委員 ぜひよろしくお願いいたします。これは、まじめな話、やはり罰則が科されるものであるわけですから、多く、わからなければいけないということだらうと思うんですね。

また、今回、刑罰が懲役三年刑から五年、こうなったわけがあります。この五年になったということは、刑法の二十五条でありますか、五年の判決になると、要は、実態的には、五年の判決が出た場合は執行猶予がつかなくなるというわけであり

ます。無条件につかなくなる。

まず、お伺いしたいんですけども、これまでの独禁法違反の事案で、執行猶予がつかなかった実刑が下ったケースというのは、これまでさまざまな談合事件等あったかと思いますが、なかった記憶をしますが、いかがか。

そうだとすると、五年になったということは、執行猶予つきがない、実刑が出るという意味においては、大変な抑止力という意味では強いものの効果があると思いますが、公正取引委員会の御見解、お答えいただけますでしょうか。

○舟橋政府参考人 お答え申し上げます。

まず、実刑判決の有無でございますが、平成以降で十二件の刑事事件がございますけれども、すべて執行猶予つきということでございます。

それから、今度、三年を五年に引き上げるというこの効果でございますけれども、基本的に、これは他の経済法令とか諸外国の状況を見て、現在三年を五年にしたということで、今後そういう抑止力が高まっていくというのは一般的にあるかと思えますし、委員御指摘のように、刑法二十五条の関係というのも当然響いてくると思えます。それから五年になりますと、公訴時効の方も変わってきますので、そういう影響がいろいろ出てくるんだらうというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 その意味では、今回の改正というのは、抑止という意味でも大変大きなものを持つ。逆に言えば、公正取引委員会の公正性がより求められる、こういうことにならうかと思うわけですが、どうですか。

委員長、お伺いしたいんですけども、課徴金の話、課徴金の対象も拡大されました、今回の改正で。また主導的役割については五割増しという形にもなりました。より公正な取引をしなければいけないという観点から、こういう範囲が広がっていったわけがあります。

また、リーニエンシー制度、課徴金減免制度の拡充といえますか、これも盛り込まれました。こうなると、先ほどもちよつと議論に出たよう

でありますけれども、私は、この課徴金そのものが、きちっと決まった数字をそのまま課すというよりは、ある程度幅を持ったものになっている、幅を持ったものに変化するわけでありますね、変化すると、決まった不当利得の割合、これは六〇％にしろ、三〇％にしろ、一〇％にしろ、例えば一〇％にしろ、それぞれ不当利得の割合というところで計算式、一定の計算なりで出されてきているのが課徴金なわけですが、これはいろいろ五割増しになったり減免されたりと。

こうなると、そもそもこの不当利得の割合という性質から随分変わって、制裁、この課徴金を課すというものが制裁なんだ、利得の剥奪から制裁だというふうには、私は、明らかにこれは性質が変わってきたんだらう。この改正を経てさらに変わってきたのではないかと、制裁色が強くなった、こう思います。制裁色が強くなったという認識はお持ちかどうか。だとすると、制裁金を改める方が正しいと思うわけですが、どうか。この二点についてお答えいただけますでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 課徴金の対象範囲が拡大している、また、同じ違反行為に対して課徴金の算定率が上がる、またはその加算があるということとは、御指摘のとおり、これは制裁性が強まっているということだと思います。また、それを意図して改正をお願いしているというふうなことでございます。

ネーミングを課徴金から制裁金に変えるかどうか。それよりも中身かなと。

私は、制裁金といっても非常に幅があると思つて、EUのような制裁金というのは、まさにこれは裁量性を十分に持った制裁金でございまして、そういうものから、今の現行の日本の課徴金、これはもう言ってみると行政制裁金的だ。しかし、一律必ずかけるといふような、そういう制約がありますので裁量性にも欠けていますけれども、ある場合には割り増しをする、ある場合には割引をするといふようなことが入ってまして、羈束裁量まではいきませんけれども、まあそれなりの、

行政制裁金と言われても、ぎりぎり一番弱いところの行政制裁金かなと私は思っております。

ですから、中身が徐々に強い方に向かつていくというのが時代の流れなのかなというふうには思っておりますが、今現在、この段階でネーミングを変えるまでもないかなと思っております。

○近藤(洋)委員 徐々にも制約色が強くなってきたという印象、だからそういうことはあるというところで、委員長の御認識でございすよね。私はただ、名は体をあらわすじゃないですけれども、やはり実が重要だ、こう思っています。制裁金だ、制裁なんだという観点に立てば、さまざまな制裁金の設定というができるんだらう、このように思うんですね。

不当利得の剥奪というのは、だんだんだんだん難しくなってきたという、その算出根拠自体が、ですから、その算出根拠自体もだんだんもたなくなっているのではないかと気が、これだけ幅が広がってきたと思うわけでありまして。

ですから、柔軟な対応ということも含めて一つあり得るのではないかと思うのですが、これは、内閣官房長官、制裁金というものに今後変えていくという考え方についてはいかがでしょうか。

○河村国務大臣 確かに御指摘いただいた面があります。制裁金ということはどういうふうにとらえるかということがあろうと思います。

これは今、先ほど竹島委員長も答弁しておられますが、課徴金が、行政庁が違反行為に対して金銭的不利益を課す、この行政上の措置としてあるわけでありまして、今回、この改正によって、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増す規定を設けるということによって、課徴金の性格は変わるとは私は思っております。

ただ、既にEU等、欧州、欧米等についてはそういう色合いが非常に強くなってきたという、こういう面もありますが、今、日本における課徴金のある方は、十七年当時の性格をそのまま引き継いでおるわけでありまして、この方向でいくという形で、今後さらに制裁的な意味合いを持たせな

きやいかぬという状況に、委員御指摘のようなことにさらに強めていくという方向であれば、これは課徴金制度そのものの考え方を広げていくといひますか、考え方を考えるということでありまして、その点についてはやはり検討をしなきゃいけない課題ではないか、私はそのように理解しております。

○近藤(洋)委員 いずれにしろ、私もとすると、やはり制裁色が強くなっているという認識なので、そこはきちんと明らかにした方がいいのではないかと問題意識を持っています。ただ申し上げたいと思います。

さて、いずれにしろ、今回の改正案が通りますと、強い公正取引委員会になるわけでありまして、市場の番人として公取が強い権限を持ち、またそれに対して抑止力を持った措置を持つ、権限を持つということとは私は否定するものではありません。とりわけ、我々も、民主党としても、下請いじめだとか、中小企業に対する措置、別に中小企業だから守るというわけではなくて、不公正な取引について、やはり市場の番人として公取が機能することは極めて重要だ、こう思うわけでありまして、強い公取であると同時に、やはり公正な取引委員会でなければならぬ、こう思うわけでありまして。

その観点から、ぜひ審判制度の問題について伺いたい。審判制度につきましては、配付資料の一枚目のところに、前回の、平成十七年の独禁法改正の附則十三条、そして今回の附則二十条、それぞれこの資料に書いてありますけれども、要は、既に十七年のときに、この法律の施行後二年以内に審判手続のあり方について検討を加え、所要の措置を講ずるものとすると法律で書いているわけですね。まず第一点。これが明記されている。前回改正、前回というか、すなわち昨年の提出時点でも、この審判制度については一年以内に見直して結論を出すものとする、こういうふうになっているわけですね。今回、その一年が過ぎて、三度目の

提出でまた一年以内に結論を出すものとする。これを宿題に例えると、夏休みの宿題をやらないで、冬休みの宿題もやらないで、春休みの宿題もやらなかった、こういうことなんですね。法律に書いてあるわけですから、ちゃんと「所要の措置を講ずる」と。

これは、一回ならばいざ知らず、委員長、三回目なんですね。二回の先送り、こういうことについては、やはり当局の責任者として反省を率直にすべきではないか、私はこう思うんですが、公取委員長、いかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 審判制度の見直しについて、調整案がつくれなかったという意味では、率直におわびを申し上げなきゃいけないと思ひます。なかなかこの法律改正というのは、TPOみたいなものが全部そろいませんとうまくいきませんで、調整案をつくらうと思つてもつけれない状況というものが客観的にあったりしているわけでございます。

しかし、今度こそは、こういうことで審判制度以外はまとめさせていただきまして、これが実際の独禁法の執行には一番大事なところでございまして、これをぜひやらせていただいて、審判については、もう論点はある意味では出ているといえは出ている。あとはどうそれを決断するかということかとも思ひます。

もう一回、ぎりぎり、関係方面と、一年といひますか物理的には一年ございせんが、来年の通常国会に答えをお持ちできるように、真剣な調整をさせていただきたいと思ひます。

そういう経緯になったことについてはおわび申し上げます。

○近藤(洋)委員 我々は、民主党は考え方をまとめているわけですが、審判制度については。民主党の考え方は、これは基本的には廃止すべきだ、こういうことで考えているわけですね。与党の中でいろいろな御意見があるというのは報道等で聞いております。

いずれにしろ、政府・与党内でまとまらない。

政府・与党内でまとまらぬものを我々は何ともしようがないわけでありまして、どのような修正をしようか話し合おうにも、政府・与党がまとまっていないうのを我々がとやかくできない、こういう状況なんですね。ですから、ここは誤解なきように。

我々民主党としては、独禁法の改正は重要だと思っておりますし、政府が提案してきている課徴金の拡大であるとか企業結合であるとか、特に課徴金については、中小企業の方々の悲鳴を聞いて、本当に重要だという思いがあるわけですから、ここがまとまらなかったからなかなか動かなかった、こういうことはあえて申し上げなきゃいかぬな、こう思うわけでありまして。

配付資料の裏のページに、主要国競争法における手続の流れという表を記載させていただいております。いわゆる公取による審判が海外でどのようなことになっているか、こういうことでありますけれども、河村長官、要は、先ほど来お話が出ていますように、私どもとすると、審判を公正取引委員会が持っているというところは、検察官と裁判官が同じ役所にいるようなものだ、こういう問題意識を持っているわけでありまして。日本と同様な手続をとっている国は韓国だけあります。英国もやや似ているといえは似ていますが、基本的には違う。ヨーロッパ大陸型は違う。欧米流は若干いろいろありますけれども、基本的には日本独特の制度である、こういうことであります。

また一点、やや専門的になりますが、審判制度については、もう前回の改正で事後審判に変わっているわけですね。事後審判に変わったというところは、要するに強制執行力を持つ命令を下す形で、意思決定を行った公正取引委員会がまた自分で判断する。これはややおかしい話で、要するに不服審判型の行政不服審判を、不服がある者は裁判所に取り消し訴訟を求めるといって、これは我が国においても普通に行政訴訟で行われていることですから。そういう形に切りかえるというのが普通なんですね。

事後審判、要するに、前回の改正で大変強制力を持った公取にしてしまっている以上、こうなると、やはり審判というのは、これは公取に残すというのは容易じゃないんですね。なかなか難しいんだらう、こう思うんです。

官房長官、担当閣僚として、少なくとも強制執行力を持つ命令を下す、公取はこういう形にしてしまっているわけですから。排除措置命令とか、そういうのができるようになってしまっているわけです。強制力を持つような形になっている現状において、現行の審判制度に大きな課題がある、問題を抱えている、現状の制度に問題があるという御認識はお持ちでしょうか。

○河村国務大臣 現行の事後審判制度は、十九年六月、一昨年六月に独占禁止法基本問題懇談会の報告書が出ております。これには、この事後審判制度というのは、処分が早期にできる、これについての評価は受けておるわけでありまして、一方では、適正手続の確保の面で十分とは言えない、あるいは、不服審査を担う機関については第三者が必要である、また中立公正さに欠けるのではないかと、こういう外観が生じるのではないかと指摘がございまして。こういう問題点があるという認識は私も持つておるわけでございまして。

○近藤(洋)委員 今長官が御答弁いただいたように、おっしゃったような問題点があるんですね。竹島委員長、これは条文のとおり読みますと、基本的には、これは全面的に、「全面にわたって見直すもの」といふこの条文は、「全面にわたって見直す」といふことなんだから、今の制度のまま、全面にわたって見直すといふてこれを二年もかけてやって、やはり問題が多いから見直しているわけでありまして、ある程度の見直しというか、これは現状維持というのは基本的にはないというのが普通の解釈だろう、こう思うんですね。

竹島委員長、現状の審判制度をどうしても維持したいという強い意思でもお持ちなんですか。ど

うなんでしょうか。お答えいただけますか。

○竹島政府特別補佐人 これはもう本当にいろいろな議論がありまして、私は一つ、先ほど御紹介いたしました、この六十年を超える歴史のある公正取引委員会、独立行政委員会として審判機能を持つのは大変大事なんだ、こういう御議論がずっとあって、今現在もそれがあつたわけでございます。

内閣府の基本問題懇談会も基本的にはそういう考え方を踏まえて、事後を事前に戻せ、これが将来あるべき姿だ、ただ、事後は確かに効果があるから、当面十七年改正のままでいいではないか、こういう報告をまとめていただいた。これは基本的には審判制度維持の議論なわけです。

近藤委員の民主党さんは、これは廃止だと言っておられる。経済界その他も廃止だということもありますし、いや、事柄によって分けた方が合理的だと言う方もいらっしゃる。

したがって、私が現状維持に固執しているかというところ、そういう立場ではありません。ですから全面にわたって見直すということをお願いしているわけ、いずれかのタイミングで決断をしなければならぬだろうと。ただ、そのときには理念先行型はお許しをいただきたい。

やはり、日本は日本の裁判制度があり、裁判官がいっぱいあり、行政事件についての扱いがあるわけであつて、それはアメリカやヨーロッパと同じようにいっているわけではないわけなんです、公取の不服だけ何か欧米流にしちゃつて、それを支えるシステムが日本の場合と同じでないにもかかわらず、木に竹を接ぐようなことをしてもうまくいかない。

だから、要は、企業側の適正手続、要するに被審人側の防御権をきちっと保護するということと踏まえて、かつ合理的で動くシステムはどういうことなのかということが私は一番肝心なことであつて、一人二役というのは、一人二役の結果変なことが起きていれば別でございますけれども、そうじゃないわけでございますして、今までの審判

で黒を白と言つたようなことは一度もない。外国に比べると裁判所に行つて負けた件数は、日本の公取はもう極めて成績がいいわけでございますし、そんな間違つた判断を、審判制度ゆえに、一人二役だからといってしてきたことでもないわけでございます。

そういうことも含めて、やはりぎりぎりのといひますか、真剣な協議をさらにさせていただきたいと思つております。

○近藤(洋)委員 私が指摘をしたいのは、今回、やはり公取はどんどん強くなつてくるわけですが、いろんな権限を持つわけですが、それは信頼をしているからなんですね。ぜひ市場の番人として機能していただきたい。だけれども、そのことと、審判制度を職員が抱えて持つことが、何と同一のもではない。むしろ、やはり番人は番人として摘発をするというところの方が、受け手の人たちが納得感を持っていたらいいんじゃないか、こういうことだと思つております。

体制面について、私も何も、いや、現在の裁判所がすべてすばらしいと言つてもいいかもしれません。ただ、それはそういうことで体制をつくれればいいわけでしょうし、先ほど来議論になつていように、例えばカルテル、談合の事実認定で公取の審判部でなければどうしてもできないなどというものは、これは委員長、やはりちよつと言ひ過ぎではないかな、こう思うんですね。うなずいていらつたと思いますが、それは裁判所ができることなんです。談合、カルテルのこんなことはやっているわけですから、裁判所だつて刑事事でやっているわけです。公取でなければできないなんというところはない。もつと言つて、その形になれば、公取の審判部の人たちが裁判所の方に移管すればいいだけの話です、変な話、組織だけの話です。

ですから私は、信頼性のある、実効のあることをやればいんだらう、こう思いますし、くどいようですが、委員長、審判制度を維持しなきゃいかぬというのは、これは対外的には組織防衛としか思われないう思つております。今のしか

いという答えを最初から言ってしまうと。

ですから、基本的には、例えばカルテル、談合だとか、そういった部分については少なくとも現時点では移管できる。全面的に移せるかどうか、合併云々については、それは企業の合併については、これは果たして裁判が正しいかどうかは、裁判所で判断するかどうかはわからぬけれども、少なくともカルテル、談合等については裁判所に移管できるんだ、こういう立ち位置で臨むべきだ、こう思うんです。

重ねて、全面的に廃止するかどうかは別にしても、少なくとも、これまで議論を四年間、三年間重ねてこられたわけですし、こうやって法案を提出しているわけですから、そして、こういう国政の議席配分状況、衆参の状況も勘案してこの法案を出しているわけですから、どこの立ち位置に立つのかぐらいはある程度御答弁で明確にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 正直なところ、立ち位置を明確にできないのが今の状況でございまして、したがって、しかるべきタイミングでは決断をしなければいけないだろうというふうに思っているわけでございます。

私は、どれかの案に固執しているわけじゃないし、審判制度を残すのは、何も公正取引委員会の組織防衛なんということじゃなくて、その方が企業側にとっても便利なんじゃないでしょうか。何でもかんでも裁判所に行くのが、本当にその方が都合がよろしいんですか。そういうことも含めて、やはりもう一回考えていただきたい。

ただ、制度は、基本的な制度でございましてから、使い勝手がいいとかということだけではやはりだめで、きちっと筋の通ったものでなければいけません。近藤委員もおっしゃっていたように、きちっと問題は全部クリアにして、裁判所に仮に持っていくにしても、それは専門部をつくるのか、こういうふうにするかは問題点はなくならないか、そういうことまで含めた詳細設計をしませんと、基本的な変更でございましてから、うまく

いかないと思います。

いずれにしても、恐れ入りますが、審判制度の見直しについて、この案だというようなことで今立ち位置を、私はむしろ決めない方がいいんじゃないかと思っております。

○近藤洋委員 だとすると、では、いいでしょう、審判についてはそういうことで、現在そうだと、それぞれの考え方があろう。ただ、くどいようですけれども、全面見直しというのは、やはり見直すということなんだろう、一歩なんだろう、このように受けとめていきたいと思っております。

ただ、この資料の二枚目に、実際に審判さらには審査のあり方について、何も海外と同様にする必要はないし、何か変なものを導入するだけが可能だとは私も思いませんが、このように、調査なり供述調書の写しだとか、弁護士との立ち会い権だとかさまざまな、秘匿特権だとか、供述記録の方法であるとか、こうやってイギリス、フランス、ドイツ、比べてみますと、日本は相当厳しい。弁護士立ち会い権が認められないのは、これは刑事等の関係でそうなのかもしれないけれども、ほかのものについてもすべてだめだめだと、著しく取り調べられる側の方が不利になっている、これも厳然たる事実なわけですね。

ですから、委員長、そこまでおっしゃるなら、こういった部分について、法律事項にされないのなら運用で、公正取引委員会の規則である程度見直すことができるんだとするなら、私は、公正取引委員会の現場の方々は大変苦労されているとは思いますが、ただ、いろいろお声を聞きますと、警察や検察の捜査と比べても相当複雑だということ指摘もあるわけでありまして、大変難しい捜査なんじゃないかという指摘も受けているわけですね。私は、企業側が言っていることがすべて正しいとは思いませんけれども、大変あるわけであって、こういった部分について、調査をされる側の権利がある程度認めるという運用もあっていいのではないかと思います、委員長、いかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 欧米で認められているわけでございますが、日本でもこういう権利が認められるというのは理想的ではあると思います。

しかしながら、この問題は、まさにこういう日本の手続全般、私は横並びでぜひ御議論をいただきたい。そこで、こういう審判制度というのはほかにもたくさんあるわけでございます、それから刑事手続もあるわけでございます、国税当局の査察もあるわけでございます、そういう手続できちっと横並びがとれていけば、私は素直に、そういうふうにならぬことを認めるとかコピーを渡すということについてはやらせていただきたいと思いますが、公正取引委員会だけがこういうことをやるということになりますと、これはやはり法の執行のいわば秩序に影響がある話でありまして、日本の場合には、私から言わせれば、残念ながらここまで弁護士が信用されていないことだろうと思うんです。

欧米において認められているというのは、ただ黙っていて降ってきたわけじゃなくて、それなりの努力の上に努力があつて彼らが勝ち取ったものもあるわけで、そういうものをただばんと日本に持つてきて、それとおいしくのかというようにすることも含めて、要は横断的にやはり御議論をいただきたい。独禁法よりも、むしろ司法制度とか審判制度とかいう横断的なテーマの中で答えを出していただきたいと思っております。

○近藤洋委員 竹島委員長の言うところも理解しないわけではないんですが、ただ、独占禁止法というのは、それこそ今回の法改正にも書いてあるとおり、国際間の当局との連携ということ、私は、ほかの、もちろん刑事事件でも、国際間の犯罪というのはそれはあります。ただ、独禁法の世界は、それは、国際間の入りまじった、まさに国際企業が相手であつて、独禁法が相手にするのは、もちろん国内の企業もあるけれども、国際間の事案もこれからどんどん扱っていくわけですね。企業間というのはもう国境を越えて行われているわけでありまして、今並べられた中で最も国

際的なハーモナイズが求められている分野なんだろう、こう思うんです。

ですから、ほかの最もドメスティックな部分がこうならないから、こっちはできませんよというのは、これまた勇猛果敢にチャレンジングされる竹島委員長率いる公正取引委員会とはやや似つかわしくないなと思うんです。それは、問題意識としてわかります。要するに、国際間のものを扱うのがまず第一点、公正取引、独禁法の世界なんだというのが第一点。ですから、そういう部分でマイナスが出てくるんじゃないか、こういうことです。これはいかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 公正取引委員会が扱っている案件は圧倒的にドメスティックでございまして、国際事件というのは時々ある程度でござい

すが、したがって、制度としてこういうものをみんな認める、法律で認めるということになりますと、私はやはり、わかりましたと言ふのは非常に難しい。ただ、しゃくし定規にやることはなくて、運用面で、相手の立場も考えて、こちらの真相解明にも特に悪影響がないということであれば、何も機械的にそれを拒否する必要はないわけでございます、その辺のところ、今も気をつけていますが、これからの配慮していきたいと思っておりますが、けれども、制度論として認めるという場合には、やはり横断的に御議論をいただきたいというふうに思っています。

○近藤洋委員 委員長、ちょっとお伺いしたいんですが、これは事務方でも結構なんですけれども、公正取引委員会そのものが、さまざまな事案ごとに開催されるんでしょうけれども、この議事録というのは、たしか一切公開をされないはずであります。一切公開されない形をとっている、こういうふうには私は認識しておるんですが、要旨という形で公開されている、こういうふうには認識しておりますが、なぜこのように完全非公開という形をとられているのか、その理由についてもお答えいただけますか。

○舟橋政府参考人 お答え申し上げます。

公正取引委員会の合議の議事録の非公開でございませうけれども、これは、情報公開法第五条に不開示情報という規定がございまして、ここに、国の機関の内部における審議等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、そういうことが情報公開法の五条に規定がある、その適用を受けている、そういうことでございます。

○近藤(洋)委員 局長、要するに、要旨という形でも公開されていないんですね。ちよつとそれだけ確認させていただきます。

○舟橋政府参考人 要旨という形でも公開はしております。

○近藤(洋)委員 要するに、公正取引委員会というのは、ある意味では圧倒的な力を持つ委員会であるし、市場の番人であるし、かつ、だれもチェックできないわけですよ、その判断について。最高裁まで争えば、それは最終的に司法が判断するわけですけども、その行動についてはチェックできないわけですよ。議事録も公開されないわけですよ。

ですから、私は議事録をこの場で公開しろと言っているわけじゃないんです、公開しろなんということを言っているつもりはありません。ではなくて、要するにそういう形で運営されている組織体なわけですから、ここは、官房長官、先ほど委員長からも、こういった審査の調書の写しとか、こういう取り調べについての透明性とか、被疑者というか取り調べられる側の権利の確保等についても、ぜひ見ていただきたいということとを申し上げましたが、私は、こういった公正取引委員会、どんなその権限が拡大するのは認めますけれども、やはりよりその公正性というものを担保する、法律改正事項に今回なかったとすれば、運用面においてこういった公正性というのを担保することがより必要だと強く思うわけでありませうけれども、官房長官、いかがお考えでしょう

か。

○河村国務大臣 公正取引委員会の議事録は、さつき答弁がありましたように、情報公開法の第五条でこのような形になっておりまして、その一部を除き公開されない、こうなっております。

審判手続そのものについては、これは審判官、審査官、被審人の三面構造できちつとした形で慎重な審理が行われて、審判官の独立性、中立性を確保する観点からも、事件審査に關与した審査官は審判官に指定することができない、このようなことになっておりますし、その審判において、先ほどありましたように、最終的には司法審査あるいは裁判所、そういうところできちつとされるわけでありませう。審判において事実審判に提出された証拠によつて認定するというのがきちつとされておりますから、こういうことから考えて、公正取引委員会の判断の公正さは担保されている、このように考えておるところでございます。

ただ、いずれにしても、独占禁止法の制度設計上の中で、この制度設計、運用においては、法執行と実効性担保、これがきちつと、実効性が確保されなさいかぬ、これは非常に重要な課題である、こういう認識は絶えず持つておるわけでありませう。

○近藤(洋)委員 長官、もう釈迦に説法でありますし、御理解もされている長官であられますから、あえて言いませんが、ただ、もう一回、現在の審判制度に戻れば、人事交流もされているわけです、審査官だった方が審判官になって、部下が、後輩たちが調べたものを黒と言えぬのかというものは、やはり組織的にあるわけですよ。もう随分それは運用でファイアウォールもされているかもしれませうが、この問題意識だけは強く持つて今後この議論に当たっていただきたいということだけ申し上げて、時間でございますので、官房長官、どうぞ御退席ください。ありがとうございます。残りの時間、委員長、この法案の改正には、先

ほど、扱っている案件のほとんどはドメスティックだと、こういうことでありましたが、しつかり条文には、国際間の公取当局と協力しなさいかぬということを書いてあるわけですよ。委員長もかなりその分野には力を入れてこられたという話も聞いております。わざわざ法律にも書き込んでの今回の競争政策当局との連携であります。この具体的な内容、また具体的なそのスケジュール、どんなことをこれからやられようとするのか、もしあればお答えいただきたい、こう思うんですが、よろしいでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 海外とおつき合ひでございますが、一つは、アメリカ、カナダ、EUとは、独占禁止協力協定を結んでおりまして、これは制度改正があればそれを説明するとか、重要な取扱事件があればこういうことをやっているとかがやっております。

国際的な組織もございまして、ICNというのはその最たるもの、OECDの競争委員会というものもございまして、そういうところで、望ましい、推奨されるべき行動とかいうようなことをみんな議論しているわけですが、実務的には、アメリカ、EU、韓国等との間で、特にアメリカ、EUとの間で、具体的な事件について相談をするということがございます。

ただし、秘密情報はお互いに交換はできません。企業にかかわる、自分はこの証言をとっているとか、こういう証拠を押さえている、ほかの国に見せるというわけにはお互いできません。いきませんけれども、国際カルテル事件のような場合に立ち入りします。そういうときにはやはり日程調整をするとか、それから、合併のような場合には、やはりお互いの秘密に属さない範囲で、いや、これは市場の確定はどういうふうにかえるべきだ、自分のところはこう考える、あなたのところはどうだというふうなことに付いてのいわばディスカッションというのは非常に重要なわけです、問題がある場合に、では、どういう問題解

消措置があり得るかというようなことをオプションを示し合うということがあり得るわけで、そういったことはもう既に一部やっております。相手次第でございますが、やっております。

今回は、それを事実上やるというのでも構わないのかもしれませんが、きちんと法律に根拠を持つて、相互主義とか、いろいろ、目的外使用は禁ずるとか、そういう条件が整ったときにやりませうということ、事実上、やるということのきちつとしたお墨付きを法律上いただきたい、こういう趣旨でございますので、これに基づいて、これから引き続き、国際カルテルとか国際的な企業結合についての関係国との協議ということについては積極的にやっていきたいと思っております。

○近藤(洋)委員 ぜひ積極的に進めていただきたい、このように思うわけでありませう。

国際的な企業のカルテル、事業規模が広がればそういった独禁法上の問題も出てくるわけでしょうし、また、日本企業が実際にEUで摘発を受けるということも、海外では受けている、こういうこともあるわけでありませう。一方で、ある意味では、当局間で情報を交換して、こういう状況になればやはり摘発をされてしまうんだということを日本の企業側にもきちんと指導するということ、要するにちゃんと知らしめるということでしょうか、こういうことが違反行為だということを知らしめるといふことも重要でありませうし、脱法行為を摘発するといふ観点からも重要でありませうし、法律で明確に位置づけをなされたということでありませうから、今後とも進めていただきたい、このように思うわけでありませう。

独禁法については、民主党の独禁法・競争政策プロジェクトチームというものがございまして、自民党の独禁調ほど格式の高いものではありませんが、私もその座長を務めさせていただいております。経済憲法という意味で、やはりこの法律、非常に大事な法律だと思っております。今回の改正については、一番大事な審判制度と

というのが抜けたというのは、やはり二期連続で宿題をしなかったというのはこれは非常に残念であります。課徴金を不正な取引について入れたという、大変大きな一歩を踏み出された、その点については大変高く評価をし、かつ、問題は、先ほど来与党の議員の先生も同様の趣旨の話をされておりましたけれども、実際にどのように運用されるのかということが極めて大事だと。

時間が参ったので質問はもう終えますけれども、中小企業の方々の声をきちんと酌み取るような体制整備、ぜひ、中小企業庁とも連携をされてその体制を整えていただきたいということを強く申し上げ、時間ですので質問を終わります。

ありがとうございます。

○東委員長 これにて近藤洋介君の質疑は終了いたしました。

次に、大島敦君。

○大島敦委員 民主党の大島です。

独占禁止法について何点が質問をさせてください。なかなか難しい法律で、自分もなじみがないものです。

先ほど竹島委員長が、公正取引委員会について、いろいろな諸外国の仕組みがあつて、日本にそのまま移植はできないというお話をされていたかと思うんですが、戦後、占領政策の中でつくられた委員会、例えば、国家公安委員会とか、人事院は昔は人事委員会、そして公正取引委員会とあつて、多分一番機能しているのが竹島委員長の公正取引委員会だと思つておりました、ほかの委員会、例えば人事院については、国家公務員法ですか、一番最初の国家公務員法のままでしつかりと行政が行われていれば、僕は公務員制度改革は多分必要なかったと思つていいます。その中には、しつかりと、ポストがあいたら公募しろということが規定されていたりして。

そうしますと、竹島委員長の公正取引委員会が、戦後の仕組みの中で一番成功した委員会だと思つていいますから、その点につきまして、日本的なところというのがもしもあるとすれば教

えていただければありがたいなと思つてます。

○竹島政府特別補佐人 先ほど私が木に竹を接ぐのはと申し上げたのは、弁護士秘匿特権とか、それから供述のときの弁護士立ち会いとかその供述調書の写しを渡す、それについて申し上げたわけでございます。それ以外のことを一般論として申し上げたつもりはございません。

今の御質問は、まさに公正取引委員会というのは、そういう意味では、日本には極めて異質なものを戦後GHQによってつくられたというものでございまして、そのときはまさに全く異質のものが日本の経済社会というかに持つてこられた、こういうものでございます。

六十年以上の歴史が、できたのは昭和二十二年でございますから、もう六十二年たつていられるわけでございますけれども、いろいろ変遷がありましてたけれども、おかげさまで何とか、お褒めにあずかつて恐縮でございますけれども、頑張らせていただいているということでございます。

【委員長退席、梶山委員長代理着席】

○大島敦委員 繰り返しになるんですが、先ほど、例えば、昔の、人事院のその前の形の人事委員会あるいは国家公務員法については大分骨抜きになつてしまつて今の姿があつて、官僚機構に大分取り込まれてしまつたかなと思つております。国家公安委員会も警察庁の一番最上階にある委員会として、周りが皆さん囲まれておりますから、なかなか独立性の發揮というのが難しいところもあるのかなと思つてます。

そういうところというのは、役所の皆さんは非常に仕事をするのがお上手ですから、委員会の皆さんに仕事をさせた気にするのが非常にうまいものですから、何となく仕事をしている気になつて取り込まれてしまつたということかなと思つて、しつかりと機能されて、委員長おっしゃるとおり、今を迎えているのかなと思つております。その中で、例えばカルテルとか談合というのはなかなか減らないかなと思つてます。

まず、どうしてカルテルとか談合が起きるのかなと自分も考えてみますと、人間的な信頼関係がないとカルテルとか談合というのは難しいと思うんです。もう一つは、業界秩序をつかさどるオーナー、一番の会社がいらないとかなかなか難しいのかなと思つていいます。

ですから、戦後の日本の経済秩序の中で、まずは終身雇用制というのがあつて、会社に対するロイヤリティーが極めて高くて、会社も何か不始末があつたとしてもしつかり救つてくれるというところがあつたものですから、カルテルとか談合を生みやすい土壌があつたのかなと自分は考えているんです。

その点につきまして、質問通告はしていないんですけれども、多分委員長も同じお考えだと思ひますので、まずは、どうしてカルテルとか談合が減らなかつたのか、あるいはそういう風土があつたからこれまでなかなか減らなかつたのかについての御所見を伺えれば幸いです。

○竹島政府特別補佐人 独禁法がなかなか定着しなかつたと言われている大きな理由は、事業を営む方々が独禁法違反について罪悪感が薄かつたということだと思ひます。

それで、どうして罪悪感が薄かつたかという点で、乏しさを憂えず等しからざるを憂うという精神で、お互い助け合ひだ、きょうだけのつき合ひじゃないじゃないかということ、どこかの企業が競争に負けてつぶれるんだつたらかわいそうだから談合をやつて仕事を与えよう、次はではあなただ、こういうことで、みんなに仕事を与えるということはいふことで、そういう考え方があつたと思ひます。

そういうものに対して、独禁法の考え方というのは全く衝突する考え方でございます。

昭和の時代には産業界にもカルテル必要悪説というのがございまして、困つたときにはカルテルというものでやってきたわけでございますが、そこに役所までかんでやってきたというのが日本の歴史でございますけれども、やはりそういうモデ

ルはもう時代おくれであるということによりやくなつてきたのかなと。それでもなかなかそのDNAは一世代ぐらいいでは変わらないのかなという気もいたしていますので、日本の場合になかなか定着しなかつたのはそういうことだと思ひます。

○大島敦委員 今、役所も絡んでという話がございます。確かにそういうこともあつたのかなとは思ひます。確かに、世帯が一世代変わると大分変わつてくると思ひます。

前の改正のときに、リーニエンシーというんです、最初に悪いことをしているよと届ければおとがめの方は大分軽くなるという制度を導入したときには、恐らくこんなにたくさん出てくるとは想定していなかつたのかなと思ひます。それだけ世帯が変わつて、会社に対する距離感というのが遠くなつてきているのかなと思ひます。ですから、今後カルテルとかあるいは談合というの、今までとは違つた形で、徐々に少なくともなつてくるという希望的観測も持つていたりもするんですけれども、その点について、今回、難しい言葉で言うリーニエンシーですか、うまく機能したことに對しての委員長の御所見について伺ひさせていただきます。

○竹島政府特別補佐人 お話のとおり、予想以上の申請が出てまいりまして、もう施行して三年以上上たつわけですが、二百数十件にもなつていいます。それはもう大変な数でございます。うれしい誤算でございました。

どうしてそうなつたかということ、これは私の推測でございますが、一つは、独禁法が強化改正されて、課徴金というものが上げられて、これはちよつとばかにならぬことになりかねないということ、捕まれば捕まつたときの話さというわけにはいなくなつてきたこと。

それからもう一つは、会社法なり何やいろいろなものが改正されて、いわゆるコンプライアンス、企業のコンプライアンスをめぐる法制なり、それに関する世間の目が厳しくなつてきています。株主総会における株主の主張というのものも厳しく

なつてきている。

無作為で言うと、リーニエンシー申請すれば課徴金を減免してもらえたのに、しなかったことによつて余計な課徴金を払ったということについて株主代表訴訟にでも遭うという可能性は出てきている。

そういったことが全部作用しまして、やはり社内で見つかった場合には、これは社長の判断で出した方がいい、そういうところが出てきた、こういうことだと思つておりまして、私は大変結構なことだというふうに思つております。

○大島敦委員 カルテルあるいは談合があつて、これはリーニエンシーということが機能して、多くのこういう案件、事件が表に出て、大分少なくなつてきているとは思ふんです。

課徴金は行政処分ですから、課徴金は刑罰とは違ひますから、刑事罰ではなくて、今回の不正な取引については課徴金という形なんですけれども、組織人として考えると、課徴金は会社がお金を払ってくれるものですから、ありがたいといえはありがたいわけです。

例えば、よく言われているような優越的地位の濫用ですか、優越的地位の濫用も、会社側が、購入担当、購買の担当とかあるいは店舗の店長に対して、業績を上げろという圧力をずっとかけ続けるわけですよ。そうすると、サラリーマンとしてその課長なり部長なりは、追い詰められた結果、取引先の業者さんに対して優越的な地位の濫用をしていろいろなことを要求するということだと思ふんです。

それがわかつたときに、課徴金ということでも多くの金額が、先ほど委員長は、売上規模としては一千億円の会社もありますから、一%だとしても十億円というお話をされていました。それもあるかもしれないんですけども、だんだんこの辺は、自分が考えるには、サラリーマン個人に着目した方が、例えば、この優越的地位の濫用については大分おさまつてくるかなという仕組みが考えられないかな、今後の話なんですけれども。

要は、一番サラリーマンにとって嫌なのは、しょつびかれてしまうことなんです。取り調べに遭つて一週間、二週間、三週間、家に帰れない状態、こういう状態を絶対避けたいと思ふんです。今のその課徴金だと、会社が払つてくれて、会社側から見ればおまへはよくやったと、その身分を保障してあげたりもすると、助長されてしまふわけです。

だから、二つ。一つは、会社の中での、委員長がおつしやつていた、コンプライアンスというんですか法律を守る、こういうことをした人は会社では雇えないという姿勢が一つ。もう一つは、刑事罰が難しければ名前を公開するとか、一定のその人個人に着目する抑止の仕方も考えられないのかなとは思ふんですけれども、その点について、お考えがあれば伺わせてください。

○竹島政府特別補佐人 先生の発想は、我々も、カルテル、談合についてはそうあるべきだと。会社だけ罰してもだめで、よつて、先ほど出ていました懲役刑の上限三年を五年に上げるというのは、まさに、それが一番きつと思つていふからそうしているわけです。

しかし、その対象は当然違法と言われるカルテル、談合であつて、不正な取引方法にそういう厳しい制裁手段を導入するというのは、やはりちよつとバランスがよくなんではないでしょうか。その社員よりも、やはりそれを命じている、協賛金を取つていとか、特売日には半値で納めさせろとかいうことを命令している者こそ罰せられるべきであつて、それに従つていふ社員をまず罰するというのは、私はちよつと厳し過ぎると思ふんです。やはりカルテル、談合がまず核だということをやらせていただいているわけでございます。

○大島敦委員 委員長の立場も私もよくわかるんです。ただ、優越的地位の濫用というのが、その要件として決めるのが難しいと思う。ですから、これから、こういう場合には優越的地位の濫用だということを明らかにして、細かく規定して

いただくというのが一つだと思ふんです。

もう一つは、とはいつても、なかなか減らないケースが非常に多いのかなということも想定されていまして、特に、優越的地位の濫用でも、大きな会社同士もあると思うし、大きな量販店と本場に小さな会社もあるわけです。例えばホームセンターで、農家の方が、ちよつとこれからはガーデニングの季節ですから、花の苗とかあるいはナスとかそういう野菜の苗を出したときに、口頭の約束だけで、ある日突然、売れないから価格が下げられてしまふというケースもありますから、ちゃんとした大きな組織と組織の関係と、大きな組織と本場に個人との関係というのがありますから、その点についても、今後、そのことを加味しながら優越的地位の濫用の定義づけをしていただければなと思ふんです。その点についてお願いをいたします。

○竹島政府特別補佐人 そういう御指摘の点も踏まえて検討させていただきます。

○大島敦委員 ありがとうございます。

先ほどの、個人に着目したというのは、自分がこれまでほかの委員会でも、たまたま役所の方が地方支部局ではかの目的で使われて、それを共同でお返しするという事案が時々あるわけなんです。課長は幾ら、係長は幾ら、連帯責任として、例えば三千万とか五千万とか一億の金額を返すでも、私は、それは今の時代には合わないなと思つていふんです。共同で返すということは、だれも責任をとらないということですから。わかつていふ飲食の部分があつたら、そのわかつていふ部分だけでも上限をつけるべきじゃないのかな、ある程度個人に責任を負わせるというのが必要かなと思つていふ。

ただ、その点については、カルテルとか談合と違つて、まだまだ、ようやく課徴金制度が始まつて、これから制度として成熟していくという過程になれば、そこまで求めるのは委員長のおつしやるとおりだと思ふので、ただ、そういうような考え方もあるということを御理解していただければ

など、一つには思ひます。

もう一つ、たびたび議論が出ていふ審判制度、裁判所にしようとお話があるんですけれども、経済団体は裁判所にしなくちゃいけないという話をしていふんですけれども、この点についても、多分今までの審判の速度があると思ふんです。私も、今から二十数年前、海外駐在したときに、当時のドイツ人の顧問弁護士と話していたときに、いや、日本だと裁判は長い、経済的なこういう裁判については、多少間違つていても早い方がいいんだ、次の手が打てるからということをおつしやつていたのを今でも覚えていふます。そうすると、経済的な審判というのはできるだけ早いというの必要なかな。ですから、裁判にこれから移つて、その裁判が長くかつたりすると、これは本場に姿としては正しいかどうかというのがあると思ふんです。

ですから、今の審判についてもできるだけ早く結論を出すということで御尽力されておると思ふんですけれども、その点について、委員長のお考えを聞かせていただければありがたいんですけれども。

○竹島政府特別補佐人 審判にどのぐらい時間がかかるかでございますけれども、これは事件によつて、複雑な事件であればもう数年かかつていふものもありますが、基本的には二年以内で結論を出す、なるべく早く出すということをやつていふわけでございます。

裁判がどのぐらいかかるか。裁判の方も、昔は長かつたんですが、最近では二年を目途にやるといふのが、たしか裁判迅速化法みたいな法律がもう成立していると思ひますけれども、あちらもスピーディーにやるといふことに努力しておられるということでございますので、そういう意味で、どちらが早いかはよくわかりません。よくわかりませんが、少なくとも、公取に審判手続に来て、やはり何か無駄な時間を過ごしたとか損したということのかな、そうじゃないんじゃないかなと思つて、そうだという人もいらつしやるのかもし

れませんが、それだつたらずつと最後まで行くはずですね、高裁、最高裁と。そうじゃなくて、やはり途中でやめちゃうという方も大勢いらっしゃるわけでございます。

そういう意味では、審判手続を経るという今の制度が企業側に本当に損害を与えているのかということになると、議論があるのではないかと思います。ふうにも思っております。

○大島(救)委員 審判制度の場合なんですけれども、会社の経営者としては、自分の任期中に結論が出てほしくないというところも多分あると思うんです。

会社の経営者にとって一番嫌な日というのは株主総会の日で、私も株主総会の想定問答集をつくったことがあるんですけども、その日だけが一番嫌なんです。その日だけが面と向かつて嫌なことを言われて、ほかはずっと、皆さん、ごまをすつてくれるものですから、非常に安定した生活なわけなんです。

会社の経営者としては、株主総会で追及を受けて、この間カルテルで捕まっただんじやないか、談合で捕まっただんじやないかといったときに、経営者の答弁としては、いや、株主さん、そんなことはないんですよ、見解の違いなので今争っているんですよと言った方がうまくそれは切り抜けられる。

審判制度の場合だと、長くなるおそれがあるわけですよ。裁判の場合ですと、裁判所ですから、今委員長が言った二年以内にやる。裁判官がいついつやるということになってきます。そうすると、審判官の方と弁護士との関係と、裁判官と弁護士との力関係があつて、ひょっとしたら、裁判官の方が強いとすれば適時に終わっていくから、意外と早いケースもあるのかなというのの一つ。もう一つは、今後もしも審判ではなくて裁判にした場合には、これは専門家の方が必要だと思うんですよ。こういう独占禁止法についてよくわからない、あるいは経験のない裁判官の方が一から勉強されるよりも、決まったところの法廷で、

しっかりとわかつていらつしやる、経験を積まれた方がスピーディーに事案を処理していく方がいかなと思います。

その点について、今後、委員長としてはフリーハンドで、政治が決めていただければいいという立場だとは思ひますけれども、裁判にした場合の仕組みについても多分一工夫必要かなと自分では思ひますけれども、その点について、委員長の御所見があれば、伺わせてください。

○竹島政府特別補佐人 私の意見というよりも、裁判所ルートを開いた場合には、もちろん、どこか、具体的には東京地裁に独禁法の専門部を設けるといふようなことが必要だという御意見は、複数の方からも出ております。

それから、その場合には、公正取引委員会における手続、今も命令を下す場合には事前手続で説明をしておりますが、それを少し手厚くして、何か誤解とか若干の修正でもって済むような話であれば、まずは裁判所に行くことがないようにしなさいとか、そういう話も出ております。

これらは、基本的な見直しの方向を決めた上で、ではA案ならどうなんだ、B案ならどうなんだ、そのときの詳細設計にかかわってくる話だと思っております。

○大島(救)委員 もう一つは、今回の改正は、先ほど近藤委員からも質問があつたんですけれども、国際的な事案についても取り組んでいかれるということだと思ひます。その前の北神委員からも鉄鋼業の再編の話とかがあつたかと思ひますけれども、やはり今後は国際的な事案について取り組んでいくのも一つかな。

今は、去年とは違つて金融が大分混乱をしているんですから、大きな資源を扱っている会社ごと、特定の資源で寡占的な市場が形成されるような合併の事案というのはなかなか出てこなくなつてきているんですけれども、今後、場合によっては出てくることもあるのかな。

ですから、こういう点についても、我が国としては、資源を確保する立場から国際的な協調を

もつて当たるということが必要かなと思ひますけれども、その点についての御所見を伺わせてください。

○竹島政府特別補佐人 具体的には、昨年、BHPピリトンがリオ・ティントを買収するという話がございます、これが実は日本に事前届け出がなされませんでした。

なされないのは、株式取得の場合は事後報告でいい、しかも、その事後報告の対象にもなっていないというのがあちら側の見解でございます、したがつて、日本にはタイミング的にもう、事後であっても報告する必要があるかどうか、その必要はないのではないかとこの考え方を向こうがとりまして、ほかの国には事前届け出をしたわけですが、日本には持つてきませんでした。

それではないかぬということで、いきなり独禁法を適用するというところで、正式審査扱いをいたしましていろいろな全く新しいことをやったわけですが、十一月だったと思ひますけれども、経済情勢の急変からそれを取りやめるといふことで、道半ばでこの話は終わつてしまいました。

これからも、国際的な企業結合の国際カルテルもあると思ひます。したがつて、企業結合については、今回の届け出基準が、株式についても事後報告から事前届け出に変えまして、届け出の基準につきましても大体国際的な整合性をとつたつもりでございますので、そういったことについては、外国企業も日本の公正取引委員会に企業結合の申請はしやすくなった、また、ちゃんとしてくるだろう、こういうことになりました。

企業結合もそういうことでございますし、カルテル事件については、当然、リーニエンシーに基づいてもう既に国際カルテル事件の申請もありましたから、これからはそれはきちんとしていきたいと思っております。

○大島(救)委員 今度は非常に狭いテーマなんですけれども、リーニエンシー、課徴金の減免申請の対象事業者数を三社から五社に今回拡大されているので、その点、どうして三から五に拡大した

のかについて教えていただければ幸いです。

○竹島政府特別補佐人 今は先着三名ということでございますが、五名にふやしました。これは、やはりリーニエンシー申請をすることによって、公正取引委員会にもっと有効な、優良な情報をいただきたい、こういう趣旨であります。

ただ、五名といつても、我々が立入検査した後は三名に限る、こういうことでありまして、我々にとつて価値のある情報をもつていただいてもいいだろう、それでリーニエンシー、課徴金減免制度を利用する意欲がもつとふえるだろう、こういうことで、三を五にふやさせていただきました。

○大島(救)委員 終わります。ありがとうございます。

○梶山委員長代理 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 定数は足りていますか。足りてへんかったら、僕は質問すると国会法違反になってしまうから、ちょっと見てください。

○梶山委員長代理 今、確認をしています。

○東委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○東委員長 速記を起してください。

それでは、質疑を続行いたします。吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、家電量販店によるメーカーとの不正取引の問題が、地域で電気製品の販売を行いなから、製品安全の確保とかメンテナンスとか、随分役割を果たしてきた中小企業の皆さんを圧迫してきましたという問題、これまでから取り上げてまいりましたけれども、その問題はまた別な機会に考えておりますので、きょうは、ガラス製品分野について伺いたいと思ひます。

公取の方に最初に伺います。

日本のガラス業界というのは、シェアで見ますと、旭硝子が大体四一%、日本板硝子が三一%、

セントラル硝子が一八%で、板ガラス業界というのは、事実上独占状態にあるのが現実ではないかと思うんですが、その状況について最初に伺います。

○舟橋政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、集中度を見ますと、三社で一〇〇%ということでございますので、高度な寡占業種という認識でございます。

○吉井委員 この三社が一斉に卸売価格を引き上げると、ガラスの値段がどんと高騰するんですね。

セントラル硝子が中小企業者に卸売価格を示した文書というのを私は手に入れて見ましたけれども、二〇〇四年に一〇%アップ、二〇〇五年に八%アップ、二〇〇六年に一五%アップ、二〇〇八年は一月に、一五%から二〇%アップの文書を渡して、改めて昨年九月、再度一五%アップの値上げを文書では通知したんですが、実は口頭では、六割から八割の値上げを通告してきたという問題がありました。

このやり方には二つの問題があるんですね。一つは、従来、自営業でやっているガラス製品を取り扱っている会社に本社から販売していたものを、本社が系列の販売子会社をつくって、そこへは、中小企業に回す場合、直販の場合と同じ価格で卸して、その販売子会社を通じていないと従来の中小企業へは回ってこない。だから、その分、つまりマージンをかけた高いものを売りつけられる。こういう形がとられている。これは全国を見ても、どの地域も全部一律ということではないにしても、あるわけです。

これは、正常な、公正な取引とは言えないんじゃないか、優越的、独占的地位を背景にした一方的値上げの押しつけというのはいずれ問題があるんじゃないかと思うんですが、これについての考えを伺っておきます。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げただけだと思いますけれども、一般論として申し上げれば、今

御指摘のように、事業者が、幾つかの地域なり特定の地域において、従来の組織形態なり販売形態を見直して販売子会社をつくる、そして、従来はその会社が直接需要者と取引していたという販売形態を改めて、子会社を通じて販売するという取引形態を採用することとしたとしても、基本的には、そのこと自体で独占禁止法上問題となるものではないと思います。

ただ、もう一つの点として、先生がおっしゃっていた価格を引き上げているという点でございますけれども、これは、需給なり、その価格の引き上げの背景に、今先生がおっしゃったような非常に高度寡占であるとかそういうことで、例えば価格カルテルが行われているとかそういう話であれば別でございますけれども、そういう価格の交渉自体がまた、それ自体で優越的地位の濫用とかいうことに直ちになるものではございません。

○吉井委員 実際には、例えばセントラル硝子の北海道株式会社から北海道地域の方たちは買わざるを得ないわけですね。大阪や九州のセントラルの支社の方から直営で買うという場合とは違って、輸送費その他かかるから高くなるわけですが、しかし、そこかしこ買ひようがないわけですね。

さつきもおっしゃったように、ガラス業界が寡占状態なんです。そういう中でこれがやられてくると、これは地域的支配力も強く、そして寡占という状態の中では、優越的で独占的、そういう立場にある者が、自分の販売子会社をつくって、別会社をつくって、そこを経由しないと事実上手に入らない仕組みをつくってしまうと、かつて直接買ったよりも高くなるわけですね。それはやはり不公正なやり方ではないかということをおきちゃんと見なきゃいけないと思うんです。もう一度お答えください。

○山本政府参考人 ただいまの繰り返しになって恐縮でございますけれども、今先生おっしゃったように、従来の販売形態を見直して販売子会社経由で販売すること自体、そういう取引を

メーカーなり供給業者が採用するということが自体が直ちに独占禁止法で問題となることはないと思えます。

○吉井委員 どうも理解が、不十分にしかしておられないようだけれども、販売子会社経由で買う場合と本社から直接買う場合で価格に差ができるんです。それは問題ではないかということをおっしゃいますので、これは、どうも十分理解できないようであれば、後ほどきちんと調べてもらいたいと思います。

もう一つが、大手ユーザーである大和ハウス、積水ハウスなどハウスメーカー、あるいは竹中とか大林とか鹿島とかゼネコン系には超安値で、中小企業の業者の皆さんが仕入れをするときの価格の大体六割から七割の値引き販売が行われている、大手の方が安く買えるというふうに業界では言われております。

そういうふうになってくると、中小企業の場合には、大手企業に対する競争力、同じように競争しようといったって、そもそも最初のところで差別対価があるわけですから、公正取引にはならないという事態に追い込まれるわけですね。やはりこういうやり方というのは差別対価で不公正な取引に当たらないかと思うんですが、どうですか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として考え方を申し上げさせていただきますが、例えば、市場におきまして有力なメーカーが、特定の商品の価格について合理的な理由なく差別的な取り扱いをして、差別を受ける相手方の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすということによって公正な競争秩序に悪影響を与えるといった場合には、独占禁止法上問題となるものがございます。

ただ、取引数量の多寡ですとか配送条件の相違、そういったものを反映して取引価格に差異があるということとは日常の取引で通常見られることではないかと、取引価格や取引条件に差異が設けられているとしても、それが取引数量の相違な

り正当なコスト差等に基づくものである場合には、独占禁止法上問題となるものではございません。

○吉井委員 現実には、そういう形で差別対価というのが生まれて、中小のところは経営が苦しい状況に追い込まれているというのが実態なんです。さらに見ていくと、中小企業は高い値段を押しつけられて、製品に仕上げてそれをさらに販売するというときに、伊藤忠など大手商社の子会社の方が大量に安く買って下請に安くつくらせることによってやってくると、結局、大手商社系の子会社に仕事をとられてしまつて倒産に追い込まれるとか、そういう形が現にできているわけなんです。

だから、さつきから言っておられるお話を聞いてみますと、やはり実際に現実をきちんと調査してきちんと対応するというのをやらなかったら、公取自身が信頼を失うことになるから、私は、この点ではきちんと調査して対応されるかどうかをこの機会に伺っておきたいと思えます。

○竹島政府特別補佐人 独禁法に違反するかどうかということは、国会審議では一般論でしかお答えできないので、歯がゆく思っておりますけれども、こういう話がありましたが、具体的なケースでなければ、こういう話がありましたが、具体的なケースでなければ、これはちょっと調査に入るわけにはいかないわけなんです。

そこで、もしも関係の方々でそういう、これはおかしいぞということをおっしゃられるのなら、公正取引委員会に申告という制度がありますので、そういう制度を使いなさいといういわばアドバイスをおき先生の方からしていただければと思います。

我々も、不公正な取引方法で、優越的地位の濫用だとかそれから差別対価とかということについては目を光らせております。だけれども、それはすべて、今までよりも割が悪くなった人を保護するためにやっているわけじゃないわけで、能率競争に負けた人を救うために公取がやっているわけ

じゃないわけなんです。要するに、そこに不当性があるかとか、正常な取引に比べて何か異常なものがあるかとかいうことでございまして、流通形態を変えたとか物流のシステムを変えたとかいうことがいざわば効率性に基づくものであれば、それは当然いいことでありまして、それに対して独禁法をもって介入するということはすべきじゃないわけでありまして。

ですから、我々は、そこは具体的に見てみせんと、先ほどのお話も、直接買った方が販売子会社よりも安いというのは、これは普通はない話。よほどの大手の買い手でなければ、直接買った方が安いんじゃないことではないわけで、場所が仮に北海道だとすれば、北海道の販売子会社を通して買うのが直接買うよりも非常に高いということになったら、その買い手は大変なお客さんで、本社から直接買ってあげる。では、どうして今まで直接できたのかというのがあるんですけど、それは、条件が変わったから、そこはちゃんと交渉ささればいいと思うんですね、どうして子会社に切りかわったら高くなるんだ、量は同じじゃないかと。そういう交渉をやはりしていただかなければ困るので、それでも不当に理不尽なこの場合にはぜひ言ってきたきたい、そういうスタンスでございます。

○吉井委員 そんな話、わかった上で言っているんですよ。

それで、問題は、公取の姿勢が問われてくるんです。そのことをやはりきちんとやらないと、私が例示した話というのは、具体的な話になりますとまたちゃんと個別にやりますけれども、そこをきちんと姿勢を正さないと不信を食らうということと言っているんです。

次に、日本共産党は、コンビニニフランチャイズ問題について十年前からずっと国会で取り上げてきました。二〇〇七年六月には、コンビニニオーナーが売れ残り弁当の値引き販売をして廃棄しなくとも済むよう努力すると、本部の方から、廃棄処分にしろ、ロスチャージを払え、言うことを聞

かないと契約解除だ、違約金をもらうぞとおどされている実態を紹介して、調査、改善を求めました。

公取が最近、セブンイレブン本部に調査に入っただということが明らかになっておりますが、食品の無駄な廃棄で本部の利益を引き上げるとこの商法は、エコ時代の社会のあり方としても、倫理の問題としても重大な問題だというふうに考えているものです。

きょう伺っておきたいのは、セブンイレブンの本部がオーナー経営のコンビニニ店を倒産に追い込んだ例を見ておきたいと思うんです。

二〇〇一年二月に脱サラしてオープンされた、上野駅から百メートル近くのところにあった、もともと店のオーナーの被害例なんですけれども、この人は、二〇〇六年に入って、ちょうど上野駅前の知り合いの方から、駅前ビルがあいたよ、そちらへ移ってはどうかと紹介されて、早速本部に相談したんです。本部に相談したら、本部は、同じ系列コンビニニを百メートル以内に設置するのはだめだ、出店を認められなかった。

ところが、本部の方は、この条件のいいビルにきっちり目をつけて、ほかの人を入れてコンビニを出店させた。しかも、本部は、ドミナントについては本部の権利だと言い放って、近くに系列コンビニニがあると相乗効果が出てくるんだなどとうそびえているという状態で、この結果、既存のコンビニニは売り上げが三分の二に落ち込んで倒産しました。それも、本部に、もう店をやっていいけんから閉めたいと言ったら、十五年間の契約期間中なので、中途解約なら違約金を出せとハゲタカのような要求を突きつけられるということで、そのために、七カ月間損失を負担し続けて、直営店が引き継いでくれるまで負担を払い続けた。

今、この本部のやり方というのは多くのコンビニニ経営者の間に知れ渡って、多くのオーナーの皆さんが、いつ自分がやられるかということで大変不安に駆られております。それは何もセブンイレブンだけじゃなくて、ローソンでもファミリー

マートでも皆同じように不安を訴えられております。

アメリカのアイオワ州では、こういうドミナント問題についてはちゃんと規制の法的仕掛けをつくったりしておりますが、やはりそういうことをやって、そして、コンビニニオーナーの皆さんなどの経営が、本部との関係で、圧倒的に優越的な地位にある本部とそしてオーナーという関係にありまうから、きちんとこういう問題については正していくという立場でいかなきゃいけないと思うんですが、とりあえず、まず、優越的地位の濫用というものは当たりますね、これは。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

公正取引委員会は、委員御案内のとおり、フランチャイズチェーン本部と加盟者の取引におきまして、どのような行為が独占禁止法上問題となるかにつきまして具体的に明らかにすることにより、本部によります独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」、いわゆるフランチャイズガイドラインを策定しているところでございます。

個別の事案についてお答えは差し控えていただきますが、一般論として申し上げます、今委員御指摘のとおり、本部が既存の店舗の周辺に新たに新店を行うという場合には、既存店の売り上げに影響が生ずることは考え得るところでございます。

この点につきまして、今申し上げましたフランチャイズガイドラインにおきましては、加盟する際に、あるいは加盟募集の際に、本部から加盟希望者に対し、このような出店計画がある等の開示があるかどうか、あるいは、ガイドラインの文章をちゃんと引用させていただきまして、加盟募集に当たり、「加盟後、加盟者の店舗の周辺の地域に、同一又はそれに類似した業種を営む店舗を本部が自ら営業すること又は他の加盟者に営業させることができるか否かに関する契約上の条項の有無」についても開示しなければいけないというこ

とが書かれています。

これにつきまして、開示していない場合には、不当に顧客を誘引するということでございまして、独占禁止法で禁止されている欺瞞的顧客誘引に該当する可能性があるというガイドラインでは明らかであります。

一方で、先生御指摘のとおり、今本部がこのような加盟店の、自分で出すということそれ自体が優越的地位の濫用の行為に当たるとは直ちに考えることはできないと考えております。

以上でございます。

○吉井委員 あなたのところの出していらっしゃるガイドラインで、ちゃんとこれは優越的地位の濫用の中に入っております。

それで、コンビニニ本部は、百メートル以内には出店を認めないドミナント制を言いながら、自分分は、競争する他のコンビニニを打ち負かすためには、一定地域への集中出店というのをやっております。同じ自分の店でもアルバイトの時給を八百二十円から一割アップの九百円にしてみたり、従業員の引き抜きとか、かなりすさまじいことをやって地域シェア一位をとるというのがコンビニニ本部の経営戦略でもあるとして、そういうことでオーナーの方たちを長時間家族労働に追い込んでいたりしているものですか、実際には、コンビニニオーナーのところでは、健康破壊とか家庭崩壊とか、それから夫婦離別や自殺、心中に追い込まれる現実などが今出ております。実際、そういうことをきちんと実態把握しているのかというのを一つ伺っておきたい。

それから、時間が近づいていますが、日本共産党は二〇〇〇年十一月に、「コンビニニ・フランチャイズ業界の健全な発展のために、加盟店の地位・権利の確立を」とする提案を行っておりますが、この提案とコンビニニ経営者の皆さんの運動でガイドラインが改定されるなど一定の前進はありました。中小小売商業振興法では、一応、本部に対してオーナーに書面交付と説明を定めるなど、二十七年前の取りまとめ以降若干の前進はありま

すが、結局は、フランチャイズ取引適正化法のよ
うな法律で法的根拠を持つてきちんと指導する、
そういうことが一方では必要なのではないか。

こういうことをきちんと調査することについて
は公取、そして、そういう法的根拠を持つて新し
く体制を整備して臨むということについては経産
省の考え方というものを伺っておきます。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、実態把握の重要性につい
ては、公正取引委員会としても認識しているところ
であります。

直近では、御案内のとおり、経産省におきまし
て、昨年、フランチャイズチェーンにおける本部
と加盟店との取引に係る調査を実施したところで
ございますので、先般、公正取引委員会は、経産
省との間で会議を持ちまして、情報交換を行って
まいったところでございます。

今後とも、必要に応じ、実態の調査をしていき
たいと考えております。

○寺坂政府参考人 御指摘がございました適正化
法案に関しまして、共産党さんの方から以前に御
提案があったということは承知をしてございま
す。

さまざまな角度からの議論が必要な事項が含ま
れているというふうに考えておるところでござい
ますが、経済産業省といたしましては、現行法の
厳正な運用、それから業界でもさまざまな自主的
な取り組みを強化しているところでございまし
て、そういったことによりまして、トラブルの防
止、解決にしっかりと取り組んでまいりたいと考
えているところでございます。

○吉井委員 きょうは、二つの例を挙げさせてい
ただきました。一〇〇%寡占状態のガラス業界の
問題、それからコンビニフランチャイズ店の本部
とオーナーの関係ですね。これらについては、圧
倒的に力のある者と弱い者との関係です。それ
は、取引の公正ということだけじゃなしに、それ
自身が社会の公正にもかかわる問題ですから、竹
島さん、これは本当にきちんと厳しく対応すると

いうことで臨んでいただきたい、このことを申し
上げまして、時間が参りましたので、質問を終わ
ります。

○東委員長 これにて本日の質疑は終了いたしま
した。

次回は、来る二十四日金曜日午前八時五十分理
事会、午前九時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後四時九分散会